

鯨類等の国際海洋水産資源の持続的利用 に向けた日本の国際戦略と展望

小松 正之

農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課長

2004年

目 次

1. 鯨類資源の利用と保護の動きの概要1
2. 捕鯨と資源管理の歴史5
(1) クジラと人のかかわり	
(2) 国際的捕鯨管理の導入	
(3) 国際捕鯨取締条約の締結	
(4) 戦後の捕鯨	
(5) 新管理方式と商業捕鯨モラトリアム	
(6) 条約第八条捕鯨（調査捕鯨）の開始と充実	
(7) 持続的な捕鯨再開の努力	
3. 国際捕鯨委員会（IWC）の正常化に向けた取り組み13
(1) 環境団体と反捕鯨国の横暴	
(2) IWC科学委員会での対応の改善	
(3) IWC本会議の運営の改善	
(4) 他国際機関を活用する改善（FAO、CITESなど）	
(5) 日本での国際捕鯨委員会（IWC）の年次総会の開催による国内の理解の浸透と支持の獲得	
4. 歴史、伝統と文化から学ぶ将来の理想的な捕鯨41
(1) 縄文時代からの長い関わり	
(2) 乱獲の捕鯨史	
(3) 国際捕鯨委員会（IWC）の成立	
(4) IWCの変質と反捕鯨勢力	
(5) 日本の鯨食文化と鯨体の完全利用	
(6) 未来型捕鯨	
5. 適切な国際的資源管理の実現とそのための国益と国際益に根ざした主張の展開とその継続77
(1) ワシントンD. C. の国連海洋法仲裁裁判所にて	
(2) 豪NZの国連海洋法条約に基づく提訴と国際海洋法裁判所への暫定措置の要請	
(3) 国際海洋法裁判所（ITLOS）、日本による調査漁獲禁止の暫定措置を命令	
(4) 舞台は国連海洋法仲裁裁判所へ	
(5) 仲裁裁判における逆転勝訴とミナミマグロの保存と最適利用に向けて	

6. 海洋水産資源の持続的利用の達成に向けて	……………100
(1) 国際捕鯨委員会（IWC）からの脱退による持続的捕鯨再開の検討	
(2) 他の鯨類国際機関の設立ないし協力	
(3) ミナミマグロ国際裁判に倣うIWCの改善	
(4) 引き続きIWCに留まり機能改善に努める	
7. むすびに	……………104
8. 謝辞	……………105
参考文献	……………108
参考資料	……………122

1. 鯨類資源の利用と保護の動きの概要

世界の鯨類資源は戦前から、国際条約により規制の対象となっている。第二次世界大戦後は米の主導で締結された1946年国際捕鯨取締条約（ICRW：IWC 1946）によって、管理されてきた。同条約は1948年に発効し、1949年に第1回国際捕鯨委員会が開催されている。日本はサンフランシスコ講和条約発効直前の1951年の第3回委員会から出席している。

同委員会は、当初南氷洋における鯨油価格の暴落を防ぐために鯨油生産を調整する、一種のカルテル行為中心の規則を実施した。

シロナガスクジラ換算（BWU）による生産調整に力点を置いたため、シロナガスクジラやナガスクジラの大型クジラが次々に乱獲される事態を招いた。一方、代替油脂製品の開発・低廉化や、捕獲枠の減少で採算が合わなくなった西欧諸国が次々と捕鯨から撤退し、残った捕鯨国は日本、ノルウェー¹や旧ソ連など限られた国々となった（板橋 1987）。

捕鯨に関心を失った西欧諸国は反捕鯨活動を環境保護運動のシンボルとして活用する路を見出した（Kalland 1993）。当初、反捕鯨を主張する国々はミンククジラも枯渇状態にあるなどと主張し、科学を使って捕鯨を封じ込めようとしたが、その主張が機能せず、結局は数の力で捕鯨禁止を達成した。捕鯨とは全く関係ない国々を国際捕鯨委員会（IWC）に加盟させて1982年に成立させた商業捕鯨モラトリアム（一時停止）である（Aron, 2001）。

商業捕鯨のモラトリアム（国際捕鯨取締条約附表（IWC 2003）第一〇項e）に対し、日本は直ちに国際捕鯨取締条約第五条3の規定に基づき、異議申し立てをしている。しかしながら、米200海里水域内の日本の遠洋漁船の操業とリンクされ、日本は異議申し立てを撤回した²（板橋 1987）。この商業捕鯨モラトリアムは、1986年から発効している。日本には1988年以降に適用されている。

現在では、残念ながら商業捕鯨のモラトリアムが発効したまま（ただし、遅くとも1990年までにゼロ以外の捕鯨枠を設定することを検討すると国際捕鯨委員会は合意している

¹ ノルウェーは南氷洋からは撤退したが、自国沿岸での捕鯨は継続している。

² 筆者は、上記事実と1985/86年の母船式さけます漁業の米200海里操業をめぐる交渉で、日本漁船が米200海里内水域の操業を人質に取られて、結果的にその後、日本漁船が米200海里内水域から締め出されたという経験をその後の漁業交渉で活かすことになる。日本のミナマグロ漁業は南半球の公海において操業していたが、1998年メバチ、キハダを漁獲する豪200海里水域内の日本漁船の操業を放棄して、公海において、我が国のミナマグロ漁業の操業を確保しつつミナマグロ資源の調査漁獲（EFP: Experimental Fishing Programme）を実施することを出漁する漁業者と協議しつつ、日本政府としての決定としたことである。

(IWC 2003) が、これが守られていない) である。しかし現在日本は、国際捕鯨取締条約第八条に基づく調査捕鯨を 1987/88 年から南氷洋で、そして 1994 年から北西太平洋で行っている³。当時筆者は対米交渉担当であったが、1987/88 年の初めての調査捕鯨船団の出港を側面から精力的に支持した。

ノルウェーは 1988 年から 91 年まで調査捕鯨を実施した。1993 年からは異議申し立ての下で、商業捕鯨を行っている。当初捕獲枠は 178 頭であったが、現在は約 700 頭程度 (2003 年は 711 頭) である。

アイスランドは対米水産物貿易の大きさなどに配慮して商業捕鯨モラトリアムに異議申し立てをしなかった。商業捕鯨の再開を期待して、1991 年に第 43 回国際捕鯨委員会総会を自国でホストしたが、所期の目的を達せず、93 年には国際捕鯨取締条約から脱退した。筆者は、IWC においても過半数を制すれば、捕鯨の再開に大きく近づくとの判断から、アイスランド政府に IWC への復帰とワシントン条約加盟を強く要請するために 1997 年以降数次に渡りアイスランドを訪問した。その結果、アイスランドは 2001 年から国際捕鯨取締条約への復帰を果たし、2002 年 10 月の特別会合 (ケンブリッジ: IWC 2003b) 以降、IWC での投票権も行使できるようになった⁴。

国際捕鯨委員会は 1980 年から包括的資源評価を開始した。これまでにコククジラ、南氷洋ミンククジラ、北西太平洋ミンククジラ及びニタリクジラ、北大西洋ナガスクジラ、北東大西洋ミンククジラについてこれらが終了している。これらの資源はいずれも健全で (IWC 1991; 1992a; 1996)、商業捕鯨のための捕獲に十分に耐えられるが、反捕鯨国の遅延作戦に会

³ 南氷洋での調査捕鯨は、ミンククジラの加入量や自然死亡係数を求めて、どの位の、いかなる捕獲なら、資源を安全に管理しつつ、捕鯨が可能かを算出しようとしたもの。

しかし系統群がいくつかに分かれたり、未成熟個体が補足できていないなどの問題が反捕鯨の豪の科学者 (デラメア) などから指摘され、このままでは自然死亡係数などの算定が不可能であり、日本の調査捕鯨は初期の目的が達成できず失敗であるとの非難を浴びた。それに対し筆者が主唱して 1 つの系統群の広がりを含めて捕捉するサンプルが収集できるよう、調査サンプル数及び調査海域を拡大、拡充した。すなわち従来の第 IV 海区及び第 V 区に加え、第 III 海区及び第 VI 海区のそれぞれ半分を追加して、調査対象とした。またサンプル数は 330 頭から 440 頭に上限を変更して実施した (1995/96 年から実施)。

また北西太平洋では、日本の沿岸捕鯨の再開に必要な北西太平洋・オホーツク海系統群のミンククジラに関する系統群構造の解明のための情報が必要となった。

すなわち北西太平洋太平洋側 (日本海側でない) のミンククジラは系統群が一つであると生物学的に判断されるのに、反捕鯨の科学者は複数の系統群ないし亜系統群が存在すると、直接的データもなく推量だけに基づいて主張したので、日本の主張の正当性を裏付けるために、この系統群についての情報を直接入手して解明することを目的として、1994 年から調査を実施開始した。

⁴ 日本及びノルウェーなどは、アイスランドは 2001 年に条約加入を米国 (寄託国) に通告した時点で投票権を有する正式加盟国になっていたとの認識である (ICRW 第一〇条)。

い、未だに捕獲枠が設定されず、捕鯨が再開されていない。

また、捕獲枠の算出の手續（Revised Management Procedure : RMP）も既に完成しているが、その完成後に改訂管理制度（Revised Management Scheme : RMS）として国際監視取締制度を含む諸々の追加条件を付加され、未だにその使用が認められていない。すなわち、IWCとして商業捕鯨再開のために必要な捕獲枠の設定が、正式に行われていない状態である。しかし、RMPは1992年には完成。現実にはこれに基づきいつでも捕鯨が再開できる状態になっており、単純過半数を取れば、この作業を開始のための正式な命令を下すことができる状態になっている。現在は一部の反捕鯨国がいかなる場合でも捕鯨の再開には反対であるとしているため、この作業が進んでいない（Aron *et al.* 1999a）。

鯨類は、哺乳類であり、人間に近い動物であることから、洋の東西を問わず、その殺生に対しては、他の動物の殺生に比較し、特別の感情が生じたことは多くの記録に残る。

米国においても、石油が発見され、ゴールドラッシュが起こり、資本投下先と労働の投入先がそれまでの捕鯨（非効率に陥っていた）から、新しい投入先に向くことにより鯨の命が救われることを歓迎する風刺記事が掲載されたものが見られた（森田 1994）。

1950年代や60年代に入り、動物の擬人化が行われた。腕白フリッパーやディズニーのアニメキャラクターの登場である。

鯨が人間に近く、かつ自然を代表するキャラクターとして登場する。また高度経済成長期を経て、世界第二の経済大国に成長した日本に対するねたみや嫉妬が台頭する。

1972年6月スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議で反捕鯨国の団体の意向を受けた米国が商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）を主唱した。米国は1971年には商業捕鯨を止め、経済的な関心を全く有していなかった。また、原子力潜水艦の温排水やベトナム戦争での枯れ葉剤の使用など国際的に大きな批判にさらされ、批判の目を転じさせる必要があった。

モーリス・ストロング会議事務局長は「クジラを救えずして、地球を救えるのか」と唱え、このスローガンが世界中に浸透した。

捕鯨から既に撤退していた旧捕鯨国（英、米、豪、NZ、独など）は捕鯨に何ら経済的関心がなくなったので捕鯨反対に加わった（梅崎 1999）。

1982年の商業捕鯨モラトリアム採択の直前の年には、環境団体及び反捕鯨国などが新興の独立国家を中心にインド洋諸国及び、カリブ海諸国を加盟させ、IWCで4分の3の多数を占めた。後に米国の元IWCコミッショナー、アーロンが2000年の米国・オレゴン州で開催された会合で公表したところによれば、これらの国々の加盟促進は環境団体が米などの支援を受けて効果的に行ったとの由である（Aron, 2000）。

このような強引な多数派工作によって、反捕鯨国は商業捕鯨のモラトリアムの採択に成功

した。しかし、これらの強引な方法によるモラトリアムの採択が合法か否かの検証も必要となろう。アンティグア・バーブーダのIWCコミッショナー、D・ジョセフ氏は、同国は独立直後にIWCの加盟手続も知らぬ間に、他国から連れられた外国人コミッショナーがIWCに本国政府の関与するところなく参加したことを問題として指摘している（2002年、TBSテレビ『報道特集』）。これらの反捕鯨団体は、いまだに鯨類の持続的利用に反対し、そして捕鯨とは全く無関係な内陸国や中東欧諸国を加盟させようとしている。現在でも強硬に商業捕鯨の再開に反対している。これらの反捕鯨の主唱は、極めて反科学的、反条約的、そして反人権的なものである。

2. 捕鯨と資源管理の歴史

(1) クジラと人のかかわり

クジラと人間の係わりは、日本でも世界（西洋）でも数千年前に遡ることができる。我が国では石川県能都町の真脇遺跡、神奈川県横須賀市称名寺遺跡など、我々の祖先が遅くとも5,500年前には積極的にイルカ類などの鯨類を捕獲していた証拠が発見されている（平口2003）。ノルウェーやスコットランドなどでも同様に古い記録が発見されている。

大型クジラの捕獲を積極的に開始したのは、仏と西の国境地域に居住したバスク人であり、我が国では16世紀に三河国師崎の伝次（三浦浄心『慶長見聞集』）と言われている。バスク人の技術はイギリスやノルウェーに伝播し、我が国では三河国の突き捕り捕鯨の技術は伊勢国を経て、熊野国太地に伝播した。

1606年、太地において、和田頼元が我が国初の専業捕鯨集団である鯨組を組織する。

18世紀初頭に本格的に開始された米国の帆船捕鯨は、マッコウクジラやセミクジラを捕獲し、鯨皮から鯨油を生産し、鯨肉は海洋投棄した。19世紀半ばには最盛期を迎えた。

(2) 国際的捕鯨管理の導入

ここでは、もっとも生産性が高く、国際的な資源管理につながる捕鯨が行われた南氷洋をめぐる資源管理や捕鯨について言及する。

1864年ノルウェー人フォインは、ノルウェー式捕鯨砲を開発した。これは捕鯨にとっては後の工船及びスリップウェーと並び画期的な発明であったと評される（板橋1987）。すなわち捕鯨の銛の後にロープがついており、銛が命中すると鯨と銛をロープでつなぎ、捕獲したクジラをたぐり寄せる。これで死んだ後に水没するナガスクジラ属も捕獲が可能となった。

大西洋の鯨類資源が枯渇すると、ノルウェーは1904年に南氷洋に進出した。英領サウスジョージア島は、シロナガスクジラなどの宝庫であり、ノルウェーはここに基地を置き、直ちに大量の鯨油生産に成功した。ノルウェーの会社が次々と南半球の捕鯨に進出した。南氷洋での捕鯨が母船を伴った操業に変更されるのは、サウスジョージア島を有する英国がノルウェーの基地の使用料を大幅に値上げしたことによる。ノルウェーはスリップウェー付きの母船の開発に成功し、1924年南氷洋において基地を使用しない捕鯨、すなわち母船式捕鯨業の実施に成功したのである。

日本が南氷洋に船団を送るのは1934年（昭和9年）からである。

初期の日本の南氷洋捕鯨の目的は、鯨油を欧州市場で販売することによる外貨の獲得であ

った。

日本の最初の船団は、日本水産の図南丸である。

1935年からは鯨肉も国内に持ち帰っている。初年は沿岸捕鯨業者の反対で持ち帰れなかった。

南氷洋の鯨油生産のコントロールと鯨類資源の管理のため1930年に国際連盟は専門家会合を招集した。その後1931年にジュネーブ条約（捕鯨取締条約1931）が26ヶ国によって署名された。この条約は19ヶ国の批准を得たが、発効は1936年に遅れ、事実上失効した。

1932年にはノルウェー、イギリスの業界間取極として「鯨油生産協定」が締結されている。この協定で、のちにシロナガスクジラの枯渇を食い止めることができなかったシロナガスクジラ換算単位（Blue whale Unite）⁵が決定された（板橋1987）。

この単位の導入には資源を保護するとか、管理しようとかの思想は全く入っていなかった。鯨油価格の暴落を防ぐための生産の調整を行うとの考えがあるにすぎなかった。この考えが後々にシロナガスクジラやナガスクジラなどの資源の枯渇を招いた。

1937年ノルウェー、イギリスが国際協定策定を呼びかけ、9ヶ国が参加する国際捕鯨取締協定が締結された（International Agreement for the Regulation of Whaling 1937）。この条約により、セミクジラの捕獲禁止が決定された他、南氷洋の出漁の時期も規制された。また捕獲されたクジラについてはノルウェーの統計局に報告が義務付けられた。捕獲のモニターがようやく開始されたのであった。この協定はドイツの加盟が特徴であり、同国に規制をかけることが主目的の一つであった。鯨油生産の効率化も目的としていた。

この時期に世界の鯨の総生産量の90%は南氷洋からのものであった。

（3）国際捕鯨取締条約の締結

ドイツはポツダム宣言を受諾し1,500トン以上の船舶の建造を禁止された。ドイツ国内では捕鯨再開の大キャンペーンが張られたが、ドイツの捕鯨再開に反対する壁が厚かった。これはドイツが鯨油の世界最大の市場であり、鯨油の輸出国であったノルウェーなどの反対にあったためであった。

第二次世界大戦での中断を経て、1946年12月米国ワシントンD.C.で南氷洋を中心とした鯨類資源の管理と利用に関する会議が開催された。19ヶ国が代表を送り、15ヶ国が署名国となり、科学的根拠に基づく資源管理を柱とし、国際捕鯨委員会（IWC）を毎年開催し

⁵ シロナガスクジラ換算とは、シロナガスクジラ1頭からとれる鯨油の量を1単位、1BWUとするものだ。シロナガスクジラ1頭からとれる油の量は110バーレルとされ、ナガスクジラなら2頭分、ザトウクジラなら2.5頭分、イワシクジラなら6頭分と考える。

て、捕獲枠などを決定することなどを柱とする国際捕鯨取締条約（ICRW）が締結された。この条約は 1948 年に発効し、1949 年に第 1 回の会合が開催されている。

我が国は、サンフランシスコ講和条約に署名する直前の 1951 年の第 3 回会合から参加している。

（４）戦後の捕鯨

1946 年に締結された国際捕鯨取締条約は 1937 年国際捕鯨取締協定を受け継いだものではあるが、資源の持続的利用の原則が条約の精神と目的を貫いている。従って、科学的根拠に基づく捕獲枠の設定などが明記（ICRW 第五条 1）されている。しかしながら条約の発効後しばらくの間、原則が適切に適用されることはなかった。むしろ 1936 年に取り決められた鯨油の生産カルテルの実行を主とする内容であり、これによりシロナガスクジラなどの超大型鯨類などの資源の枯渇を導いた。

はじめ IWC は 16,000 BWU を捕獲枠の上限とし、徐々にその上限を低下した。これはシロナガスクジラなどの資源の悪化に伴うものであった。1961/62 年までは早く捕獲したものが勝ちのオリンピック方式で捕鯨が行われた。旧ソ連の急激な船団の増加と伝統的欧州捕鯨国船団の老朽化が、ノルウェー、オランダ及び日本の IWC 脱退や脱退通告を呼び、1962/63 年漁期からは、国別割当制度が導入され、ようやくオリンピック方式が廃止された。捕獲枠は 1971/72 年には当初の 15% 以下の 2,300 BWU に設定され、大幅に縮減された。

当初はマッコウクジラとミンククジラは、BWU の換算の対象には入らず、当捕獲の規制の対象とはならなかったが、IWC は、その後これらの鯨種に対しても 1972/73 年漁期から捕獲枠を設定する（大隅 2003）。

戦後、食糧難に陥った我が国は、アメリカ合衆国からの小麦粉などの食糧物資の支援などを受けていたが、到底、需要を充足するところとならず、加えて蛋白質の不足も深刻であった。

戦後マッカーサー元帥は、日本船舶の活動を規制し、日本沿岸域に封じ込めるために、マッカーサーラインを引いていたが、日本の食糧難の深刻さに鑑み、1946 年には小笠原諸島における捕鯨を許可し、次いで 1946/47 年の漁期には南氷洋捕鯨の再開を許可した。この許可にあたって、ノルウェー、英、豪、NZ などは自国の利権が侵犯されることから、強く反対したがマッカーサーは代替の措置のない単なる反対は受け入れられないと反論し、反対を押し切っている。1947 年 2 月に約 340 トンの鯨肉を積んだ初めての鯨肉運搬船が築地港に入港し、日本国民の熱烈な歓迎を受けていた（板橋 1987）。

この時期の日本の南氷洋の捕鯨は、国民の飢餓と栄養失調の改善のために大いに貢献し、

出漁会社や乗組員の士気とモラルが極めて高かった。

1959/60年漁期には、ノルウェーを抜いて日本は捕鯨オリンピックで、捕獲量が世界一となった。このことは第二次世界大戦で国土と国民の精神が大きく荒廃し、自信を喪失した時期であったので、捕鯨で世界一になった事実は日本国民に絶大な元気と活力の源をもたらした（高橋 2003）。この源が1960-70年代の日本の高度経済成長につながっていく。

（5）新管理方式と商業捕鯨モラトリアム

南氷洋におけるシロナガスクジラなど大型クジラの激減に対して適切な措置を検討するため1960年にはアレン（豪）、ホルト（FAO）及びチャップマン（米）をメンバーとする三人委員会が設立された。これらの会合の検討結果などを踏まえ、シロナガスクジラ及びザトウクジラの捕獲の禁止が決定された。

更に1975年には新管理方式（New Management Procedure=NMP）の導入が決定された。NMPは、最大持続生産量を与える資源量（MSYL、初期資源量の60%）が最も生産性が高い資源の利用水準であるとの概念を基礎として、それを10%（初期資源量の54%）下回った場合には捕鯨を禁止するとの画期的な方式ではあったが、具体的に初期資源量、増加率などの数値にどの値を採用するかが非常に困難であり、結果的に実際の適用が困難でかつ意見が対立した。従って、簡単な数値を与えるだけで捕獲枠が算出できる手続きの開発に着手することになる。これが改訂管理方式（RMP）である（田中 2003）。

1972年、スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において、商業捕鯨10年間禁止決議が採択された。これは科学的根拠のない、極めて恣意的かつ政治的な決定であった。これ以来、捕鯨が環境保護運動の攻撃的的とされ、他の環境破壊活動の相殺のためのスケープゴートにされることが顕著になって行く。当初、IWC科学委員会は、商業捕鯨10ヶ年禁止は健全なミンククジラ資源も含めた捕獲禁止であり、何ら科学的根拠がないと反対していたが、IWC本会議は、米国や反捕鯨NGOが多数派工作を執行し、全く捕鯨に関係ないインド洋諸国やカリブ海諸国を加盟させて4分の3に達する票を集め、科学委員会の決定に反し、1982年に商業捕鯨のモラトリアムを採択した。

この結果資源量の豊富な鯨類（全世界でそれぞれミンククジラ約100万頭（IWCプレスリリース（1991年））、マッコウクジラ200万頭（米商務省ホームページ（2001年））を含め科学的根拠に反して、捕鯨が全面的に一斉に一時禁止されている。

商業捕鯨モラトリアムは、遅くとも1990年には見直しのための検討がなされ、ゼロ以外の捕獲枠が設定（商業捕鯨が再開）されることに合意したが、この期限を13年以上も経過した現在でも捕鯨が再開されていない。他方、国際捕鯨委員会（IWC）内での力の関係や

雰囲気は商業捕鯨モラトリアム採択当時（1982年）と比較して、大幅に改善している。すなわち、反捕鯨が極めて優勢であった時期から比べて、現在は持続的利用国がIWCで約半数（約22～23ヶ国）を占めて、反捕鯨国（約25ヶ国）と対等な闘いを演じている。

（6）条約第八条捕鯨（調査捕鯨）の開始と充実

a. 南氷洋における調査捕鯨（JARPA）

1987/88年のシーズンに我が国が南氷洋に鯨類捕獲調査（調査捕鯨）船団をはじめて出航させた。この時は商業捕鯨の終了直後でもあり、当該調査捕鯨は擬似商業捕鯨と言われて強く非難された。現在では、その非難は頻度及び強度とも大幅に低下した。

南氷洋に調査船団を出航させた折には、条約第八条（調査捕鯨）の捕鯨は第五条の捕鯨（商業捕鯨）に比べてステータスが大幅に低下した存在であった。すなわち、商業捕鯨が不可能となったので、この代替として、第八条捕鯨（調査捕鯨）をやむを得ず実施すると第二等の地位を与えられ、商業捕鯨のかくれみのとしての非難を浴びてきた。だが第八条の捕鯨は、鯨類の資源管理に必要な生物学的データを収集するために必要不可欠な調査活動であり、ここから得られるデータにより、鯨類資源をより安全にかつ持続的に管理することが可能となる。

日本の南氷洋調査捕鯨は、南氷洋のミンククジラの自然死亡率と加入率を推定し、捕鯨が行われる場合の資源の管理に資することを目的としたものである（Government of Japan 1987a; 1987b）。1989/90年から南氷洋鯨類捕獲調査は、本格調査に移行し（Government of Japan 1989）、既に自然死亡率や系統群に関するDNA情報などの重要なデータが大幅に蓄積されている（IWC 1998c）。

95年の科学委員会には、調査海域を東西にそれぞれ約30度拡大し、北側の調査活動を拡充することにより、反捕鯨の科学者から批判の対象とされたミンククジラの系統群全体の把握と若齢鯨の捕捉の欠点を克服し、DNA分析等による系統群の広がり域の決定と異なった系統群の差の発見を主目的とした、修正調査案を提案した。この調査計画（Government of Japan 1995）には大きな批判もなかった。日本は調査計画を実施した。捕獲は100頭のミンククジラが増大し、我が国の調査捕鯨が一層充実した。

b. 北西太平洋における調査捕鯨（JARPN）

1994年からは北西太平洋でも調査捕鯨を実施している。

北西太平洋におけるミンククジラは資源量25,000頭の健全な資源であるが（Backland *et al.* 1992）、1993年のIWC科学委員会の分科会において、何の直接的な科学的根拠もなく推察

でミンククジラの来遊海域が 13 海域に分割され、加えて太平洋の系統群が全く何の科学的根拠もなく、3 系統群と 4 つの亜系統群に分割された (IWC 1994b)。

このために北西太平洋に調査船団を出航させ、ミンククジラを捕獲し、その遺伝的形質などから DNA 分析を実施し、いくつの系統群から構成されるのかを調査し、検証しようとした。この系統群判別を主目的とする調査計画 (Government of Japan 1994) は、1994 年の IWC 科学委員会で極めて高い評価が得られた。

1994 年から 1999 年までの第 1 期調査を経て、2000 年からは第 2 期の拡充調査を実施している。ここでは鯨類と捕食生物の魚類との海洋生態系の関係を解明することに主目的を変更している (Government of Japan 2000b)。

拡充調査は IWC 科学委員会での資源評価が終了したニタリ鯨 (50 頭) 及び、資源量が膨大なマッコウ鯨 (10 頭) を対象とした。

2002 年からの本格調査においては北西太平洋の調査にイワシクジラ 50 頭とミンククジラ 50 頭の計 100 頭を追加している (Government of Japan 2002)。

ミンククジラ 50 頭については、沿岸域の漁業との競合が強い海域と漁場において調査を詳しく実施するものである。

第八条の捕鯨 (調査捕鯨) は、主産物としての調査データの収集後の鯨体、すなわち副産物の有効な活用について、明確に規定している。条約第八条は、副産物を可能な限り市場にて販売し、得られた取得金は政府の指令書に基づいて処分しなければならないと規定している。すなわち、鯨肉は西洋諸国のように海洋投棄など無駄に処することなく、人間の食糧として活用することを強く奨励している。

(7) 持続的な捕鯨再開の努力

1988 年 (他 IWC 加盟国に対しては 1986 年) から我が国に対し発効した商業捕鯨モラトリアム (一時停止) が現在も継続している。条約附表第一〇項 e では、遅くとも 1990 年までにはゼロ以外の捕獲枠の設定につき検討することが付帯条件として合意されており、この期限を越えて既に 13 年が経過している。したがって、第一〇項 e が現在でもその効力を有し続けているのかどうかは疑問が残り、むしろ効力を失ったとの解釈を今後、反捕鯨国を含む国際社会に日本やノルウェーの見解として発信することが重要である。

その例証として沿岸捕鯨地域救済枠の要求や RMS の完成および国際捕鯨委員会 (IWC) の意思決定のメカニズム改善のための諸活動に対する妨害と遅延行動があげられる。暫定救済枠は、1988 年から 2002 年まで、都合 15 年間要求したが、結局、反捕鯨国が過半数を占める IWC から当該要求が承認されることは全くなかった。当救済枠は、商業捕鯨モラ

トリアムの発効により、疲弊した沿岸捕鯨地域の経済的、及び地域社会的な窮状の救済のため、商業捕鯨が再開するまでの間の暫定的かつ緊急的な取り扱いとして捕鯨を認めさせようとしたものである。

1993年、我が国で28年ぶりに開催された第45回国際捕鯨委員会京都総会で、我が国は、筆者らが原案を作成した決議案をはじめて提出した。この決議案は、我が国の沿岸捕鯨地域の窮状救済のためにIWCが迅速な行動を取るというものであった（IWC 1994a）。

この決議は、日本の京都で開催されたIWC年次会議であることもあって、全会一致で採択された。しかしながらIWCはその後一度も迅速な行動を取ることはなかった。それは現在に至っても沿岸小型捕鯨によるミンククジラの第五条に基づく捕獲が再開されていないことから明確である。その後も95年には日本の沿岸小型捕鯨の行動計画を承認するための決議（IWC 1996a）や、96年には、日本で沿岸小型捕鯨の再開を検討するためのワークショップ（IWC 1997c）の開催決議（IWC 1997a）などが賛成多数で採択されたが、これらも今日まで一度たりとも沿岸小型捕鯨の再開に結びつくには至っていない。

この間、我が国の近海の北西太平洋における調査捕鯨が94年から開始された。また、2002年の下関市で開催された第54回国際捕鯨委員会の開催後には、沿岸小型捕鯨船が従事した釧路沖及び仙台湾などにおける沿岸域の調査をようやく開始した。

第八条に基づく鯨体完全利用の調査捕鯨として50頭のミンククジラの捕獲が実現した。1988年以降中断していたミンククジラの捕獲と水揚げが2002年に14年ぶりに釧路にて復活した。鮎川では2003年に実に15年ぶりのミンククジラの水揚げ再開であった⁶。

2000年から第2期の北西太平洋調査捕鯨が開始されたが、調査の主目的は第1期の系統群の解明から、漁業と鯨類の捕食による競合に変更した。これは、近年、日本の漁業生産量が大幅に（1,200万トン（1980年代）から、600万トン（2002年）へ）減少しており、その減少原因の一つとして、鯨類による捕食が推測されているためである。このことにより、日本国内の漁業者や一般国民の鯨類資源の増加への関心が高まっている。漁業資源管理の面からも自然死亡係数（M）の精度の高い推定が年々要請されているので、鯨類資源管理との双方向からの対応の向上が期待される。

改訂管理制度（RMS）の完成のために唯一残った国際監視制度の完成のための提案も、1993年の検討の開始以来、筆者ら日本代表団はRMS完成のための提案として数度に亘り

⁶ これにより、従前の沿岸小型捕鯨地域に加え、釧路市も捕鯨再開運動に加わる。また、沿岸捕鯨のツチクジラを1998年から日本海で捕獲し、函館に水揚げしているのも、函館市もこの運動に加わる。また北海道や宮城県も積極的に鯨類の持続利用推進活動を開始。2002年と2003年には浅野史郎・宮城県知事らのリードで「地域社会と鯨に関する全国自治体サミット」が開催された。

行ってきた。

しかし反捕鯨国は、鯨肉のDNA登録制度の義務化（貿易問題はCITES及びWTOの所轄でIWCの管轄外というのが日本の立場）や捕鯨国がすべての経費を負担すべき、国際監視員の取締権の付与など（日本は取締権などは国家主権の行使であるとの立場）を主張して、そもそも議論に歯止めがなくなっている。加えて、オーストラリアやニュージーランドはいかなる場合にも捕鯨の再開には反対であると表明しながらも、RMSの完成のための議論に参加しているとの矛盾を犯している。

ドイツ、ブラジル、オーストリアなどの国々は、鯨類は捕鯨の対象とすべきではなく、ホウエール・ウォッチングの対象とすべきと主張しているが、ホウエール・ウォッチングはそもそもクジラが豊富に存在しなければできず、これらの国々の主張は鯨類資源が豊かであることの例証でもある。反捕鯨国は、あらゆる口実を見つけては捕鯨への反対を唱えている。

このような商業捕鯨再開のための膠着状態を打開するため、2003年のベルリン会議では、1988年から15年間に亘って要求してきた沿岸小型捕鯨の暫定救済枠の要求（RMSが完成し商業捕鯨が再開されるまでの間の地域社会の窮状救済のための暫定的措置として要求）に代えて、RMSの実施可能性の実証のための地域捕鯨の再開の行動計画（ミンククジラ150頭及びニタリクジラ150頭）を提案して採決にかけた。今後ともこれらを継続することが重要である。南氷洋でも、ミンク鯨資源が豊富に存在しており、いたずらにIWCによるRMSの完成を待つことなく、実施可能性の実証を行うことを積極的に提案することが重要である。

3. 国際捕鯨委員会（IWC）の正常化に向けた取り組み

（1）環境団体と反捕鯨国の横暴

日本は国際的な取決めを重んずる、国際条約尊重の法治国家であって、国際社会に対する経済的貢献や政府開発援助などの協力分野でのプレゼンスも大きく、国際社会からの注目度や影響力も強く、国際会議での発言力も強い。筆者は国際連合の専門機関であるFAOの会議、NY国連総会の会合、漁業の国際機関での会合に数多く参加したが、そのいずれの会議においても、筆者など日本代表の発言は、他国からよく注目され、支持され、日本の発言を中心に会議の意志の決定がなされることが多かった。

しかし92年、英グラスゴーで開催された第44回IWC年次総会にはじめて参加した筆者は、反捕鯨国の横暴に驚き、日本の扱われ方に驚愕した。92年当時、日本の発言は、その内容いかんにかかわらず、ほとんど無視された。IWC総会が、反捕鯨国による数の論理で運営されて来たからである。すなわち、彼らは一方的に少数派である日本などの捕鯨国の主張を無視した。

国際会議は、各国が意見を表明しあい、それらの意見を集約し、かつそれぞれの国々が歩み寄り、妥協することにより、合意を形成するものである。筆者は、IWCの運営の現実に驚愕し、放置すればIWCにより捕鯨再開の合意は未来永劫得られないと判断し、この状況を改善し、近い将来の捕鯨再開のために、それまで蓄積した筆者の国際的な知識と経験と人脈に基づき、以下の3つの柱を樹立し、具体的な行動を取ることにした。これらの対応は徐々に功を奏し、IWCの改善と捕鯨の再開に向けて、着実に効果を上げつつある。

- ① IWCの機能の改善：IWC科学委員会での対応の改善とIWC本会議の改善
- ② 外部からの圧力によるIWCへの影響（FAO、CITES及び地域漁業機関の活用）
- ③ 日本国内の理解と支持の浸透のための諸活動の実施とその強化（日本での国際会議の開催を含む）

これらの対応は、1991年8月14日、筆者が在イタリア国日本大使館に勤務した期間に務めたFAO常駐代理としての任務から帰国して以来、営々と取り組んできたものであり、現在でもその対応は継続している。すべての対応は相互に関連し、かつ相互補完的に実行されている。そのように実行されてこそ、相乗効果が発揮される。

（2）IWC科学委員会での対応の改善

日本国内の人的資源の活用に留まらず、海外の人的資源を活用し、我が国の対外対応能力

を高めるとともに、我が国の人材への刺激を与え、我が国の人材の能力向上も期待する。特に、IWC科学委員会において精力的に対応した。

1992年春、コペンハーゲンで開催されたRMP（改訂管理方式）分科会（IWC 1993c）に出席した南アフリカのケープタウン大学バターワース助教授（現教授）に出会った。バターワース助教授は鯨類の持続的利用を支持し、応用数学及び統計学に精通していた。RMP分科会でも議論を一步リードしていたが、他方、日本の科学者は、ほとんど議論に貢献できず、会議中、座しているのみがほとんど。またRMPの内容を必ずしも十分にフォローしていなかった。筆者は大いに驚き、科学的側面からも捕鯨の再開はいつまでたってもおぼつかないと危機感を募らせた。

取りあえず筆者はバターワース助教授にRMPを中心とした、科学委員会での問題点の抽出と対応につき、日本の科学者に対して指導と助言を要請する。翌年からは、北西太平洋の捕獲調査計画の原案作成のプロセスにもバターワース助教授に参画及び助言を要請し、バターワース助教授の助言と指導も得ながら調査計画（Government of Japan 1994）を完成させた。

更に95年に提出する拡大南氷洋調査計画（Government of Japan 1995）にも、同助教授の参画を得て、極めて適切な助言を得て、日本の科学者作成の原案を修正し、計画案を完成した。また、数々のIWC科学委員会での重要問題での対応でも、彼の日本側科学者への助言は非常に有用である。同氏の指摘を得て、日本の科学者も対応の弱点を補強している。

94年からは、バターワース助教授に加え、ノルウェー・オスロ大学ワロー教授（ノルウェー学術会議議長）も、調査計画案の作成に参加して、貴重な助言を提供している。

彼らの参加と貴重な助言がなければ、IWC科学委員会に提出する調査計画の完成は不可能であったろう。そして、これは彼らが科学委員会で計画についての議論になった場合に、内容を熟知しているので常に適切な発言によって、IWC科学委員会での議論に貢献するという副次的効果ももたらした。

1994年第46回IWC総会（メキシコ、プエルトバジャルタ）に、北西太平洋調査計画（Government of Japan 1994）を提出したが、調査目的の第一は、系統群及び亜系統群シナリオの否定であった。すなわち、日本は北西太平洋のミンククジラは現実的に一つの系統群であることを、DNAなどの遺伝子解析等で証明することが主目的であった。この点は、内容も充実して完成した。

しかし問題は、資源に対する仮説上の悪影響をいかに回避することがデザイン上できるかであった。

バターワース助教授は、これまで日本の捕鯨が行われた日本の沿岸域からはるか遠くに離れた公海上の第9海区で第1年目の捕獲を行うことを示唆した。このような発想は筆者も含め日本の科学者には全くなかった。過去に誰もミンククジラの捕鯨をしたことのない地域な

ので、資源への悪影響は全くなかった。他方、そこでミンククジラが捕獲できるか否かが非常に心配の種となった。

新計画はスタートすることが重要であったので、バターワース助教授の提案を受け入れて調査を開始した。これが調査の成功に結びついた。

日本の科学者の構成についても、これまでの対応を大きく変えた。従前の鯨類科学一辺倒の体制に反し、当該科学には全く知識も経験もない、一般の水産資源学の専門とする畑中實遠洋水産研究所所長（当時）の参加を奨励した。

94年に先立つ2年前から、鯨類科学者に北西太平洋調査計画の立案を依頼したが、彼らは2年経っても完成しなかった。畑中氏は、一般資源学の知識と経験をフルに活用し、計画案を作成した。この案を基にバターワース助教授が前述のような、操業海域の提案と資源への影響計算を試みて完成させた。1994年の日新丸の大井埠頭からの見送り時、非常に感慨深かった。これが北西太平洋の調査捕鯨の始まりだった。

畑中所長（当時）とバターワース助教授（当時）は、我が国が98年及び99年に実施するミナミマグロの調査漁獲にもその計画作成に参加し主導的役割を果たした。

ミナミマグロを中心とするマグロ研究のグループは遠洋水産研究所に多数在籍する。当初、辻祥子博士を中心とするマグログループにミナミマグロ調査漁獲計画の作成を依頼したが、進展を加速させかつ充実させるために、筆者はマグロも専門としない畑中所長にその作成責任を要請した。同所長（当時）の作成した案にバターワース助教授（当時）が修正コメントを加えて完成した。

94年の科学委員会では、日本の南氷洋調査計画は大きな批判にさらされた。すなわち、日本の調査捕鯨によるサンプル収集は、方法に偏りがあり、若齢鯨が捕獲されず、その結果として日本が目的とする自然死亡係数（M）が算出できない。日本の調査は欠陥調査計画であると大きく攻撃的批判にさらされたのであった。

日本の科学委員会代表団は、大いに困惑した。これまで蓄積してきた調査の大きな欠点が指摘され、調査の継続を否定されたに等しいからである。これについて筆者はむしろ反捕鯨科学者（豪・デラメア博士）の欠点指摘がむしろ南氷洋調査計画を拡充強化するための好機であると考えた。すなわち全ての年齢組成がサンプリングされていないのであれば、それを補うようなサンプリングを実行すればよいと考えた。すなわち現行の調査実施海域が狭すぎるので、拡大すればよいのである。畑中所長、パステネ博士及び藤瀬博士が共同して調査計画を作成した。この時に特に有効だったのは、パステネ博士らが研究したDNAの分析による系統群解析であった（IWC 1996b）。

当時日本が調査捕鯨を実施している海域だけでは、系統群が完結しなかったもので、東西の双方向に調査海域を拡大して、日本が捕獲対象（現在調査対象）としているミンククジラの

系統群の広がり調査するのだ。調査海域を東西にそれぞれ 25 度と 35 度、合計約 60 度拡大した。サンプル数は 100 頭分を拡大した。

しかし本会議に入り、アメリカ合衆国を中心とする反捕鯨国から、この拡大計画には大きな圧力を受ける。アメリカ合衆国などは、拡大調査計画の自粛決議案を従来より強い批判のトーンで書き上げて提出した。所詮、決議は何の拘束力もないのである。しかしながら心理的な圧迫感があった。

筆者はこのような決議案にかかわらず、原案通り実行（440 頭を上限とする調査計画の実施）するのが重要と考えて対応した。

先方は自粛決議案を維持した。筆者はティルマンと精力的に交渉した。最後は 440 頭に政府として決定された。ただし現行の 16 年間の計画の残期間中では、ミンククジラの計画頭数は拡大しないことで、米国の国内法による反発などを回避したのであった。

現在では、事前にシンポジウムを開催して持続的利用を支持する IWC 加盟国に説明し、意見の交換を図り、これらの各国と対応方向を共有して、磐石の体制で IWC 科学委員会に臨んでいる。

これらの対応の準備のために多くのエネルギーが割かれるが、外国の科学者から指導と助言と刺激を得て、日本の科学者の能力が著しく向上した。我が国の科学者の能力は現在では世界でも第一級である。

(3) IWC 本会議の運営の改善

① 事前シンポジウムの開催

IWC 本会議では、持続的利用を支持する国々の IWC への加入が相次いでいる。また中立国の立場が変化し、我が国の立場に賛同するようになってきた。筆者の発案により、毎年持続的利用シンポジウムを開催し、情報の共有と意見交換を図っているので、持続的利用支持国グループの総体的なレベルが大幅にアップしている。1994 年から極めて小グループで開始したこの会合も、現在では 35 ヶ国 80 人（日本の参加者を含めて 100 名以上）が世界各国から参加し、活発な議論が行われている（2003 年 10 月）。この会議は開始当時から連続して筆者が議長を務めている。また我が国支持に変化した国（中国、ロシア及び韓国）なども多くなった。

② IWC 本会議の公開

長年 IWC は、NGO にのみ開放されていた。NGO は分担して、各国のメディアに対して自らの都合のよい情報を垂れ流すのみであった。また、反捕鯨国も会議が事実上、密室で

行われたのを好都合として、少数派である捕鯨国や持続的利用国の発言を封じ込めた（大曲 2002）。

筆者はCITESの締約国会合の例に倣い、プレスに対しIWC総会を公開することを提案した。透明性の確保と情報公開が国際社会の大きな流れであり、反捕鯨国や環境NGOも表面的には公開に反対できなかった。

99年の第51回グレナダIWC総会から会場には報道関係者が直接入り、会議を傍聴した。IWC報道が大きく変化した。それまで、日本などが科学的主張を展開しても「鯨肉は日本の高級レストランで販売されている」という報道しかなされなかったのが、「機能しないIWC」などと正確な報道を行うようになってきた。99年のグレナダのIWC総会では筆者は更に、日本とデンマークによる本会議にテレビカメラを入れるという提案を実現した。米国、豪及びスイスなどが、コピーライト（著作権）やコードが通行に非常に危険だとか理由を構成しない反対を唱えていたが、最終的には反対せず全会一致で合意が得られた。

2000年の豪アデレードのIWC年次総会からテレビカメラが本会議場に入り、本会議の一部始終を世界中に報道した。

筆者は、日本のテレビ10:45pmのニュースの特集の取材を受けた。「ニュースの森」の特集で、時の森嘉朗首相も見た。

他にも捕鯨に関する特集が随分日本の主要テレビ局でも組まれるようになり、偏向のない報道がなされはじめた。それまでは、日本の報道もグリーンピースやWWF、IFAWなど外国のNGOの垂れ流す情報そのままだった。特に南氷洋の日本の調査捕鯨の妨害活動は、反捕鯨NGOの垂れ流す映像そのもので、何のチェックもしていないものがほとんどだったが大きく変わった。前年には、グレナダIWC総会の模様が筆者を中心にニュース特集の主要時間帯番組「クローズアップ現代」（当時は21時から21時30分まで）で放送された。多くの視聴者から反響と高い評価が寄せられた。

この頃から、クジラは絶滅の危機にあり、食べてはいけないという人が減った。クジラは豊富に存在することが、理解されはじめた。

2001年は筆者のゴキブリ発言が世界中に駆け巡った。筆者は、ミンククジラは多量に生息し繁殖力が強いので、海のゴキブリであるとの発言をしたところ、豪など反捕鯨国では例えが悪いとのイメージがあったのか、筆者は大きく攻撃の対象とされた。筆者にすれば、多数存在し、繁殖力も強いゴキブリとミンククジラは良く似ているので、何の問題もなく同類として例えたものである。そのコメントは的を射たものだ。このゴキブリ発言で世界中にミンククジラが豊富に存在する生物であるとのイメージは、ミンククジラを象徴するものであり、正確な情報が定着してよかったと思っている。

2002年には我が国の下関市で第54回のIWC年次会議が開催された。本年の総会は、筆

者の「Let me speak」で幕を開けたと報じられた。

アイスランドの加盟問題で、アイスランドを正規加盟国として認める日本などと、これを認めたくない反捕鯨国が激しく対立した。筆者が日本の代表団席からアイスランドの立場を支持する発言中に、米国代表のシュミッテン氏がこれをさえぎろうとしたところを、筆者が米国代表を黙らせようとして発言したものが、以上の発声になったものだ。

日本の多くのテレビ局は、米国に堂々と立ち向かう日本代表団として高く評価した。しかし筆者には、単に上記の発言の高い反響が不思議だった。

IWC下関総会の直前には、瀋陽の日本総領事館に逃げ込んだ北朝鮮からの亡命者の扱いをめぐり、日本側の対応に日本国民が大きな不満をいだいた直後だったから、それとの比較で、高く評価されたと思われる。米国など、諸外国に明白に物をいう官僚だということだった。ただ自分としては、長年に亘り漁業の国際交渉では二国間交渉であれ、多国間交渉であれ、相手国が、米国、ヨーロッパ諸国や露、アジアの中国や韓国であれ、明確に主張して来たただけだった。明確な主張により、交渉は前進する。また率直に物をいうことは、中長期的には自国、相手国や国際社会の利益になることが、格段に多いと確信する。特に、遠慮がちな中国や韓国には、はっきりと発言することにより、交渉を進展させることが重要だ。あいまいからは時間の浪費以外、建設的な生産物は生じ難い。

IWC下関総会では、米国アラスカ原住民の原住民生存捕鯨枠をめぐって、議論は大きく紛糾した（IWC 2003a）。下関総会では筆者らは米国は二重基準（Double Standard）ないし二枚舌だと呼んだのだが、これが日本国民に大きく浸透して理解を得た。朝日新聞のマンガのコラムにも登場した。

このように下関会議はIWCの一部始終を日本国民に晒したはじめての国際会議となった。また、国際捕鯨委員会が機能不全であることが国民に暴露された。

③発展途上国及び沿岸国のIWCへの加盟とその促進

IWCでも発展途上国の加盟が増加する。99年IWCで捕食問題が取り上げられた直後の2000年にはギニアが加盟、翌年にはパナマ、モロッコと続く。更に2002年にはパラオ、ベニン、モンゴル、ガボンと続き、2003年にはベリーズとニカラグアが加わった。これらの国々の加盟により、持続的利用国はまだ過半数には達しないが、安定多数を占めるに至っている。

④分担金の軽減

発展途上国が加盟しやすくするために、分担金の負担軽減に努めている。アンティグア・バーブーダを中心に、分担金の軽減のための提案を提出し、2002年の下関の総会で採択さ

れ、発展途上国の分担金が概ね半減された。既に加盟した途上国の加盟を維持するための負担が軽減されると共に、新たに加盟しようとする国々も加盟しやすくなった。反捕鯨国の中にも発展途上国で、かつ経済的負担に耐えかねている国々が多いので、この提案は有効であった。

国連方式を念頭に上記の分担金制度の導入提案もF A Oで国連方式を経験していた筆者のイニシアティブによる。

先進国である反捕鯨国も、途上国の分担金の軽減には反対しにくいのである。途上国の分担金約 14,000 ポンドが、約 7,000 ポンドに半分以下に軽減されたのである。国連方式に鑑みれば、更に負担の軽減が可能であり、F A O、C I T E S などでは、全予算の約 0.1%の 1,000 ポンドである。ここまで軽減できれば、途上国は分担金の事実上の支払い負担なしに、I W C に加盟が可能となる。

⑤公用語の拡大

国際捕鯨委員会（I W C）は、英語のみが公用語である。I W Cの発足当時は、加盟国が 15 ヶ国であり、国際機関とはいえっても普遍性はなかった。先進国のサローンといった趣きであった。

しかしながら現在では、加盟国が 51 ヶ国に及ぶ（2003 年 11 月現在）。このような規模に拡大したことは、とりもなおさず、I W C も一般的な国際機関に変質してきたことを意味する。我々、持続的利用及び捕鯨推進国は、非アングロサクソンの諸国である。途上国はスペイン語及びフランス語圏など多様な言語を母国語とする。日本人にとっても英語は母国語ではない。従って英語での対話について行くことは、至難の技である。筆者のF A Oなど国連機関での経験であるが、国際会議が英語のみならず英語以外のプラスアルファの言語で運営される場合、英語以外を母国語とする国々が、よりリラックスして発言が可能となる。

また、言語が追加されることにより、あまりにも早口の英語でスピーカーが話しはじめた場合には、通訳が通常スピードで話すように要求しスローダウンさせるので、非英語国民にとっても英語を理解する場合メリットが生じて理解しやすくなる。

これまで往々にして、非英語国がアングロサクソン国の英語のスピードについて行けないがために、議事運営を強行したような出来事も大幅に軽減する。

西、仏語のどちらにせよ、現時点ではフランス語の可能性が大ではあるが、フランス語をもう一つの言語として導入することにより、西アフリカ諸国の国々の加盟が更に期待できる。アメリカが、フランス語圏アフリカ諸国に介入すれば、フランスの反発を招きかねない。従って西アフリカ諸国との接触を多くし、これらの国々との関係を強化する。

2003 年のベルリンの第 55 回 I W C では、通訳を導入にあたってのコストなどを検討する

などの作業を実施する決議が採択された (IWC 2003c)。これをベースに 2004 年の IWC では通訳の導入につき、最終決定する必要がある。IWC の組織的変更は一步一步着実に進んでいる。

⑥無記名投票制度

しかし、我々の提案で、未だに進展を見ないこともある。無記名投票の導入である。ワシントン条約では、この制度は当初から導入されている⁷。無記名投票により、投票の前後に行われる、先進国にベースを置く環境 NGO の発展途上国へのハラスメントを回避し、投票の独立性を確保することが可能となる。

しかし、反捕鯨国は、環境団体から強烈的な圧力を受けているとみられる。例に無記名投票となった場合には、裏切りが生じる可能性があるが、自由な投票が可能になることによる裏切りは多分に反捕鯨国サイドに生じるとの懸念があるのだろう。反対は強硬だ

いずれにせよ、他の提案と同様に、この提案も 2 分の 1 の単純過半数で成立する、ナンバーゲームである。我々の持続的利用国の数がまされば、この提案を成立させる可能性がある。

なにより、それぞれ主権国家である発展途上国の自主独立の投票行動が確保できる。

(4) 他国際機関を活用する改善 (FAO、CITES など)

IWC の機能不全と条約違反の行動は、明白だ。その際たるものが、南太平洋の鯨類サンクチュアリー提案であった。また RMS の完成と実際の適用の遅延であった。

1982 年の商業捕鯨モラトリアムに付帯して、遅くとも 90 年までには、ゼロ以外の捕獲枠の設立につき検討するとの合意があるにもかかわらず、期限を過ぎて早くも 13 年が経過した。しかしながら未だに反捕鯨国は、捕鯨の再開に事実上、強く反対し、結果として、遅延戦術を取っている。南太平洋のサンクチュアリー導入の際には、規制措置は科学的認定に基かねばならないとする条約規定 (第五条) を公然と無視して、サンクチュアリーは科学的根拠には無関係に、すなわち「鯨類資源の状況にはかかわりなく」(ICRW 附表第七項 b) 設定するとした。このような横暴な状況を改善するためには、既述の内部からの改善の努力だけでは不十分であると考えた。すなわち IWC は、機能不全に条約に反する行動を取っているので、これを外部から改善のための努力を講じて、圧力をかける戦略を取った。そして、

⁷ 第 9 回締約国会議 (1995 年、米国) で無記名投票の実施条件が緩められた。それまでの実施要件は、無記名投票の実施要求に対して過半数の支持が必要であったが、この会議での手続規則改正により、1ヶ国の要求とさらに 10ヶ国からの支持で足りるとされた。

これを現在も継続している。

① F A Oでの捕鯨問題の取り上げと勧告

まず第一に F A O（国連食糧農業機関）の活用である。

F A Oは、その憲章（Constitution）により、世界の貧困、栄養失調と飢餓の撲滅を目的として設立された。これらを農林漁業の開発と持続的利用の原則に基づいて達成しようとしている。

筆者は、1988年から91年までの3カ年間に、在イタリアに本大使館に一等書記官として赴任し、F A O常駐代表代理の職を兼ねた。その職は、F A Oの加盟国（日本は1951年11月から加盟）として、分担金（第2位の分担金拠出国）の拠出と共に、F A Oの諸プログラムの計画と実行のモニターに関与するものである。

総会、理事会、及び水産委員会など、各種の委員会に参加した。この間に筆者は、各国代表団及び事務局職員と日常的かつ密接なコンタクトを結んだ。いわゆる人脈の拡大と充実である。この時の人脈が生きる。

筆者は、全ての委員会の起草委員会に参加して、事実上のF A Oの意志決定に携わった。F A O事務局職員からも多くの仕事上の依頼を受けて、それを実行した。また、信託基金制度を活用して、F A Oの決定をフィールドなどで履行するシステムを作り上げた。特に、信託基金は、それまでの日本はF A Oの希望に沿った使用と活用に委ねていたが、筆者の時代より、日本の国益を反映するプロジェクトに拠出する方針にあらためた。

このような信託基金と筆者が培ったF A Oの人脈をフルに活用して開催したのが、1995年に開催した「食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する国際会議」であった。いわゆる京都会議である。

この国際会議は、クジラの持続的利用（すなわち捕鯨再開）のてこにしようとして開催したものである。しかし、この会議にはもう一つの隠れた目的があった。

それは、世界的な漁業資源の悪化に対応して、過剰となった世界の漁船を削減しようとするものであった。この件も日本のイニシアティブで99年にF A Oで漁船能力の管理に関する世界の行動計画として結実し、日本が世界にさきがけて、世界のマグロ漁業資源の回復と過剰漁獲能力の削減のために130隻（当時の漁船数の20%）の削減を実施することになる。

さて、前者に立ち戻ると、F A Oはその憲章を紹介したように農林水産業の持続的開発と利用を標榜している。また、F A Oの国際会議への出席者も農業省及び漁業省が中心となり、それに若干の外務省の担当者が出席するのが常である。従って、農林漁業の重要性や天然有限資源の保存と持続的利用に大いに関心と責任を有している。

一方、国際捕鯨委員会（IWC）は、設立当初の趣旨とは大幅にかけ離れ、鯨類の保護一辺

倒の反捕鯨国が多数を占め、現在では反捕鯨国のほとんどが、環境省や外務省からの代表を送りだしている。従って、鯨類の持続利用の協議を行っても、これに関心を持たない。

だからこそFAOの活用を通じて、国連機関内の国際機関が鯨類の持続的利用に賛成であるとの国際社会からのメッセージを発しようとしたのである。

それまでFAOの専門委員会の参加国数は、95年の水産委員会では約70ヶ国であった。それが95年に我が国がFAOの技術協力で主催した上記の会合は、世界から95ヶ国が参加し、FAOの専門委員会の会合としては最大規模の国際会議となった。

この京都会議では、捕鯨に関する重要な3項目が、京都宣言と行動計画に盛り込まれた。ア. 全ての生態系の要素は、まんべんなく利用する。イ. 漁業の社会経済的側面を重用する。そしてウ. 単一種管理から複数種一括管理に移行するというものであった。

西洋社会では、クジラは水産資源ではなく、観光資源ないしは愛玩資源としての扱いを受け、地位を獲得しており、資源としての位置を占めておらず、漁獲の対象からはずすというものであった(大曲 2002)。他方で日本では、鯨類は他の魚類資源と同様に、国土の突端に位置する他に代替産業のない地域では、長い歴史の中で、単に商業財としてだけでなく、地域の人間関係を強く、かつ味わい深いものにするために、儀式的、日常的かつ、社会的な特質を有しており、これが営々と現在にも息づいている。また、クジラが魚類を食べることにより、その生命を維持し、活動や繁殖のためのエネルギーを得ている。世界の海面からの漁業生産量が約9,000万トンであるが、その3-5倍の2.8億トンから4.4億トンの魚類などが捕食されている。これにより、魚類資源の減少が起こり、そして日本の漁獲量が70年や80年代から半減している折り、単に一つの魚類の資源解析だけでは不十分で、魚の大量の捕食者である鯨類との食う食われるの関係を充分に入れ込んだ複数種一括管理を実践しなければ、海洋生態系を維持した上で、魚類の資源管理もできないとの主張を行って、これが現在でも高く評価されている。

この会議で採択された京都宣言、行動計画には、これら3点を含めて過剰漁獲能力の管理などを盛り込んだ。その後の京都宣言、行動計画は、漁業国際機関で受諾ないし承認された。

この京都宣言は、大きな第一歩だった。反捕鯨国の代表(豪: デビット・ケイ)は、この宣言を96年のIWC総会で承認(Endorse)に代えて、認識(Acknowledge)すべきであると提案して、受け入れられた直後、場外で一服して大きなため息をつきながら京都宣言が捕鯨再開の大きな一歩となる歴史的合意文書となるかも知れないとの言葉を筆者に直接残した。

ところで90年代の半ばから、台湾が発展途上国でかつ国際機関の非加盟国に船籍を置き、マグロ類を大量かつ広域的に漁獲し、資源を乱獲し、その漁獲物のほとんどを日本に輸出した。そのためクロマグロやミナミマグロ及びメバチマグロなどの刺身向けの高級マグロが乱

獲状態に陥ったほか、これらの魚種が安価に日本市場に提供されるために、日本漁船がコスト競争で台湾起源の漁獲物に太刀打ちできない状態が生じ、日本漁船の多くが経営難に陥った。

また日本市場にマグロ類が輸出されるに当っては、日本の輸入商社の存在と活動があった。さらに日本国内の消費者にも十分な情報等が提供されないために、消費者が単に安いというだけで、外国産のマグロをはじめとする水産物を購入して、無意識に、世界のマグロ業資源の悪化に貢献する悪循環に陥った。従って、我が国は率先して遠洋マグロ延縄漁船などの世界の漁船の20%の削減を提唱した。しかし、途上国は猛反対し、先進国も追随していない。我が国だけが98-99年の2カ年間に130隻の減船を行った。

1999年、筆者らがイニシアティブを取って、FAOの水産委員会で過剰漁獲努力量削減のための行動計画（Appendix E to FAO 1999）を採択し、日本は遠洋マグロ延縄漁船の2割（130隻）減船を実施し、筆者らはこの減船を高く評価させた（FAO 1999）。

この行動計画を採択するために、FAOで事前会合を開催し、地球を2周し、米、メキシコ及びEUなどと筆者は精力的に協議し、行動計画案を取りまとめた。

2001年の第24回FAO水産委員会では、筆者が日本人としてはじめて議長を務めた。この会議では、IUU漁業撲滅のための行動計画の採択が大きな争点となった。カナダは、当該行動計画が、国連公海漁業協定に比べて、沿岸漁業国の権利を認めていないと主張した。日本もポートステートコントロールなどで遠洋漁船への介入が増大するなど沿岸国の権限が強化され、若干の問題があったが、当該条項に対して留保を付し、行動計画には賛成することに決定した。同様にそれぞれ留保を付しつつも、全出席国が賛成の意を表明したが、カナダは反対するのかどうかを議長たる筆者は質した。カナダは引き続き沿岸漁業国の権利を明確に行動計画の注釈に表記すべきとして譲らなかったため、カナダの主張をそのまま報告書に記述するようにとの議長裁定を下して、行動計画を採択した。

議長としての高度の判断であった。それまで、メキシコ、ブラジル、ノルウェー、インドネシア及びカナダなどの反対論が相次ぎ、その都度、その箇所を修正して取り入れたものであった。これ以上譲歩すれば、行動計画の内容そのものが骨抜きになる恐れがあったし、採択されない恐れがあったので、議長として筆者は、議場で根回しと意見の調整に回った。受け入れに当って問題点をかかえていた上記の国々を回り、最終的に受け入れ可能かどうか聞くとともに、留保付きで受諾可能かどうか打診した。この結果、カナダだけが強硬な反対国と判明し、他の国々は受け入れ可能と回答したので、再開後の議事進行中、最後にはカナダだけ反対に回ってもやむを得ないとの姿勢で、議事を続行した。カナダの反対を聞き届ける代わりに、その反対を報告書に反映させるという、他国の留保発言と同じ扱いをすることにより、本義の議題を乗り切った。カナダは「カナダが反対と表明したことを議長は尊重しろ」

と発言したので、議長たる筆者は「他国と同様の扱いをするが、カナダは行動計画の採択にそれでも反対するか」と聞いたら黙ってしまった。カナダも一国だけ反対する勇気は残っていなかった。カナダ代表は心労で寝込んだ。誰もがIUUの国際行動計画は、採択できないと思ったと会議終了後に述べた。絶妙の議事進行であったと今でも振り返ると思う。筆者でなければ、この委員会で採択されることはなかったと自負している。このような議事運営が責任ある漁業国としての日本の信用を高めた。これが捕鯨、すなわちクジラの持続的利用の主張の浸透にも有利に働く。

②2001年の第24回水産委員会のパラグラフ39

鯨類など海産哺乳動物と漁業の競合の関係の調査研究に関するこのパラグラフは非常に有名である⁸ (FAO 2002)。我が国は北西太平洋の調査捕鯨で発見したクジラの胃内容物などの調査研究の成果をFAOの議場の内外で発表した。有用魚類が鯨類の胃内容物として食べられたところの写真集を配付し、パワーポイントのプレゼンテーションも行った。

この結果、アジア、アフリカ、太平洋諸国及び、中南米諸国もクジラによる魚類の捕食を次々に問題として捉え、問題の解決にFAOは、調査研究を直ちに実施し、解明をはかるように訴える声が殺到した。

このパラグラフの採択をめぐってもアングロサクソン諸国の豪、NZ、加、米とその他の非アングロサクソン国の間で、大きく争点となり、收拾がつかなかった。筆者が議長を務めていなければ、パラグラフ39「委員会は特に海産哺乳動物と漁業との競合関係につき研究することに合意した」との文言は採択されなかったろうと確信する。すなわち当パラグラフ39では、漁業資源の悪化及び漁業生産量の減少の原因は海産哺乳動物であることを示唆しているが、この点が認められれば、増えすぎた鯨類を間引きを含めてコントロールしろとの主張につながるので、日本、発展途上国及び、ノルウェーなどにとっては歓迎すべき内容であるが、反捕鯨国たる上述のアングロサクソン国にとっては、捕鯨の再開につながりかねないので、大問題となるパラグラフであった。

筆者は事務局から起草委員会 (Drafting Committee) で検討すべき原案が回ってきたときに、本会議での議論を正確に反映する文言と考えて、上述の文言を起草委員会に諮ることを

⁸ 39. Many Members requested FAO to conduct studies on the relationship between marine mammals and fisheries. Other Members, however, commented on the issues and complexity of ecosystem-based fisheries management, urging that caution be exercised in drawing definitive conclusions with respect to the impact of predator/prey relationships on fisheries as a number of environmental and human factors also contributed to the status of particular fisheries. The Committee agreed that such studies and reviews by FAO should be conducted to encompass these characteristics in particular interaction between marine mammals and fisheries.

議長と責任と権限において決意した。同起草委員会では大きな論議は呼んだが、米、豪、NZなどのメンバーも含めて原案通り承認された。

しかし、起草委員会に参加した米のティンカム氏は、その後代表団から大きな非難を浴びたらしい。筆者が議長を務めるFAO水産委員会の本会議もこのパラグラフ39の最終文言をめぐって、議論が紛糾した。再び、米、豪及び加などが起草委員会に参加していたにもかかわらず、蒸し返したのだった。FAOでは暗黙のルールとして起草委員会に参加した国々は、議事進行に協力するために発言しないことになっている。逆に最終報告書原案に多くのコメントがありうる国々は、最初から起草委員会で発言することになっているので、起草委員会メンバーの選抜でもめるのであった。従って、起草委員会に参加していたにもかかわらず、また蒸し返そうとするのは、アンフェアな行動であったと言える。

しかし、その暗黙のルール違反は取もなおさず、パラグラフ39が原案通り採択されることが、アングロサクソン国すなわち反捕鯨国にとって大問題であって、いかに大きなダメージであるかを物語った。

彼らは、「委員会が合意した (Agreed)」の代わりに「委員会が留意した (Noted)」に変更し、意味を弱めたかった。しかし、発展途上国や日本などは合意という表現が重要で、海産哺乳動物の捕食の問題は、可及的すみやかに解決されるべきである、従って原案通り採択すべしと反論した。アングロサクソン諸国は、漁業資源の減少は、漁船による漁獲能力の過剰と捕りすぎや沿岸の魚類の生息域の喪失が原因であると主張した。しかし、彼らも海洋哺乳動物の捕食の問題が原因とは全く考えられないとは一度も言わなかった。他の原因の方が主たる原因だと述べているだけだった。従ってパラグラフ39を否定する国はいなかったことになる。起草委員会の議長(エジプト)は、パラグラフ39はそのままが最も良く、起草委員会での検討を反映していると回答したので、最後に議長たる筆者は、パラグラフ39を起草委員会での検討を経てきた原案通り採択することを議場で宣言して、この件に関する議論を終了させた (FAO 2002)。アングロサクソン諸国は不満だった。

日本国内では主要紙で、FAOでも「調査捕鯨の実施」に合意したと報道された。捕獲を伴う調査までとはいかないまでもFAOが漁業との競合関係を調査すべきと加盟国のコンセンサスで命令 (instruct) されたのであった。FAOが鯨類と漁業との競合の調査、すなわち将来においては間引きも含めて鯨類をコントロールする可能性に踏み込んだ点で、このパラグラフは大きな役割を果たした。FAOは鯨類の管理に長い間及び腰になっていたのであるが、再び乗り出すことが決定されたのである。

このFAO水産委員会終了後、米政府では筆者の議長振りについて99%公平であったが1%だけ問題が残ったと、その後ワシントンD.C.を訪問した日本政府の代表団に語った。筆者にその代表団員から伝えられた。筆者の議長振りに米が99%満足し、パラグラフ39の

扱いにつき1%の不满であることが判明して、日本人の議長としてバランスを充分取りつつも、国益をも反映した議長振りを務め、それゆえに米国政府内での筆者の能力や対応に関する評価が一段と深まったことが、名誉であると考えている。その後、アングロサクソン諸国は、このパラグラフ39を理事会、アイスランド会議、ヨハネスブルクWSSDサミットなど手をかえ品をかえ、ばん回して、一般的表現にしようとするが、それは果たせなかった。

③絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する国際条約（通称、CITES：ワシントン条約）

ワシントン条約は、世界の164ヶ国が加盟国である（2003年12月末現在）。IWCと比較して、発展途上国の加盟が多い。各国の出席者は、環境省やCITESの管理当局である森林省からの出席者が多い。また環境省とはいえ、発展途上国からの参加なので、天然有限資源の持続的利用には、理解と支持を示す国が多い。すなわちIWCと比較して、発展途上国からの参加者が多い分、持続的利用により多くの支持が期待できた。

96～97年当時、IWCにおいては日本やノルウェーなどの持続的利用推進国は10ヶ国に満たず、反捕鯨国は約20ヶ国以上であり、世界の大勢は反捕鯨であるとの国際世論が蔓延していた。この風潮を打開し、修正するために、筆者はCITESを活用することが適切であると考えた。

CITESで約30ヶ国以上の国々でも賛成すれば、世界の多くの国々が鯨類の持続的利用を支持していると国際社会に向かって表明し、発信することができるからである。1997年にジンバブエのハラレで開催された第10回CITESの締約国会合では、我が国が提案した南氷洋ミンククジラのダウンリスティング提案が53対59と過半数に近づいた。予想を大幅に上回る53票を得て、IWCでの日本がおかれた世界の少数派の立場を大きく変更した（水産庁2002）。

それまで我が国のジャーナリズムでは、「日本は世界から孤立している」とか「日本は世界の少数派だ」とか「日本は世界の世論に反している」と表現されていたが、これを境に、そのようなコメントは陰をひそめた。

第11回会合及び第12回会合とも、日本はダウンリスティングの提案をしたが、賛成票が伸び悩む一方でほぼ同様の票数の賛成票を得ている。筆者は、CITESを通じた世界の国々に対し鯨類の健全な資源状態について啓蒙普及することが重要であると考え、CITESの場でクジラのダウンリスティング提案や鯨類の持続的利用に関する決議案などを提案し、今後とも提案を継続しCITESでの野性生物の持続的利用に関する議論を活発化することが重要である。3分の2の賛成票が必要なダウンリスティングの達成は将来にゆずるとの認識で当面は妥当であろう。

（５）日本での国際捕鯨委員会（IWC）の年次総会の開催による国内の理解の浸透と支持の獲得

①第45回IWC京都総会（1993年）

我が国の国民、ジャーナリズム及び国会議員などの間に、我が国の捕鯨の立場や反捕鯨国など、捕鯨を取り巻く国際世論についての理解を促進することが極めて重要であり、1993年に28年ぶりに第45回IWC総会を京都で開催した。

それまで自民党の捕鯨議員連盟などが、IWC総会を日本で開催すべきと決議していたが、政府部内／水産庁では、それまである程度の規模以上の大型の国際会議を開催したことがなく、引込み思案だったことと、総会を開催しても捕鯨の再開に直接つながる勝算と見通しがあるのかとの疑問が呈された。

これに対し、筆者はFAO（国連食糧農業機関）の総会などの会議を経験し、会議の開催について、十分な経験と見通しがあったこと、そして会議準備といっても内容について準備するのはそれぞれの国々で、会場の文書の作成などについては事務局が、ホスト国は会場の設定や警備などを担当するので、それほど負担とならないことも承知していたことも重要であった。

これらの知見と経験とノウハウを基に、筆者が水産庁／外務省の担当者にある程度道筋をつけ、その後については、各スタッフも自信をつけ始め、独自かつ組織的に行動した。

勝算があるやなしやについては、捕鯨再開は現実的に見込み得ず、不可能であるとの理解を有すれば良いと考えることであった。

しからば、何故にIWC総会を開催するかというと、次の通りである88年に商業捕鯨のモラトリアムを受け入れて、その前後には我が国の世論も捕鯨の再開に向けて、大いに盛り上がったが、その後は尻すぼみだった。そして92年頃には、東京、関西及び九州でも捕鯨再開を要求する世論はなかなか盛り上がりならず、風前の灯火の様相を呈していた。国内の世論やマスコミも捕鯨再開に関心を持たず、クジラは絶滅の危機にあり、かつ日本は科学調査に名を借りた、擬似商業捕鯨を行っている、反捕鯨国や反捕鯨団体の誤った宣伝をほぼそのままのみにする状態であった（三崎 1986）。そうした中でIWC総会を京都で開催することは、鯨類資源の状況、日本の主張及びIWCの実情を日本国内に知らしめることに繋がるという意味があったのである。

また、我が国で28年ぶりに開催される総会であったので、たとえ4分の3の多数を獲得せず、捕鯨の再開が無理であっても、将来の捕鯨の再開に向けて、一步でも前進させることを可能とする中長期的な対策に取り組んだ。各種の民間ベース提案や政府の広報活動などを

通じたPRであった。これらの活動により、IWCやクジラの資源状態に関する正確な情報が行き届くようになった。例えば、朝日新聞はこの時はじめて南氷洋のミンククジラが76万頭生息することを認め、政府広報でも掲載するようになった（日本政府1993）。

このほかの余録も生じた。デンマークやアイルランド等の国々が京都会議に出席するための訪日に機会を合わせて、我が国の沿岸捕鯨基地を訪問したのであった。デンマークは、この訪問以降、一貫して日本の沿岸捕鯨のための暫定救済枠に賛成するようになった。

アイルランドは、94年に第46回IWC総会をホストしたが、所管の経済観光大臣は、それぞれの国や地域の歴史や文化の多様性は十分に尊重されるべきと述べて（IWC1995a）、日本の沿岸捕鯨を事実上支持した（投票態度は従前の反対から棄権、決議には賛成した）。しかし、この支持は反捕鯨NGOの巻き返しにあい、長くは続かなかった。

この会議以降、捕鯨問題及びIWC対応に関する予算の拡充、水産庁内の体制強化及び政治的サポート体制が充実、強化された。

この京都総会では日本代表団として画期的な対応をした。捕鯨の再開は条約の制約上、4分の3の多数を必要とする。しかしIWC総会としての意思を示すのは決議で行われ、これが採択されれば拘束力はないが、IWCの決定としてアピール効果を有する。

しかしそれまで45年に亘るIWC総会の歴史の中で、反捕鯨側は毎年繰り返して、決議を提案し採択してきた。例えば、日本の南氷洋の調査捕鯨の中止勧告決議や鯨肉の貿易の禁止決議などであった。これらの決議は条約の趣旨に反するものであったが、平然とこれらが多数決の暴力で採択されてきた。しかるに、我が国は決議案を提案したことがなく、採択に成功したこともなかった。

筆者は京都総会でこの状況を打破し、日本に会議進行上の大きな進展と自信をもたらすことを意図したとともに、内容においても実質上の進展をもたらそうとした。

2つの決議案を用意し、提案し、双方とも全会一致のコンセンサスで採択された（IWC1994a）。

第一の決議は「日本の沿岸小型捕鯨地域の商業捕鯨のモラトリアムによって生じた困窮を迅速に緩和するための措置を取る」というもの。第二決議は「シロナガスクジラの回復を図るため、シロナガスクジラの生態に関する調査実施するというもの」であった。

前者の決議は、日本という土地柄で、反捕鯨国が日本に対する最大限のリップサービスとして採択したものであるが、採択された93年から10年も経過した2003年の現在に至っても沿岸小型捕鯨業と地域には、第五条の捕鯨再開という形では窮状の救済措置は取られていない（ただし第八条の権利に基づき2002年のIWC下関総会後から沿岸域で小型捕鯨船を使って、沿岸域の調査捕鯨が行われている）。

シロナガスクジラの回復のための調査決議には、当初、筆者は日本の主張であった、シロ

ナガスクジラとミンククジラの食と空間をめぐる競合関係について、調査すべき項目に入れ込んだ。ミンククジラの間引きによる利用推進に結論を持ってこようとしたのであった。なぜなら、両種のクジラは南極海の氷縁に生息し、同じ種類のオキアミを捕食し、かつ空間を共有するからである。仮にミンククジラが増え過ぎて、枯渇したシロナガスクジラの餌と空間を占拠していることが実証される場合には、シロナガスクジラの回復のスピードが極めて遅い原因の究明に貢献するはずだった。

しかしながら、ミンククジラの間引きの推進のための理論的根拠として使用されることを恐れた反捕鯨国によって、この観点は削除された。

当時、本会議の構成は、反捕鯨国が20ヶ国、持続的利用国が8ヶ国程度であったので、日本が提出した決議はコンセンサス以外では、採択される見込みがなかったため、反捕鯨側の主張が理の薄い、政治的意図によるものであっても受け入れざるを得なかった。

日本提出による決議が採択されたことはIWC総会では歴史上初めてであり大きな意味があった。

京都でIWC総会を開催することにより、このようにこれまで死に体に近かった日本の捕鯨再開への対応が息を吹き返した。また、この総会時の北西太平洋のミンククジラのRMPの実施シミュレーションのためのシナリオ造りの作業の開始が、反捕鯨の科学者の妨害により捕鯨再開のブロックになったことが判明したので、日本は翌年のIWC総会にこの非科学的シナリオを否定するための北西太平洋の調査捕鯨を提案し、開始することになった。

それらは第45回IWC総会を日本で開催したことによる重要産物と位置付けることもできよう。

②第54回IWC下関総会（2002年）

IWC京都総会を機会に筆者は、科学的、歴史的の双方から国内の捕鯨や調査捕鯨に関する関心を高める努力を講じた。捕鯨は日本の地方、特に漁業地域では大きな関心事項であった。そして京都IWC総会を機に、日本の南氷洋調査捕鯨の活動につき、理解を促進し、啓蒙普及を図るためにまず手はじめに、それまでの東京の大井埠頭ではなく、京都に近い大阪港に1993年4月、南氷洋から帰港させ、一般国民に調査母船・日新丸と目視採集船を公開した。捕鯨基地や捕鯨にゆかりのある自治体はこの誘致に大いに関心を持ち、その後も、福岡、長崎、仙台、神戸、下関、釧路、石巻、長崎、高知と続き、2004年には函館、そして2005年には横浜が予定されている。

また北西太平洋の調査捕鯨の後も、調査母船・日新丸が釧路、石巻などに度々入港し、啓蒙普及の役割の他に地域経済の活性化などに貢献している。

一方、南氷洋や北西太平洋の調査捕鯨への出港地は、母船日新丸のドックがある広島県因

島市を母船の出航地、採集船は下関市にドックがあり、下関市を出航地としていたが、江島潔下関市長から、南氷洋調査捕鯨への出航地として毎年下関市を指定して欲しいとの強い要望があった。下関市は鯨肉の九州、中国地方向けの主要水揚げ地であり、捕鯨には大きなゆかりがあった。江島市長は、同市の活性化のためにクジラ、フグ、そしてウニを市のシンボルにしたいと考えていた。下関は旧長州藩毛利家の支配下にあり、長門の国の日本海沿岸である北浦地方、特に通、仙崎、油谷、日置及び三隅などの地域は、毛利藩下で江戸時代に伝統的捕鯨（突き取り式と網取り式捕鯨法）が行われた（白石 2003）。そのような歴史的かつ技術的かつ、食文化形成上の背景があったために、下関の捕鯨再開に取り組もうとする意識と意欲の下地が醸成されたと考えられる。

1998 年から下関市は、南氷洋に出航する調査母船団の基地となった。このことは下関市に対する経済的な潤いを与えただけにとどまらず、更に下関市が捕鯨とのかかわりを色濃くしていく。江島市長が 2000 年から毎年 IWC 総会に参加すると述べ、実際に参加している。1999 年には、IWC 総会を下関市でホストすることを提唱した。2000 年 1 月早々には、暫定的な決断を行い、農水省内のクリアランスを得たが、外務省は最終的な決定に手間取っていて、2000 年 7 月現地オーストラリア・アデレード市に入っても最終決定が下らなかつた。

江島市長もオーストラリア・アデレード入りし、事実上の選挙運動を開始したが、外務省の未決定がキャンペーンを歯切れの悪いものにしていった。そうこうしているうちに、NZ のマクレー代表が NZ で 2002 年の会合をホストしたいと発言した。我々は日本に対する嫌がらせだと考えた。これでは打って出る以外の選択肢がないので、選挙も避け難いと覚悟し、外務省の最終了解を遅ればせながら獲得し、それから急遽、かつ精力的な選挙運動を開始した。1998 年に無記名投票の制度が導入されて以降初めての投票として、下関市と NZ との間の 2002 年の IWC 総会の開催地争いが投票に付された。

筆者ら、日本代表団は全力を挙げて、各国への投票依頼に回った。勿論、反捕鯨国の得票をも期待せざるを得なかつたので、ほとんど全ての代表団を回った。事前の票読みでは日本（下関）賛成 20 票、NZ 13 票であった。それが日本（下関）19 票、NZ 10 票、棄権 3 票であった。日本の圧勝であった。江島市長も筆者もほっとした。

2002 年、下関市で待望の第 54 回 IWC 総会が、開催された。プレスに関心と取材はピークに達した。国際捕鯨委員会は、世界的な注目を浴びる国際会議ではあるが、それが日本で開催される際のプレスの取材ぶりは、異常な程に高まる。ここで日本が普段通りの主張を継続すれば、自然にプレスを通じて、日本が日頃から主張する科学的根拠に基づく鯨類資源の持続的利用が世界に向かって情報発信されるのである。

自らが企画して、PR 媒体を選んで行う場合は、内容をチェックできるメリットがあり、一般のプレスの場合はそれが出来ない点はあるが、PR に要する労力とコストと、一般プレ

スのネットワークの広がりやを考慮した場合、後者の媒体による効果とメリットは計り知れない。国内外から下関に取材に訪れたプレスの数も数百に上った。

2002 年の下関総会は、アイスランドの加盟の件の審議からはじまった。アイスランドの商業捕鯨モラトリアムに対する留保付きの加盟を認めないとする、米、英、豪、NZなどの反捕鯨国と、加盟は締約国の自由と権利であるとする日本やノルウェーとの間で議論が紛糾した。

我々の議論はシーソーゲームのように、バレーボールの球の応酬のように、左へ右へと動いた。筆者が「アイスランドの加盟は、アイスランドの固有の権利であり、他国が干渉すべきでない」との発言を行っている最中に、米国代表シュミッテンが筆者の発言を遮った。そこで私は冷静に、議長を通じて米国代表に対して「Let me Speak：私に話させろ」と、介入を排除する発言を行った。

これが大きな反響を呼んだ。アメリカ合衆国という大国に向かって、正面から堂々と反論したのは立派だったという高い評価を受けたのだった。

筆者には、逆にびっくりする高い評価であった。高い評価は驚きであった。私は普段からこの程度はしばしば発言した。

アメリカ合衆国に対して、正面から反論するのが立派だといっても、アメリカ合衆国が誤っているのを矯正しているのだ。また、漁業や捕鯨の分野ではアメリカ合衆国のレベルは日本に比べて低い。米国に対して、筆者は常に正しく我が国が諸活動から得ている豊富な情報の一旦を提供して、少しでも誤ったアメリカ合衆国の姿勢を正してもらおうと思っているのである。

特にアメリカ合衆国だからという思いはない。筆者はこのような姿勢で、既に 20 年近くもアメリカ合衆国と交渉している。日本の遠洋漁船がアメリカ 200 カイリ排他的経済水域に入域した頃にも、筆者らは日常的にアメリカ合衆国政府と日本漁船の操業の確保のために交渉した。この交渉は、いわばアメリカ合衆国の軒先で、先方の善意にすがって自らの生活を維持するための交渉であった。交渉というより、お願い、ないしは陳情であった。そのような場と機会であっても、こちらの主張と正論は通した。いわんや日本に理のある捕鯨については、主張するが当然との認識だったに過ぎない。

別の要因は、アメリカ合衆国の政府代表団とは長い間の旧知の間柄であるとの事情による。日頃から公私共に良く話し交流がある。そのような、普段から率直に話せる人間関係を国際交渉の場でもつくっていた。これはどのような場合でも重要であろう。

第 3 の理由は、国際社会での発言することの重要性である。日本は国際会議では発言しないことで有名である。3 つの「S」で有名だ。Sleep、Silent そして Smile である。眠って、黙して、そして笑っているとからかわれた。

また日本の代表団の対処方針もかつては「西洋先進諸国と立場を同じくして対応するように」と全く主体性のないものであった。東京から派遣された代表団は、何も全く発言しないことも多かった。英語での読解力や会話力にも大いに難点があったと思われる。発言しようとしなかった。

また会議で何が話されているのかを理解できないという問題もあった。理解できないので、発言しようとしなない。発言しないから日本が何を考えているのか他国にも理解不能だったとよく批判を受けることもあった。

対処方針に具体的な発言を要請していない場合であっても、私は日本代表団の発言要旨を書きまとめ、発言に努めた。例えば、F A Oにとっては日本が分担金を払うのはいつかを知ることが重大な関心事項であった。本国からは、予算編成の遅れなどで、いつまで支払えないのか全く正規の情報が入ってこないこともあった。このような場合でも新聞情報などを基にして、どうして予算編成が例年より遅れているのか、またいつ頃には予算が成立する見通しがあるのか、などの情報をF A O理事会などで提供した。それだけでも、他国は日本の国内事情など、日本しか知らないの、知り得て感謝するのであった。また、予算編成の遅れが、F A O事務局への分担金の振込みの遅れの理由であることを知るだけでも安心するのだった。F A Oは日本がF A Oに対して批判政策を取っていないことを知った。

すなわち、日本人は自分達が何ら発言しなくても、他国は知っているはずだから、別の国が発言したから繰り返し発言する必要がないと自らが勝手に理解し、何も発言しなくても理解してもらっていると錯覚する場合が多いが、これは明らかに危険だ。発言しなければ理解されないのである。私は3 Sを Speak、Serious、Speed と変更し、常に議論に、真剣かつ迅速に参加し、意見の形成、意思の決定に関与することを心掛けた。

91年春のF A O理事会の折、筆者が会議の途中でトイレに立ったら、信じられないことがおこったのである。理事会の独立議長であるサントラント氏（ベルギー）が、今、日本の小松さんが席をはずそうとしているので、会議を中断しようと発言したのであった。冗談であっても筆者にとっては非常に嬉しかった。F A Oの3カ年間で筆者への期待と重要度がそこまで大幅に上がったことを実感した。

また事実、あるF A Oの会議で筆者が発言したら、議場中のそれまでのざわめきと私語が静まり、筆者の発言を注意深く傾聴していたということが多かった。また発言が終わると他国の代表団が筆者（日本）の発言のコピーをもらいにきた。これは発言者への最大の敬意と賛辞であった。

また、筆者が日本人としてはじめて2001年F A O水産委員会の議長を務めたが、当然のことではあるがその時は米、E Uなどに関しても、途上国と同じ扱いをした。例えばE Uが議長からみて議事の進行などに協力的でない時には、平等、公平から容赦なく発言を打ち切

ったりした。これらのことは、議長たる筆者からみれば、当然の議長としての采配であったが、会議に参加している発展途上国にとっては、おおいなる驚きと尊敬に値する出来事だったとの評価を得た。

白人国家であり、大国たるEUなどに彼ら発展途上国は常に精神的な抑圧感を有していたので、アジアの非白人国家日本の出身である議長たる筆者が、全てを公平かつ対等に扱うことは、拍手喝采の対象だったようだ。

しかしながら筆者には、いかなる国家に対しても差別意識も、優越意識も、劣等意識もないのである。この点は他の日本人と多少異なるのかも知れない。筆者は、基本的には日本は発展途上国から信頼され、尊敬を集めており、かつ彼らの代表として大いに期待されていると理解している。

日本は、脱亜入欧のスローガンの下で、明治国家以来、国家の近代化を成し遂げてきたが、所詮、日本はアジアの一員であり、非白人国であるという事実は変えようがないのである。従って、この事実を直視して、国際社会での行動を形づくり、規制することが重要である。

このIWC下関総会で最も紛糾したのは米国の原住民生存捕鯨の捕獲枠の設定をめぐることであった。米国のダブルスタンダードであった。

米国のアラスカに住む原住民は、資源が悪くて枯渇状態にあるホッキョククジラを太古から捕獲している。アラスカ先住民は1910年から1969年まで平均年12頭のホッキョククジラを捕獲していたが、IWCは1977年総会で資源への影響から捕獲禁止を決定した。同年の年末、アメリカは特別会合で1978年漁期のための捕獲枠を改めて要求したが、原案及び第1修正案が否決された後、第2修正案がようやく採択されたという経緯がある(IWC 1979)。

その後、3カ年の枠として要求し、現在は5カ年枠として要求し、年々その要求は科学的脆弱性に反し、傲慢になってきている。2002年の要求は最も科学的に脆弱であった。

ホッキョククジラの初期資源は、約25,000頭と見られる。19世紀に北太平洋に展開した米国の帆船捕鯨により、ホッキョククジラの資源は枯渇状態になった。現在では7,000頭から9,000頭にまで資源は回復しているが、引き続き枯渇資源の状況にあることには変わりない。米国はこのクジラをアラスカのエスキモーに対し、捕獲させたい。5カ年間に亘り、年間67頭のもり打ちを認めさせ、56頭の捕獲枠を与えようとの要求だ。日本は、この要求を資源状況があまりにも悪いので5年間の要求に代えて毎年の要求として、資源状態をレビューしながら、その後の捕獲枠については、毎年、IWCで決定することを主張した。アメリカは日本の主張に耳をかそうとしなかった。5年間、67頭の枠にこだわって、期間も頭数も一切譲歩しようとしなかった。

一方、日本の沿岸小型捕鯨によるミンククジラの捕獲枠の要求は、25,000頭の資源量から

たった 50 頭を捕獲するというものである。25,000 頭は資源量としてホッキョククジラのそれ以上に大きく、資源は健全である。捕獲枠は彼らの要求より小さい 50 頭である。これらを我が国の網走、鮎川、和田浦及び太地の 4 つの捕鯨地域のために捕獲させようというものであった。

2002 年の下関総会では、筆者は議題の順序を当初の原住民生存捕鯨の検討が先で、沿岸捕鯨の検討が後に来る議題順をコミッショナー会議で沿岸捕鯨を先、原住民生存捕鯨を後に変更させた。日本にとって重要案件を先に審議して欲しいとの表向き理由を挙げた。この結果、アメリカのダブルスタンダードが明白に露見し、日本の主張の正しさが際立つことになる。

すなわち筆者は、日本の沿岸捕鯨の捕獲枠の要求は 4 分の 3 の多数を獲得することは不可能であること、すなわち過去の投票結果から確実に否決されることは承知していたので、この否決をまず結果として明確にしたいと考えた。そして米が原住民生存捕鯨の要求を説明しだした際に、この否決の事実を使った。つまり、すべての点で日本の沿岸捕鯨の暫定的救済枠の捕獲枠要求ケースが優れているにもかかわらず、それを否定しておいて、自国の国民のみのための要求を通すことのアメリカ合衆国のダブルスタンダードを強調しようとした。

このアプローチは成功した。日本やカリブ海諸国などは、日本とアメリカ合衆国の双方の捕鯨の公平な扱いを主張し、固く結束した。そしてダブルスタンダードを最後まで通した米国の要求を二度否決した。この結果、米国は従前のように勝手に行動し続けることが出来ないことを結果的に悟った。(しかし、10 月のケンブリッジ特別会合では、米国アラスカの原住民生存捕鯨だけが認められる一方的な決定が再び行われた。)

これは捕鯨国グループが結束すれば、米や反捕鯨国の横暴な行動にブレーキをかけることができることを示した。

そして何より、米国が巨大な捕鯨国であるが、強硬な反捕鯨国であって二重規準をかかえる国として平然と行動していることが判明したのであった。多くの日本人にとって米国は反捕鯨国であり、実際は捕鯨国であることを理解している人はいない。それが 2002 年の下関総会で判明したことは大きい。

アメリカは、自国が捕鯨国で資源状態が悪化しているホッキョククジラを強引に捕獲していながら、他国の捕鯨は一切認めようとしめない国家であることが判明した。

この IWC 下関総会の期間中とその後に日本代表团、特に筆者の行動には 20,000 件以上に及ぶ激励と支持の e-mail が寄せられた。99%以上が支持のメールであった。筆者に日本国の首相、外務相及び農林水産相を務めよとの内容も多数にのぼった。

交渉を直接見た上での日本国民の力強い幅広い支持であった。

この原住民生存捕鯨をめぐる IWC 総会のやり取りをめぐって、日本国民のクジラと捕鯨

に関する理解と知識と支持が、大きく広がりかつ深まった。筆者のこれまでの国際会議などでの経験が生かされ、国民に分かりやすく、アピールしやすい形で、メッセージが伝わり、筆者の日頃からの情報開示と透明性の確保という基本に立ち返った行動への信頼が寄せられたと行うことができよう。

この議論が注目を浴び、会議が長引いたので、種々の影響が生じたが、日本にとっては概ねプラスの影響だった。

日本の調査捕鯨などの審議が本会議では全くなされず、調査捕鯨の自粛決議を採択する時間もなかったことである。原住民生存捕鯨に関する議論が第3日から三日間に及んだ。筆者にすれば、第3日目で、本件が投票に付され、否決されたところで、議題を終了させるべきと思ったが、不公平な議事運営に徹した議長は、最後までこの案件にこだわった。日本の提案による沿岸捕鯨の暫定救済枠の要求は1度の投票だけで審議が終了させられたのである。

米国提案の場合には、それが280頭/5年間で279頭/5年間にするという日本をからかった提案に修正しただけで再提案し、再投票を要求したのである。そして、それが議長により投票に付することが認められたのである。このような不公平、かつ不公正な議事の取り扱いを受けた。このような取り扱いは、何も第54回のIWC下関総会から始まった訳ではないが、常に我々は数のゲームの中で多数国の横暴の中の不公平かつ不公正な取り扱いに残念ながら長年、その意に反して甘んじてきた。

しかしながら我々は、米国を含む反捕鯨の横暴な提案を否決したのである。我々の側の結束力が、反捕鯨側の横暴を阻止できることを実例をもって証明したのである。

このことは、中長期的に見て、米欧州諸国が数の論理で、理のある捕鯨国たる少数派の主張を葬り去る傲慢の行為に終焉を与えたということである。この点で極めて意義のある歴史的出来事だった。米を中心とする反捕鯨国が、自分達のニーズを満たし、他国のニーズを否定することが可能だったIWCの運営の時代に2002年のIWC下関総会で終わりを告げた。

その後、米国の要求を受け入れる動きがはじまった。外務省は、全体的な日米関係を見て、との態度であったが、アラスカ州選出の国会議員などが親日的な対応をしているので、それらの国会議員の選挙区であるアラスカ州の原住民の一大関心事項である原住民生存捕鯨の枠の設定をブロックしないと表明した（各種新聞報道）。

しかし、国際捕鯨委員会（IWC）は、鯨類の科学的根拠に基づく持続的利用というルールに規定される国際機関である。それ以外のルールを適用することはルールに反する。仮定の話として、米国のエスキモーの捕鯨と日本の沿岸捕鯨の捕獲枠が認められるようなアレンジメントをすべきであったとパラオのナカムラ前大統領などは主張した。結果的に下関総会での否決が、どこかに霧消した。

残ったのは、米国のダブルスタンダードの姿勢と、自民党、公明党に加えて、民主党、共

産党など野党からの（日本と協同步調を取っていた同盟国にも不満を生じさせた）日本政府に対する痛烈な批判であった。

下関総会では、その期間中に開催された非公開のコミッショナーズ会合でも、反捕鯨国の攻勢は、理もルールもなく、傲慢かつ激しかった。2003年のベルリンIWC総会後に、墨代表の座を追われたローゼンタールは、恥ずかし気もなく、原住民生存捕鯨枠の否決はスキヤンダルであると言い張った。彼はその前年まで、原住民生存捕鯨を含む、すべての捕鯨に反対していたのである。それが突然、アメリカ合衆国に何の合理的理由もなく組みするようになった。そして彼はIWCは、コンセンサスでこの要求に合意すべきであり、その合意は日本も含めてコミッショナーズ会合で得られたと本会議で全く事実に反する主張をした。筆者は、そのような合意は全くなく、だからこそ日本は本会議で投票を要求したし、十分な数の国々が米提案に反対したのだと本会議で明確に説明した。そして筆者は、「コミッショナーズ会合で合意があったなどとのメキシコの発言はウソであり、誤りである」と本会議で発言した。

その後、ローゼンタール墨委員は、筆者がプレスの前で「彼（自分）をウソつき」呼ばわりしたと抗議したので、筆者はプレスの前でそのようなことを発言はしておらず、その事実は本会議で明確に発言したので、プレスも聞いていたのであろうと説明したところ、それまで、コミッショナーズ会合で机をたたいて抗議していたローゼンタールは急に静かになった。しかしその後も、駐メキシコ日本大使にも筆者攻撃の同様の発言をした。筆者は外交ルートでも反論した。

2003年のIWC総会でもローゼンタールは露や日本などを含む多くの国々とあつれきを生じ、結局、露や日本の抗議を受けて本国政府から最近辞任させられた。

IWCをガラス張りにしたので、日本にとってその議論が見えた初めての国際会議であったと考えられる。日本人も国際会議とは、その分野の専門家と知識人と外交官が十分な検討と審議を行い、国家と国際社会のために正当かつ、公正な判断と決定を下すとの先入観とある意味での信頼感を寄せていたに違いないが、それが真実とほど遠いことが判明したことも、下関総会を公開した効果と言えよう。

IWC下関総会では、多くの提案が正当な理由もなく単純に否決され、科学的根拠が無視され、地域住民や社会の生存や権利が蹂躪される現場を日本国民が目当たりにしたのである。国際機関や国際会議が大国の思惑で機能不全に陥り、かつ不当な決定を下すことを実際に見たことだけでも、筆者は日本国民にとって、将来、重要案件を国際機関に単純に委ねて良いのかどうかという疑問を持ったとしたら、下関総会を日本で開催し、それを公開した意義があったと筆者は考える。その点に関して、国際機関も必ずしも常に国際法と正義に基づき、正当かつ公平に決断し、行動するものではないと理解する日本国民が増えたとしたら、

第 54 回 IWC 下関総会を下関市で開催し公開した歴史的意味が非常に大きかったと理解される。

下関で IWC 総会を開いて、他にも大きなプラスがあった。まず第一に、日米間の論争を通じて、日本の捕鯨の立場についての国民の理解と支持が大幅に進展した。

事前及び事後の広報及び啓蒙普及活動を通じて、クジラの資源量に関する PR は進行していたが、クジラは絶滅の危機にあるとの認識を示す人々がほとんどなくなり、クジラ資源は豊富に存在し、食べても何ら問題はないと理解する人々が大幅に増加したことである。西日本を中心にクジラの消費量と居酒屋及びレストランなどでのクジラ料理の売上げ増につながっている。

捕鯨再開や鯨類資源の持続的利用は、理念やスローガンだけではなかなか達成が不可能である。全ての産業及びビジネス活動は、実際の需要があってこそはじめて供給しようとする産業が生じるのであって、虚構からは生まれない。

その意味でも食の需要の掘り起こし、そして食文化の維持及び発展に有意義な波及効果をもたらしたと評価することが出来よう。

次に一般の国民からの本件問題への関心の広がりや深まりであった。

筆者は、下関総会後に多くの団体やグループから講演会に招待された。経済同友会、東海大学、エネスタ（東京ガス販売会社）、桜会（日本のビジネスマンの会合）、日本空港港湾建設協会、法政大学など、そして出版社も、日経ビジネス、読売新聞社（論稿）、毎日新聞（記者席）、朝日新聞（世界のオピニオン）、わしづム（幻冬社、第 3 号と第 8 号）そして産経新聞（文化欄）、加えてニューヨークタイムズ社（A4 面の人欄）、ブリタニカ社（2002 年に活躍した世界の 50 人）、ニューズウィーク社の週刊ニューズウィーク、TBS、NHK ラジオの出演など、数多くのメディアの注目を浴びた。これまで水産業界だけの身内の取り扱い記事として書かれたり、取材対象となったりしていたのが、世界の一般的かつ大衆的かつ著名なメディアに数多く取り上げられるようになったことである。

また、テレビ局においても、TV 朝日の「ニュースステーション」、日本テレビの「ニュースプラス 1」、TBS の「報道特集」、加えて NHK のニュース特集などで筆者を中心に取材し、報道した番組が多数放映された。

これらの報道は、2 つの特色を備えていた。一つは、クジラの持続的利用や捕鯨を取り巻く日本と世界の情勢に関して報道しようとするもの、もう一つの特色は筆者個人の行動に焦点をあてたものであった。世界の超大国であるアメリカ合衆国と欧州諸国に対して、主義主張を展開し、通常の日本人と異なり、一步もひるむことなく、むしろ優勢にかつ堂々と渡り合っている姿勢を描こうとするものである。

日本人は大抵の場合、外国諸国に対して対抗してまで物事を主張する姿勢が欠如している

と言われる。また果敢に相手に立ち向かう姿勢もみられない場合が多い。

2002年5月、瀋陽の日本総領事館に、北朝鮮の家族が亡命を試みた。この事件の対応をめぐって外務省が日本国内で強く非難された。

国際捕鯨委員会（IWC）下関総会は、その直後に開催され、筆者が前者との比較で際立って毅然たる態度を取り、自国の立場を堂々とダブルスタンダードを弄する大国アメリカに対して展開したことに対しての高い評価が与えられた。日頃、外交や軍事及び経済において米国に対して弱腰の姿勢を見せているとして、多くの国民が嫌悪感を有していると言われることも理由として挙げられよう。

かかる意味において、2002年のIWC下関総会での筆者の行動と発言は、単に捕鯨の再開のために、筆者が明確に資源の持続的利用の原則を世界に向かって展開した以上のものがあったと言えよう。

すなわち、日本の外交分野においても、日頃、世界の超大国に対し、優柔不断かつ弱腰の外交で押し切られている日本にあきあきしていると考えられる人々が、日本の代表団を見て、大いに共感し、共鳴し、感動しかつ支持したといえる。

かかる意味において第54回IWC下関総会は特別な意味を有した国際会議であって、日本外交史の中にも輝く出来事の一つであったと位置付けても過言ではないと思いたい。

一方、反捕鯨NGOは、筆者に対する個人攻撃の様相を下関IWC総会の前から強めていた。これは一部の反捕鯨国政府部内にあっても同様である。彼らは、日本の捕鯨の再開運動の強さと成功は、筆者の戦略的な企画力と行動力にあると分析していたと考えられる。

反捕鯨NGOのIWC期間中に配付される日刊紙ECOには1999年頃から筆者が主として登場するようになる。最初は揶揄の対象であった。2000年の豪アデレードの会議では、日本がドミニカを買収したとドミニカと共に非難されたが、シドニーモーニングヘラルドでは、筆者が第1面に登場した。「Numbers Man」というタイトルで、Seasoned Negotiator（熟練した交渉者）と表現され、内容は筆者の能力と交渉力を高く評価するものであった。

2001年のロンドン・ハマースミスの第53回IWC会議の前に、筆者は豪州のABCにインタビューを受けたものの若干陥れられた。

筆者は「捕鯨を含む海洋水産資源の持続的利用の達成のために、日本は米豪と異なり軍事力は使えないので、言葉による交渉と、その持続利用政策の達成のためにODAを活用する。そして増え過ぎたミンククジラは、海のゴキブリである」と発言した。この発言が世界中を飛び回った。「小松は捕鯨委員会での票を日本のODAで買っていると認めた」と。また「ミンククジラは海のゴキブリであると言って侮辱した」と。

極端だったのは、Clark NZ 首相であった。クラーク首相は、自分の個人事務所から二度もプレスリリースを行い（Clark 2000a; Clark 2000b）、筆者がODAによる票の買収を認め

たと非難した。またNZの新聞（ドミニオン紙）の社説は、この件に関して「Masayuki Komatsu」で始まる非難の論調を大々的に展開した。筆者は、反捕鯨国の一流紙の社説を飾る人物となったのであった。ロンドンにIWC総会出席のため滞在していた筆者は、NZのラジオ局からクラーク首相との対話への出演を依頼された。そのラジオインタビューの中でNZ首相は「捕鯨とは全く関係のないカリブ海諸国が日本に買収されて投票する結果、IWCは機能不全に陥っている」と批判した。筆者は直ちに「カリブ海諸国は、小型鯨類とザトウクジラを捕獲している捕鯨国であり、直接の利益があつて闘っていて、買収されているとの発言は誤りである」と発言。司会者は、そのような機能不全に陥っているのであればNZは時間とエネルギーを無駄にしないように、脱退したらよかろうと、極めて正論をはいた。NZ首相は、脱退したら日本がIWCを自由にコントロールするので、それは出来ないと言明して終わった。

反捕鯨国のNGOと直接利害がある国々の為政者は、反捕鯨NGOの利益のみを代弁し、必ずしも国民の考えや主張を代表していないが、徐々にではあるが反捕鯨国内にも正当かつ冷静な意見が見受けられるようになってきた。

ゴキブリ発言には、大きな反響があつた。多くの発言はクジラを冒涇したものとの内容だが、ミンククジラが沢山海洋に生息する点を世界に普及せしめた点においては、絶大な効果があつたと評価されよう。

筆者に、直接あてられた葉書の中には、人口が増加した日本人の方がゴキブリであるとの内容のものが複数あつた。これはオーストラリア人からのもので、オーストラリアが1970年代に白豪主義を世界の非難の中でやめ、アジアに移民の開放をしたが、未だに日本人を含むアジア人蔑視の考えが、ある種の国民に根強く残っていることを伺わせる。

しかし2001年10月に岩手県宮古市で、第8回ミナマグロ保存委員会でのミナマグロをめぐる韓国及び台湾問題を中心とした争点を取材した、豪・シドニーモーニングヘラルドの記者は、筆者はその記事の中で、Mr. Whalingと尊称（dubbed）される小松氏の故郷でミナマグロ保存委員会が開催されたと記述した。

2002年の下関総会は、筆者の顔写真のお面をかぶった3人の男が、小判を持って入場者ゲートにいるシーンを各国のプレスに報道されたところから始まった。日本代表団をリードする筆者が、実は日本のODAを使って各国の票を買収しているとでも表現したかっただろう。これは、日本代表団の中でも最も彼ら反捕鯨国や反捕鯨NGOにとって、筆者の行動や発言が効果的で、かつ脅威であるかを物語っていると考えられる。

この年のECOは、筆者に対する個人攻撃、一色であつた。縁取りには小さなゴキブリが使われていた。2003年のベルリンでも、カリブ海諸国の売票行為を非難する記事が目を引き、この記事がもとで、ECOは公式な謝罪を要求された。そしてはじめて彼らは謝罪をせ

ざるを得なかった。これまではアングロサクソンの横暴がまかり通っていた歴史から鑑みれば、全く考えられなかったことである。E C Oには黒人をひざに乗せる東洋人のマンガが描かれていた。これは誰の目にも登場人物が明らかであった。

一方で読売新聞（2002年5月21日夕刊一面トップ（読売新聞 2002）やニューヨークタイムズ（2002年10月19日付A4ページ（Brooke 2002））及びダイヤモンド社（世界の50人）など多数が、筆者の活動と行動を好意的に大きく取り上げた。

日本の鯨類を含む海洋生物資源の持続的利用の主張は、このように筆者への個人攻撃や力強い評価がありながら、日本及び世界で徐々に、かつ強力に浸透しつつある。

③広報及び啓蒙普及活動の充実

1993年の京都総会の際には約1億円の政府広報予算が総理府から認められ支出された。2002年下関総会にも、政府及び下関市を合わせて広報活動が行われた。下関総会の記念切手も発行された。一般中央紙及び地方紙並びに業界紙の記事も数多く掲載された。

また筆者自身としても『クジラは食べていい!』（宝島社）（小松 2000）、『くじら紛争の真実』（地球社）（小松 2001）、『クジラと日本人』（青春出版社）（小松 2002）及び『クジラその歴史と科学』（ごま書房）（小松 2003）を出版し、わかりやすく、一般の出版社の販売ルートを活用した。一般国民の手に到達しやすい広報と啓蒙普及に努めた。加えてこれらの出版物を英（Komatsu & Misaki 2002; 2003; Komatsu & Takagi 2002; Komatsu & Gómez 2002）・仏・西語に翻訳し、世界への情報発信にも努めている。

またマグロの分野でも『国際マグロ裁判』（岩波新書。遠藤久氏と共著）（小松・遠藤 2002）を出版した。

4. 歴史、伝統と文化から学ぶ将来の理想的な捕鯨

捕鯨の将来の在り方を発見するのは、必ずしも現代の捕鯨と科学的根拠からだけとは限らない。我々の先祖から伝えられた捕鯨の歴史と伝統から過去の日本人が捕鯨とクジラとどうかかわりあったかを通じて、将来の捕鯨の在り方を発見する目的で、2002年のIWC下関総会を機に、我が国の先人のクジラとのかかわり、捕鯨及び鯨食文化について、過去をひもとき、現在を分析し、将来の適切な捕鯨の在り方を探り、かつ、そのことを将来の捕鯨の構想の重要部分として入れ込もうとした。歴史、すなわち捕鯨史、捕鯨技術史、並びに食文化について、分析及び評価する試みは過去にも多くの有能な先人により行われてきたが、過去と現在の評価の上に立ち、将来の捕鯨の像を描こうとする試みは筆者のリーダーシップによるこの取り組みがはじめてであろうと確信する。

その試みは、現在も日本の各地の旧捕鯨のゆかりの地に、数々の遺跡、史跡、記録及び機器などを残しているが、それらの旧捕鯨地域でのクジラと日本人とのかかわりを検証することからはじめた。

第1回の伝統捕鯨地域サミットは、山口県の長門市で開催された(日本鯨類研究所 2003a)。長門は江戸時代に長州藩の庇護を受け、伝統的捕鯨が栄えたところである。この後第5回まで継続する。第5回は2006年に我が国の専門の捕鯨の職業集団である鯨組の発祥地で職業としての捕鯨が日本ではじめて開始された町である和歌山県太地町で開催する予定である。2006年は、我が国で専門の職業集団による捕鯨が熊野の太地で開始されてから400年目に当たる。いわば我が国の伝統・商業捕鯨の400周年である⁹。

(1) 縄文時代からの長い関わり

① 縄文時代から日本人はイルカ・クジラを食べていた

日本人がクジラとの付き合いを最初に始めたのは9,000年前だといわれている。

もちろん、積極的に船を出す捕鯨ではなく、最初は受け身だった。座礁して漂着した小型

⁹ 第1回(2002年、山口県長門市)通史：縄文時代から現代まで；第2回(2003年、長崎県生月町)縄文時代から日本捕鯨のルーツを探る；第3回(2004年、高知県室戸市)江戸時代：日本捕鯨の花ひらく；第4回(2005年、山口県下関市)近代現代：明治から南水洋捕鯨へ；第5回(2006年、和歌山県太地町)総まとめ：将来の捕鯨のあり方。第3回以降は予定。これらの旧捕鯨地域で開催することにより、これらの地域が鯨類の持続的利用と鯨食文化の普及のため、捕鯨の再開運動に積極的に加わるようになる。これらの自治体としては、長門市、生月町、下関市、室戸市、長崎県長崎市、有川町、上五島町などに加え、宮城県、長崎県及び山口県などが挙げられる。

のクジラやイルカ、湾に迷い込んだクジラ類を捕獲し、これらを食べていたと考えられている。横浜市金沢区の称名寺貝塚、千葉県吉井遺跡、石川県の真脇遺跡及び青森県の三内丸山遺跡などからも、鯨類の骨が出土している。

縄文時代の前期から中期にあたる約9,000年前から5,500年前のものとして推定されるこれらの貝塚・遺跡から、大量のイルカやクジラの骨、歯及びクジラの骨などの工芸品や漁具などが発見されている。

石川県の真脇遺跡などから出土したイルカの骨が多数あったため、縄文時代は受け身の捕鯨をおこなっていただけではなく、湾などに入り込んだイルカを捕獲する積極的な捕鯨をおこなっていたようだ(平口 2003)。おそらく、棒状のものを突くようにしてイルカを攻撃し、肉を食用として利用するだけでなく、骨や歯までも生活用品及び交易品として利用したようだ。死んで浜に漂着したり、生きてまま陸に乗り上げたりしたクジラは「寄り鯨」と呼ばれる。寄り鯨を天の恵みとして利用していた。

クジラが縄文時代の日本人の毎日に大きく関わっていたことを示す出土品もある。縄文時代には、人々がすでに土器をつくる技術を身につけていたことは広く知られている。縄文式土器と呼ばれるものだが、九州地方などで発見されたろくの台のなかには、クジラの背骨の脊椎骨でつくられているものがある。それは縄文土器の底が脊椎骨の跡を残しているからである。それも1ヶ所だけではない。長崎県や佐賀県、福岡県、鹿児島県まで、九州一円の約70ヶ所から出土されている(図1. 鯨底出土遺跡の分布)(金田 1999; 2001)。すでに縄文時代の後期には、日本人はクジラを積極的に捕獲していたと推定できる証拠である。

日本の沿岸海域は、セミクジラやコククジラなどの沿岸性のクジラがエサを追って回遊するコースとなっていることから、沿岸地域に暮らしていた縄文時代の人々のなかにも、捕獲方法を工夫して積極的にクジラを捕り、肉は食用に、骨や歯は生活用具として活用しようとする人々がいたと推定される。船に乗って沖まで出る捕鯨技術は持ち合わせていなかっただろうから、自然の地形に依存していたにちがいない。入り組んだ湾を網代とし、そこに迷い込んできたクジラを、入江付近まで追い込む。そこで石製の銚などでしとめて解体したと考えられる(中園 1996; 金田 1999; 2001)。九州地方はクジラの周遊コースにあたるうえ、壱岐や対馬など、入り組んだ湾が数多く存在した。縄文時代からいち早く捕鯨に取り組んでいたものと推測することができる。ただし、沖へと積極的に船を漕ぎ出して捕る捕鯨となると、ずいぶん後の時代まで待たなければならない。

捕鯨の歴史を紀元前までさかのぼることができる証拠品もある。長崎県壱岐の原の辻遺跡から発見された土製の壺に、捕鯨の様子と思われる絵(線刻画)が描かれていたからである(図2. 原の辻遺跡出土線刻甕棺)。この壺の年代を測定したところ、弥生時代中期後半である紀元前1世紀のものであるという推定結果が示された(平口 2003)。

また、北海道の根室市にある弁天島貝塚の石器時代（ただし、北海道の石器時代は本州以南の7世紀頃に相当すると考えられる）の遺跡から発見された骨にはクジラを捕獲しようとする様子が描かれている。絵では小舟に乗った人々が、綱のついた銚を使って魚を捕ろうとしている。魚の大きさが小舟と同じ大きさであることから、この魚はクジラと考えられる。

さらに、老岐の田頭古墳や鬼屋窪古墳からは捕鯨の様子を描いたと思われる壁画が発見されている。日本人はこの時代から、自然の営みとしてクジラを利用していたようだ（平口 2003）。

②『古事記』や『万葉集』に登場するクジラ

『古事記』の中には、すでにクジラに関する記述を見出すことができる。文字を手にした日本人は、クジラに関する記録を残そうとした。『古事記』のなかでクジラに関する記述は、神武天皇の条に見出すことができ、クジラという名称を、海を回遊する巨大な魚に与えていたことがわかる。ただし、「鯨」という標記ではなく、「久治良」と書かれている。この「久治良」の記述は神武天皇が宴で歌った歌の中に現れるものだが、本居宣長によれば、クジラの肉がこの宴の食膳に供せられていたのだという（倉野 1978）。

上代ではクジラのことを「イサナ」と言い表してもいた。『万葉集』で詠まれた12首の歌のなかにイサナは登場し、鯨魚、勇魚、不知魚、鯨名、伊佐魚と表記されている。いずれもクジラ自体を詠んだ歌ではないが、「イサナ」は「イサナトリ」というかたちで登場し、海や浜といった言葉の枕詞として使われている（小島他（校注・訳）1994～1996）。

なぜクジラを「鯨」と表記するようになったのか、その起源は明らかになっていない。

③クジラを獣ではなく魚と考えた日本人

日本人の肉食の歴史で、獣の肉を食べることは不浄とされていた時代がある。これは6世紀に中国から伝来した仏教思想に負うところが大きいようだ。7世紀、大化の改新を断行した天智天皇が仏教を国の宗教としたが、その後天武天皇も仏教に深く帰依したこともあって、獣を食べることを禁ずる命令を發布した（平口 2003）。

白鳳時代や奈良時代から平安時代にかけても、クジラの捕獲は続き、ごく限られた一部の人間の間だけではあるものの、食べられ続けた。その背景には、海を泳ぐクジラは獣ではなく、魚であると思われたことが関係している。

高貴な階層の人々にとっても、クジラは身近な存在だった。それは応神天皇陵から、イカやタコの土偶とともに、クジラを模した象形品が発見されたことからわかる。

平安時代、京都で雅な毎日を過ごしていた貴族たちも、クジラ肉を好んで食べていたと思われる文献がある。それは平安中期の10世紀に書かれた日本最古の事典といわれる『倭名類聚抄』である。

この事典のなかで、「あらまき（阿良満岐）」という言葉がある。阿良満岐とは、クジラ

の国を直接的に意味しているわけではなく、生鮮食料品の保存方法を意味する言葉である。方法は魚などに薄塩をふって乾燥状態にする。この作業は冬の寒い時期に時間をかけてゆっくりおこなわれる。この方法は魚から有機酸が徐々に発生するため、腐敗を防ぐうえ、魚の旨味を保つことができる。次に、処理を終えた魚などを竹の皮か笹の葉でくるみ、荒縄で巻き締めると完成である。竹や笹の葉に殺菌力があるうえ、荒縄で締めることによって、外気の進入を防いで鮮度が保てる。

荒縄で巻かれた荒巻き、それに当て字をしたのが阿良満岐である。この時代に書かれたいくつかの日記には、複数の阿良満岐が登場する。そのなかには鯛や鮭、鹿の肉とともにクジラの阿良満岐も書き込まれている。『日本書紀』のなかに、ハセクジラがあったという一文があり、クジラの捕獲方法に関しても触れられている。それによると、漁師は太鼓をたたいたり、船べりをたたいたりしてクジラを海上から岸边に追い込んで仕留めていたとある。おそらく、こうした方法で捕れたクジラの一部は、阿良満岐にされて京の都へと送り届けられ、貴族たちを喜ばせていたのだろう。

④ 専門集団「鯨組」の誕生

16世紀の室町時代の末期から江戸時代の初期は、クジラの肉というと身分の高い階級の人々だけが味わうことのできる食材だった。これはクジラの肉の安定供給ができないため、貴重品だったからである（高正 1992）。

だが、捕獲技術の進歩で、それまでのように陸に座礁したクジラや、湾内に迷い込んだクジラだけを捕るという捕獲方法から、より積極的にクジラを追い求める方法が可能になっていった。

当時、捕鯨の先進地は伊勢・三河湾の一带だった。この湾にはセミクジラとコククジラという、ともに沿岸性のクジラが遊泳していた。このクジラを捕るため、組織だった方法で挑戦しようとする動きが生まれたのである。それに伴い、誕生したのが『突き捕り式』捕鯨である。

信憑性の高い文献として評価の高い『西海鯨鯢記』（1720年）によると、突き捕り式を開発したのは知多半島の先に位置する師崎の漁師、伝次であるとされる。彼は16世紀も後半に入った1570年頃にこの技術を考えだし、尾張の内海でクジラの捕獲に成功したのが、日本で最初の捕鯨だと記録されている。

突き捕り式とは、漁師の方から積極的にクジラに立ち向かうため、海へと漕ぎ出す方式だった。この突き捕り式は、やがて伊勢などを通じて熊野の太地（現在の和歌山県太地）や長崎や長門へと伝わっていった。後に日本の一大捕鯨地となる太地では、突き捕り式捕鯨が盛んにおこなわれるようになり、1606年には日本で最初の捕鯨専門組織である「鯨組」が誕生している。

鯨組を最初に組織したのは、和田頼元だった。頼元は、大勢の漁師が船に乗り、一致団結してクジラに立ち向かうことの必要性を感じ、鯨組を思い立った（熊野太地浦捕鯨史編纂委員会 1969; 和田 2003）。

専門集団を組織するためには、現代の企業にも通じるが、良い人材が必要である。幸い、頼元が鯨組結成した 1606 年という、1600 年におこなわれた関ヶ原の合戦の後で、武士が組織のメンバーの構成になれる状況にあった。戦国時代は終わりを告げようとしていた。

鍛えた壮健な肉体の持ち主が多い武士たちは、頼元にとって格好のクジラ捕り候補だった。彼の誘いを受ける形で、数多くの武士が鯨組の傘下に入った。やがて、鯨組は武士の再就職先となっただけでなく、日本における捕鯨産業発展の基盤をつくることになっていったと考えられる。

⑤日本独特の「網捕り式捕鯨」の誕生

突き捕り式捕鯨発明後、日本の捕鯨方式はさらに進化を続ける。突き捕り方式から 1 世紀も経過しない約 70 年後の 1675 年には、新しい漁法が発明された。それが「網捕り式捕鯨」である。考案したのは和田頼治。和田頼治の孫にあたる人物である（熊野太地浦捕鯨史編纂委員会 1969; 和田 2003）。

網捕り式捕鯨を簡単に説明すると、最初に大きな網をクジラの体にかからませてクジラの動きを止め、それから銚で突くという方法である。言い伝えによると、頼治はクモの巣にかかったセミを見た瞬間、捕鯨に網を使うことを思いついたという。

突き捕り式と比べると、網捕り式は基本的にクジラに網をかぶせることが異なる。網捕り式ではスピードが鈍ったクジラに、銚を次々と打ち込むことができるので、しとめる確率が非常に高くなったのである。

利点はもうひとつあった。ナガスクジラやザトウクジラ、イワシクジラなどのナガスクジラ属に属するヒゲクジラ類は、死ぬと沈む特徴があることはすでに紹介したが、網捕り式ではクジラが網にかからまっているため、沈むのを遅くすることができる。その結果、それまで捕獲しにくかった大型のヒゲクジラ類も捕獲できるようになったのである。

網の素材などにも技術革新がすすめられるようになり、徐々に改良が加えられていった（白石 2003）。やがて、丈夫な麻、それも沖縄の麻へと行きつき、網捕り式をさらに効率の良い捕鯨方法へと進歩させていった。

他国に例のない、日本独特のクジラの捕獲法である網捕り式は、驚くべき効果をあげた。太地だけで、年間 95 頭ものクジラの捕獲に成功した年があったほどだ。生産性の向上によって、太地はクジラ捕りの村として全国に名を馳せることとなった。

やがて網捕り式は太地から土佐の室戸、長崎や佐賀などの西海、長州藩の日本海沿岸であ

る北浦など、西日本の各地方へと広がっていった。

⑥大規模組織となった鯨組

太地の和田家が組織化した鯨組は、網捕り式捕鯨が盛んになったことを受け、飛躍的に発展していった。大きなクジラを網で囲い込んで捕獲していくためには、多くの人員と船、組織を運営するシステムが求められていく。そのため、鯨組に所属するメンバーは大人数となり、捕鯨社会を構成していくことになった。捕鯨の一大中心地となった太地では、1666年からの約20年間で、家の戸数が3〜4倍に増加したほどである。網捕り式捕鯨は、それほど組織的な動きを要求した（熊野太地浦捕鯨史編纂委員会 1969; 和田 2003）。

まず、海を見渡すことのできる「山見」という場所に陣取り、クジラが泳いでくるのを発見する「山見方」と呼ばれる役割を担う者がいる。彼はクジラを発見するとのろしをあげ、信号でクジラの位置と種類、頭数、泳ぐ早さなどを伝えていく。山見方の情報を受け、漁の責任者はすみやかに網を張る場所を決定し、網を張る役目を負う「網船」を出動させる。

一方、クジラを追いかける役目の「勢子舟」も出動し、クジラの後ろへと周りこむ。勢子舟に乗り込んだ漁師は舟べりをたたき、クジラを張った網の方角へと追い込んでいく。

羽刺は海に飛び込み、クジラの鼻に包丁で穴をあけ、縄を通す。さらに海中へと潜り、クジラの体に網をまわして持双舟へと網を渡してからクジラを陸へとえい航していく。陸ではクジラを解体し加工するメンバーが待ち受けており、チーム一丸となってクジラの捕獲に取り組む。

さまざまな役割を担った彼らが、安心して捕鯨に取り組むための組織が鯨組だった。この鯨組は近代の製造業に近い組織といえるだろう。事実、捕鯨中に命を落とす者の遺族には、生活保障をするなどの互助会機能もあるなど、現代の企業も驚くほど組織的な体制を敷いていたのである（熊野太地浦捕鯨史編纂委員会 1969; 和田 2003）。

チームの和を重んじ、一心同体の組織運営をおこなう。こうした和を重んじた捕鯨は、アメリカなど欧米の捕鯨船には見られないシステムだった。欧米の捕鯨の場合、乗組員はいわば生産の歯車でしかなかった。メルヴィルの『白鯨』でも描写されているが、複数の有力者が捕鯨船に投資をして購入する。そして乗組員を募集して、賃金を決めて1航海の雇用契約を結んでいく。乗組員はたんに賃金契約だけで結びついた関係でしかなく、鉱山労働者や工場労働者と同じように単純な労働力としてのみ見られるわけだが、鯨組の場合は家族の一員のような扱いだった点が特徴的である。

太地の和田組だけでなく、日本各地の捕鯨地では次々と鯨組が誕生していく。その背景には、捕鯨の収益性の高さがあった。

網捕り式捕鯨が開始された頃、日本最古の捕鯨書として刊行された『西海鯨鯢記』（1720

年)では、「網組は利を得るか。元になるかわからず。これも末いかなり行かん」と、鯨組の収益に関して心配する記述があるが、『本朝食鑑』では、クジラの調理法などを紹介するとともに、「一浦が鯨一頭捕れば七郷が賑わう」と書き記したうえに、1年に3頭も捕らえれば巨万の富を得られると記されている。

和田家だけでなく、西海捕鯨の場合も、九州の益富家や中尾家などが、税金として自ら進んで高額の9万両を納めたなどの記録が残されている。太地(白)覚右エ門や益富家などは、当時の日本の長者番付に名を連ねるほど、大成功を納めている(「日本持丸長者鑑」(1836年))。

⑦庶民に鯨食が普及

網捕り式捕鯨が全盛を迎え、全国各地で鯨組が発展するようになると、クジラは庶民の食べ物として浸透していく。江戸も例外ではなく、人々はクジラをこぞって食べるようになった。

鯨組というと、西日本が中心ではあったものの、関東にも組織されている。現在の千葉県富津や館山など、江戸湾付近や房総半島の外洋、伊豆大島などでクジラが捕れた。

これらのクジラを捕獲し、江戸に流通させていた関東の有力鯨組に醍醐組があった(吉原1982; 鋸南町史編纂委員会 1995)。他の鯨組と同様に、醍醐組を率いていた醍醐新兵衛を当主とする醍醐家も安房の藩主との関係を巧みに築き上げ、関東一円におけるクジラの取引を扱っていく。江戸湾や房総半島に近づいたクジラは、他の漁師が発見したとしても、すべて醍醐組に報告せよとのお触れが出たほどである。

⑧寛政の鯨

江戸時代には、江戸湾でもクジラが泳いでいたことを証明する記録も残されている。それが「寛政の鯨」に関する記録である。

寛政10年(1798年)のことである。江戸湾の品川沖にクジラが出現し、それを漁師がしとめたと代官の大貫次右衛門が報告した書類が残されている。

クジラが出現したのは5月1日の早朝だった。品川沖1キロほどの海上に潮煙がたっているのを地元の漁師が発見。船を出し、クジラであることを確認した。漁師たちはクジラを天王州の浅瀬へと追い込んでしとめることに成功する。

しとめられたクジラの一件は、春の珍事として、時の将軍徳川家斉にまで上奏された。興味を抱いた家斉は、漁師によって曳航されたクジラの見物のために浜離宮までクジラを引いてこさせ上覧したという。上覧後、巨大なクジラを一目見ようと江戸の庶民も品川沖へと殺到する。漁師のなかには、クジラ見物で船賃を稼ぐ商売上手もいた。たちまち、クジラは江

戸中の大評判となったのである。

クジラは「寛政の鯨」といわれるようになり、「享保の象」、「文政のらくだ」とともに、江戸時代における人気を呼んだ三大珍獣として語り継がれることになった。これは当時の強化を見てもわかる。

クジラは江戸庶民のアイドル的存在となって、団扇や手ぬぐいの絵柄としても使われ流行した。また、当時の人気作家である滝沢馬琴は『鯨魚尺品革羽織』、十返舎一九は『大鯨豊年貢』という戯作を書き、クジラ人気に便乗した。

クジラの姿は大貫次右衛門の命によって描写されているが、その詳細を検討すると、どうやら狂歌に詠われたとおりのセミクジラではなかったようだ。背ビレの大きさ、体長、頭部などから、シロナガスクジラだった可能性が高い(大隅清治・日本鯨類研究所前理事長談)。

漁師たちはクジラ観光で稼いだ後は、クジラから油をとり、そちらでも稼いだようだ。ただ、天の恵みに感謝し、頭骨の一部は近くの神社へと納め、鯨塚をつくっている。その鯨塚は、現在も品川区にある利田神社(東京都品川区東品川1丁目7番17号)に残されている。

⑨井原西鶴が描いた鯨長者

江戸時代においてクジラ1頭を捕獲することが、莫大な富をもたらし、経済活動に大きな影響力を及ぼしていたことは、鯨組の隆盛を見るとわかる。滝沢馬琴や十返舎一九など、当時の流行作家もクジラの話題を作品に取り上げていた。それだけクジラは人々の毎日の生活に密着した生物であり、いわば庶民の文化に入り込んでいた。

寛永年間から元禄年間を生きた作家の井原西鶴にも、クジラを取り上げた作品がある。彼の代表作のひとつである『日本永代蔵』の中で西鶴は和歌山県の太地の神社に、鯨恵比寿を奉り、鳥居にクジラの胴骨が立てられていることを取り上げ、そのいわれとなった伝説の人物を紹介している(井原 1688)。

伝説の人物の天狗源内は強運に恵まれ、巨大なセミクジラを発見し、しとめることに成功する。諺のとおり、このクジラ1頭で7郷が賑わうこととなった。クジラからしぼった油は1,000樽を越え、肉、皮、ヒレまで捨てるどころがなかった。

クジラの骨だけは捨てていたのだが、源内はそれを引き取った。骨を砕いて油をしぼってみたところ、さらに油を得ることができ、思っていた以上に利益をあげられ、源内はたちまち大金持ちになった。西鶴は「鯨一頭で長者になるとはこのことである」と書いている。このころから鯨体は完全に利用していたことが知られている。

⑩クジラ供養

他国には例をみることのない習慣として、日本の捕鯨地では、クジラを供養するという習

慣が定着した（吉原 1997）。仏教の影響を色濃く反映したこの宗教的儀式は、まるで祖先を崇拝するのと同じほど重要視されてきた。石の供養塔が建てられていることが多く、祖先の供養がおこなわれる毎年夏のお盆の時期にあわせてクジラの供養をおこなう土地も多い。

それほど、日本人はクジラに特別な思い入れと親近感を抱いてきた。そして、自らが食するためとはいえ、クジラの生命を奪ったことに対する罪に許しを請い、同時にクジラへの感謝を表現したのであろう。これは、ウシやブタなどを家畜として割り切り、人間の一段下の存在として位置づける欧米の世界観とは一線を画す考え方ともいえる。

『勇魚取絵詞』によると、九州長崎の有力鯨組だった益富家のくじら捕りたちは、クジラをしとめる際、クジラがのどをコロコロと鳴らして絶命すると、念仏を3回唱えたとされている。

同時に、捕鯨の関係する人々にとって、巨大なクジラを捕るときには、自分の身を危険にさらすことを覚悟しなければならない。海が荒れるなかでの捕鯨も起こり得る。そんなクジラに対する恐れや、自然への敬虔な気持ちもクジラ供養には込められていたと想像できる。

クジラを供養した墓、供養塔および碑だけでも全国で50以上あるといわれているが、そのなかでも、「クジラ墓」としてよく知られているのが、捕鯨が盛んだった山口県長門市にある向岸寺清月庵境内の墓だろう。

1692年に建てられたこの墓には、明治元年までの間に、75頭のクジラの胎児が埋葬されている。クジラがまだ幼い子クジラを連れて、群れで泳いでいるものを捕まえた際に、子クジラを殺してしまったり、妊娠している母クジラを生活のためとはいえ捕獲したりすることもあった。

長門の捕鯨者たちは、墓を建立した。墓の場所は、子クジラがいつでも海を眺めることができるように、そして長門の海を泳ぐクジラが海からお参りできるという配慮から、海岸のすぐそばに海を向いて建てられている。

さらに、清月庵の親寺である向岸寺には、約1,000頭にもものぼるクジラの種類、戒名、死亡年月日を記録した過去帳が3冊残っている。長門の人々は、捕獲して殺さざるを得なかったクジラたちに、人間と同じように戒名を与えていたのである。

この過去帳と位牌は、いまでも長門の人々によって毎年法要が営まれている。そして、クジラの魂に感謝を捧げている（白石 2003）。

①衰退した網捕り式捕鯨

網捕り式捕鯨が開発されたことで、江戸時代に一大産業へと発展した捕鯨産業だったが、明治へと時代が映ると、次第に陰がさしはじめる。理由はただ、クジラが捕れなくなってしまったからである。

捕鯨の中心地だった和歌山の太地だけに限らず、四国の土佐などで捕鯨を生業としてきた人々は、明治ともなると不漁に悩まされ続けることになる。原因は外洋でアメリカをはじめとする欧米の捕鯨船が、次々とクジラを捕獲してしまったため、日本列島の近くまでクジラが回遊してこなくなったためだ。アメリカの捕鯨船が「ジャパン・グラウンド」を発見した影響を受けたのである。

同時に、不漁は江戸時代に日本で育まれた網捕り式捕鯨の方法に限界があることを示していた。日本の伝統的な捕鯨では、捕鯨対象となるクジラは陸の近くを泳いでいるものに限定されていた。沖合いにまで船を出し、クジラを追い求めるという方法は開拓されてはいなかった。これでは、沖合いで欧米の捕鯨船が次々とクジラを捕ってしまうと、陸でクジラがくるのを待っている日本の漁師たちに勝ち目はない。

そんな時代のなか、太地では日本捕鯨史上最悪の遭難事故が発生している。1878（明治11）年、12月の暮れも押し迫った夕暮れ時のことである。

不漁に悩む太地の沖合いで、子連れの巨大なセミクジラを発見する。漁師の常識からすると、このセミクジラは追うべき相手ではなかった。捕鯨をおこなうには、危険な夕暮れの時間帯であったことに加え、天候も怪しい成り行きだったからだ。

太地には「セミクジラの子連れは夢にも見るな」という格言もあった。子クジラを守ろうとして母クジラが狂暴になり、漁が危うくなる。また、母クジラを捕ったら子クジラは死んで生き残れないことから語り継がれてきた格言である。つまり、総合的に判断すると、漁は断念すべき状況だったのである。

しかし、太地の漁師たちはセミクジラを追って海へと船を漕ぎ出した。不漁続きで村が困窮状態にあり、暮れも押し詰まった時期にクジラに出会えたのは、正月を迎えるための天の恵みだと解釈したからだった。

結果は、漁師たちの判断ミスだった。母クジラが暴れたために、捕獲に時間がかかり、天候も横殴りの雨と風が激しくなったことで、船は沖合いへと流されてしまったのである。捕鯨船が陸へと戻ることはなく、漁のために乗船していた鯨組の者約110名が帰らぬ人となった。この事件は「大背美流れ」と呼ばれており、不漁が続いたことにより起こった悲劇でもあった。

隆盛を誇った太地の鯨組は、この事件をきっかけに消滅し、村自体もさびれていってしまう。太地だけではなく、太平洋岸では、土佐も明治の頃になるとクジラが捕れず、捕鯨産業が廃れていく（熊野太地浦捕鯨史編纂委員会 1969；和田 2003）。

日本海側でも事情は同様だった。1891（明治24）年には来日したニコライ・ロシア皇太子一行が、帰国の途上、朝鮮近海でクジラの大群を発見。さっそく捕鯨会社を設立し、大規模な操業を開始したのをはじめ、欧米の大型帆船が沖合いに進出したため、沿岸での日本の

捕鯨はまったくふるわなくなってしまった。当時の日本人、特に捕鯨者達は、米など外国船の乱獲が原因だったとは夢にも思わなかったと考えられる。

こうして、日本独自の網捕り式捕鯨は終焉を迎えることとなった。

他方、ニコライ・ロシア皇太子一行が日本からの帰途、日本海でクジラの大群を発見したのを機に、ウラジオストックに捕鯨会社を設立して大規模な捕鯨を展開したが、その有力な輸出先は皮肉にも、沿岸でクジラが捕れなくなって、捕鯨産業が衰退しはじめた日本だった（大隅 2003）。

ロシアは主にナガスクジラを捕獲し、大量に日本へと輸出していた。沿岸捕鯨から遠洋捕鯨に切り替えれば、クジラは捕ることができることを示したのでロシアからの輸入は、日本の捕鯨者たちの目を開かせることとなった。

こうして、日本でも近代捕鯨が導入される。近代捕鯨の先駆国であるノルウェーから捕鯨用の大砲や銚を購入し、1899（明治 32）年、近代式の捕鯨会社が設立された。日本水産（株）の前身、日本遠洋漁業（株）である。同社の創立者は山口県出身の岡十郎で、恩師は福沢諭吉である。岡は福沢に勧められ、ノルウェー式捕鯨会社の設立を決意したといわれている（板橋 1987）。日本は江戸時代から続いた鯨組に代わり、明治 30 年代から、近代的な会社組織が沿岸捕鯨を拡大する形で展開していく。

⑫日本が南氷洋に進出

沿岸捕鯨が飽和状態になり、そしてノルウェーや英国などの南氷洋捕鯨への進出の成功を見た日本もノルウェーから遅れること 30 年、1934（昭和 9）年にはじめて南氷洋へと進出する。進出したのは、ノルウェーから購入した捕鯨母船「あんたーくちっく丸」（後に凶南丸と改名）だった。1936（昭和 11）年には林兼商店が南氷洋に出漁するなど、続々とクジラを目指して南氷洋へと船出していくこととなった。ちなみに、林兼商店は、現在のマルハ（株）である（板橋 1987）。

以後、第二次世界大戦が始まるまで、日本からは毎年捕鯨船団が南氷洋へ送り込まれ、1940～41 年の漁期には、最大の 6 船団が操業をするまで捕鯨産業は規模を拡大することになった。しかし、第二次世界大戦において捕鯨母船は軍用として徴収され、しかも戦争ですべて撃沈されたため、日本の捕鯨産業は戦後を迎えるまでは一時停滞という状況に陥ってしまう。

⑬戦後の日本に希望を灯した捕鯨産業

第二次世界大戦に敗れ、GHQ の支配下に置かれた日本が食糧難に襲われ、中止を余儀なくされていた捕鯨の再開が、マッカーサー司令長官によって許可された。

マッカーサーは、戦後直後に「マッカーサーライン」と呼ばれる区域を指定。日本の漁船を限られた沿岸域に封じ込め、遠洋漁業への進出を押さえようとした。区域内での捕鯨を許可したのに続き、1946（昭和 21）年には小笠原近海での母船式の捕鯨をおこなうことを許可した。さらに、同じ年の冬、昭和 21～22 年の漁期における、南氷洋での捕鯨船の操業も認めたのである。

当時、南氷洋で操業していたイギリス、ノルウェー、オーストラリア、ニュージーランドなどの反対を押し切った決断だった。アメリカは日本の食糧事情が緊急を要する問題だとしたうえで、日本の捕鯨船と熟練した乗組員を使って食糧確保に努める必要があるとした。

南氷洋での捕鯨を認めないのであれば、代わりに財政支援をおこなうのかと、反対国に詰問していた。その結果、反対国は南氷洋での捕鯨を認めざるを得なくなった。このアメリカのサポートに関して、当時の日本の国会は、衆議院においてマッカーサーがとった措置に感謝する旨の決議を採択した（小松 2001）。いまでは反捕鯨国家となり、持続的な捕鯨の再開を主張する日本とは真っ向から対立する関係にあるアメリカだが、当時は日本の捕鯨再開に非常に大きな役割を果たした。

捕鯨再開を果たした日本は、1951（昭和 26）年の第 3 回国際捕鯨委員会（IWC）の年次総会から加盟国として出席。国際社会への復帰を果たしていく。

やがて、1950 年代後半になると日本の捕鯨は最盛期を迎える。捕鯨オリンピックのなかで、1959/60 年の漁期には日本の捕獲頭数が世界一になり、捕鯨ナンバーワン大国になった（多藤 1985）

第二次世界大戦に敗れた後、日本人の心は精神的に荒廃していた。そんな暗い時世のなか、IWC への復帰や捕鯨ナンバーワンの座についたことは、国の復興にかける日本人の意識の高揚に一役買ったことは間違いない（高橋 1992）。漁業関係ではこの時期、他にサケ・マス漁業交渉など、国際社会と対等な関係を結ぶ交渉に成功している。漁業が、日本の国際社会復帰の原動力となった時代でもあった。

（2）乱獲の捕鯨史

① 西洋捕鯨の始まり

西洋における人とクジラの関わりは、日本と同じく、海岸に座礁したクジラや、沿岸に迷い込んできたクジラを利用することからはじまったはずだ。

世界でもっとも古く、大規模で積極的な捕鯨を行ったとされるのはビスケー湾におけるバスク人のセミクジラ捕鯨で、9 世紀頃のことである（板橋 1987）。

ビスケー湾はフランスとスペインの国境にあり、たくさんのセミクジラがいた。バスク人

は、最初に手鉈を投げたり小さな船を出したりして沿岸近くに寄ってきたクジラを捕獲していたようだがしだいに船を大きくして、沖合まで出て捕鯨を行うようになった。

バスク人の捕鯨は、次第にビスケー湾を離れてフランス西部からイギリス、大西洋に広がり、その捕鯨技術は、フランス、イギリス、オランダにも伝わることとなった。

当時の捕鯨技術では、泳ぐスピードが遅く、皮が脂肪（比重が水よりも小さい）で厚いために、死んでも海中に沈まないセミクジラしか捕ることができなかった。ナガスクジラなどの紡錘形の体をしているクジラは泳ぎが速いうえ、皮が薄いので死ぬと海中に沈んでしまうため、捕獲できなかったのだ。当時、捕獲されるクジラはセミクジラのみ限定され、15世紀にはヨーロッパ沿岸のセミクジラ捕鯨は資源が枯渇してしまった。

17世紀頃、捕鯨の中心はイギリス、オランダに移った。この二国は北極海のスピッツベルゲン等近海で、豊かなホッキョククジラ資源を偶然発見したのだ。

大航海時代を迎え、南廻りで東洋に向かう航路をスペインとポルトガルに占領されてしまったイギリスとオランダは、北廻り航路を発見するために北極海探検を行った。結果、二国は航路を見つけることができなかったが、その代わりにホッキョククジラの宝庫を見つけたのだ。ホッキョククジラはセミクジラの近縁で、泳ぎが遅く、死んでも沈むことがなかった。さらに寒い海に住む動物のため、皮が非常に厚い。たくさんの油と良質のクジラヒゲが捕れるホッキョククジラは、商品価値の高い漁業資源だった。

イギリスは早速、1611年、スピッツベルゲン島に一大捕鯨基地を作り、大規模な捕鯨を行った。オランダ、デンマーク、ドイツ、フランスもこれに続いた。

北極海のホッキョククジラ資源は、過剰捕獲の結果、わずか一世紀たらずで資源の底が見えてきた。そのためイギリス、オランダなどによる大規模なホッキョククジラ捕鯨は19世紀末には衰退してしまった（森田 1994）。

②大西洋から世界の海へ

欧米諸国における捕鯨の次の主役は、アメリカに移る。

新天地を求めてアメリカに移住した人々がアメリカ東海岸に到着したとき、彼らはクジラの大群を発見した。この資源に目を付けた移住者たちは、1650年頃ニューイングランドに捕鯨産業を興した。ケープコッドのあたりは、セミクジラやマッコウクジラが多数分布していたのである。

18世紀から20世紀初頭にかけて、アメリカやヨーロッパは、大西洋、インド洋、太平洋に船団を出してクジラを捕獲した。

マッコウクジラからとれる油で作るローソクは真っ白で炎の色もよく、アメリカの重要な輸出品となり、ヨーロッパにおいてとても好まれた（森田 1994）。

③日本の沖で大規模操業したアメリカ捕鯨船

現在の先進諸国のシーレーンの開発は、石油資源の確保を中心に成り立っている。当時は捕鯨こそが油資源の調達手段であり、シーレーンの開発も捕鯨を中心に行われていた。

アメリカが東海岸でクジラを捕っていたころは、捕鯨基地はアメリカ本土やその近辺にあった。沖合いに出てクジラを捕り、本土に持ち帰って加工した。

しかし、次第にクジラを南へ、西へ追っていくと、本土から遠く離れてしまい、海の上でクジラを処理して油をとるシステムが開発された。つまり、死んだクジラを船に横付けて、解体作業を行うのだ。

クジラを捕るたびに基地に帰らなくてもいいことから、アメリカの捕鯨の操業はとても広範囲で長期のものになった。一度海に出たら、アメリカ本土に帰るのは油が樽にいっぱいになったとき、というのがアメリカ式捕鯨の特徴だ。

しかし、水や燃料、食糧を調達する補給基地は随所に必要である。アメリカの捕鯨船団が太平洋の真ん中まで来たときは、ハワイを捕鯨船の補給基地とした。さらに西の方で 1820 年頃日本近海に到達する。そこでアメリカは豊富なマッコウクジラやセミクジラ資源を発見し、そこをジャパン・グラウンドと呼んで大規模な捕獲を行った。

当時の日本は鎖国しており、外国船の立ち入りは禁止されていた。最初アメリカは琉球、台湾、中国に寄港していたが、不便を感じ日本を補給基地にしようとした。

そこでアメリカは、捕鯨のためのシーレーンの確保を重要な目的として、日本に開国を迫った。1853 年、ペリーの艦隊を浦賀に連れてきたのは、まさに日本近海のクジラだったのだ。ペリーが日本に来たのは、米国の帆船捕鯨船に対する薪水食料の供給と難破船員の救助が目的だった（森田 1994）。

北太平洋の西側まで進出してきたアメリカが日本近海で捕獲したのは、マッコウクジラであり、セミクジラである。

アメリカの捕鯨船がやってくるまでは、日本近海のセミクジラは一万頭ほどいたと見られている。今はそれが数百頭程度まで激減しており、資源状態が危ぶまれたままである。また、アメリカの捕鯨船が日本近海でクジラを捕っていたせいで、日本ではすっかりクジラが捕れなくなって、日本の伝統捕鯨の衰退を招き、太地の悲劇的な遭難事故を引き起こすことにもつながった。

さて、これほどの隆盛をみたアメリカの捕鯨だが、19 世紀の終盤以降、急速におとろえてしまう。1848 年にカリフォルニアでゴールドラッシュがあり、捕鯨に従事していた海の男達はそちらに目を引き付けられた。さらに 1859 年にペンシルバニアで油田が発見されたことで、石油の価格が安くなり、鯨油の需要はぐっと冷え込んだ。石油が安いなら、資本家

にとって投資効果が悪いので魅力が次第になくなった。捕鯨従事者も、当時急成長した綿産業などの労働力へと吸収され、その後アメリカは、公海での大規模捕鯨からは姿を消していく（板橋 1987; 森田 1994;）。

④ノルウェー、イギリスの南氷洋進出と近代捕鯨の幕開け

クジラ資源の未知の宝庫として残されたのが、南極大陸の周囲、すなわち南氷洋だったのである。しかし、南氷洋は欧米諸国からは非常に遠い場所であるうえに、気候条件も厳しい。そのため世界の捕鯨者は二の足を踏んだり、船が氷の海に閉じ込められるなどの失敗に終わったりしていた。

南氷洋での捕鯨の成功は、1904年、ノルウェーが南大西洋で南極にほど近いサウスジョージア島に捕鯨基地を設置しての操業だった。

サウスジョージア島は、1775年にクック船長が上陸し、イギリス領として宣言されていた。ノルウェーは19世紀に近代捕鯨法を開発し、捕鯨技術において先んじていた。一方のイギリスは、南極付近の探検においてリードし、領土権を主張していた。そこでイギリスは、南氷洋でクジラを捕獲するノルウェーに、莫大な碇泊料を要求したのだ。

ノルウェーは、基地を使わずに南氷洋で捕鯨を行える方式を考えだした。捕鯨船団の母船の船尾に取込み口をつけて、そこからクジラを船の上に引き揚げ、甲板上でクジラの解体作業をするものだ。この母船の取込み口を「スリップウェー」といい、このスリップウェーの開発によって、1924年に南氷洋での母船式捕鯨が花ひらくことになった（板橋 1987）。

⑤戦前の国際捕鯨条約

戦前、南氷洋でもっともクジラを捕り、捕鯨の主導権を握っていたのは、イギリスとノルウェーの二国である。1924年からノルウェーは母船式捕鯨船団を南氷洋に送り、その後イギリスも続いている。1930年、イギリス、ノルウェーなどによりシロナガスクジラの捕獲が急速に増大したことを懸念し、国際連盟の召集によりクジラ資源管理のための専門家会合が開かれた。翌1931年、国際捕鯨条約（ジュネーブ条約）を締結。これは国際捕鯨統計局への報告義務など重要な内容を含み、その後の国際取り決めに主要な役割を果たした。

さらに翌1932年にはノルウェーとイギリスの捕鯨業界が鯨油生産協定を結び、鯨油生産を1930/31年漁期の62%とする規制を1932/33年及び1933/34年漁期に実施することで合意した。ここではクジラの捕獲頭数は鯨油の生産量をベースに定められた。そして1934年に日本が、1936年にドイツが南氷洋に出漁すると、それを警戒したノルウェーとイギリスは1937年に捕鯨国会議を召集した。そして同年、操業開始日などの規定を含む「国際捕鯨取締協定」が締結された。

ちなみに日本は、新規参入者排除のためという捕鯨国会議の目的が明確に見えたので、このときは参加を断った。ドイツはこの会議に参加したが、それは当時、ドイツの捕鯨技術がまだ遅れていたため、ノルウェーに多くを依存しなくてはならないという理由があったからである。日本はすでに近代捕鯨技術を自分のものにしていたので、ノルウェーの助力は必要がなかったのだ。この国際捕鯨取締協定は一年かぎりのもので毎年更新され、その後日本も捕鯨国会議に出席した。

戦前における捕鯨の国際条約は、クジラ資源の研究と管理という側面もなくはなかったが、ノルウェー、イギリスが自らの利権を保持しながら、鯨油の生産調整をするものだった。なぜ鯨油の生産調整をするかという、多くの国が無秩序にクジラを捕り過ぎたら、油が多く出回り、価格が下がってしまうからである。

1938/39年漁期から、日本は6船団を南氷洋に出漁させ、世界第2位の捕鯨大国になっていた。南氷洋捕鯨団に参入してからわずか4年後のことだった。

そして世界は大戦の渦に飲み込まれていく。日本の捕鯨船団は軍に徴集され、1942年に南氷洋捕鯨は中断された。

(3) 国際捕鯨委員会 (IWC) の成立

① アメリカの主導で国際捕鯨取締条約成立

戦後の物資不足は深刻だった。西欧諸国は食用油脂の不足のため、日本は食糧の確保のため、南氷洋への出漁計画をたてていた。

大戦終了後、アメリカは真に国際的な捕鯨合意を作るため、国際会議を召集することを宣言した。つまり、イギリスとノルウェーだけが自国の利益を代弁するものではない条約を作ろうとしたのだ。そこで1946年、より公平で広範囲の参加を募った条約交渉がワシントンにおいて始まり、その年の終わりに条約が完成し、署名された。そして2年後の1948年に発効したのが、現行の国際捕鯨取締条約である。当初の加盟国は15か国。敗戦国である日本は最初の加盟国にはなれず、サンフランシスコ講和条約直前の1951年に加入した。しかし、日本はIWC加入前にも南氷洋に船団を派遣している。これは、危機的な食糧難を改善するため、マッカーサーが1946/47年から日本の南氷洋捕鯨を許可していたからだ。

国際捕鯨取締条約に基づいて1948年に組織されたのが、国際捕鯨委員会 (IWC) である。この第1回年次総会が開かれたのが1949年で、現在にまで至っている。2002年開催の下関年次総会は、第54回目の会合になる。それ以前に我が国では、1954年の東京、1968年の東京、1993年の京都と3回開催されている。

②鯨油カルテル組織でありつづけた IWC

国際捕鯨取締条約は、「鯨類の保存とその合理的利用ならびに捕鯨産業の秩序ある発展」をその目的としている。

内容的には、1937年に締結された「国際捕鯨取締協定」を大部分引き継いでいるが、資源状態の悪いセミクジラとコククジラの捕獲禁止、子クジラおよび子連れ之母クジラの捕獲禁止など、資源の保護に最初から留意されていた。しかし、今から見れば、クジラ資源に関する知識がきわめて乏しく、管理の仕方にも問題があった。とくに大型のクジラ資源を枯渇に追いやったのは、鯨油生産調整のカルテルを目的とした「シロナガスクジラ換算単位」(Blue Whale Unit : Blue Whale はシロナガスクジラの英名) という初期の IWC の捕鯨の管理方法にあった。

IWC の年次総会では、次の年の漁期にどれだけクジラを捕ってもよいか協議し、決定するのが主な議事である。当初、この「どれだけクジラをとっていいか」ということを決めるために使われていたのが「シロナガスクジラ換算単位」である。

鯨油の量が捕獲枠の単位となっていることから、初期の IWC も鯨油の生産調整、価格調整が目的のカルテルという面が強い。つまり、クジラを捕り過ぎると鯨油の価格が下がってしまうから、取り決めをした頭数以上は捕らない、という考えである。

終戦直後は、現在のような資源保護意識もなく各国の鯨油需要も大きかったため、鯨油をどれだけ生産できるかがもっとも重要であった。

③大型クジラ資源の枯渇を招いたオリンピック方式

初期の IWC のクジラの管理方式は、シロナガスクジラ換算単位で南氷洋における 1 年間の捕獲枠を決め (戦後直後の捕獲枠は 16,000 BWU)、漁期のスタートとともに各国とも操業を開始し、捕獲総数が捕獲枠に達し次第、その年の操業を打ち止めるというものであった。この早い者勝ちの管理方式は「オリンピック方式」と呼ばれた。

捕鯨作業は、いちばん大きなクジラを捕獲の対象とするのがもっとも効率的である。シロナガスクジラを 1 頭捕れば、イワシクジラを 6 頭捕っただけのものが得られるのだから、限られた捕獲枠の中で各国が競い合う「オリンピック方式」の下では、クジラの種類別の捕獲規制がなければ、操業効率の観点からより大型のクジラに捕獲が集中することになる。現実にシロナガスクジラとナガスクジラが捕獲の標的になった。IWC では条約第五条 2 により、国別に捕獲割当を設定することが許されていないが、その後、IWC 加盟の南氷洋捕鯨操業国は、1962/63 年から「国別割当」制を導入する。その年の捕獲枠の中で各国の割当量を取り決めるようになる。

ちなみに、1964 年に南氷洋でシロナガスクジラが捕獲禁止になるまで、もっとも多くシ

ロナガスクジラを捕獲したのはノルウェーとイギリスである。2国のシロナガスクジラの累積捕獲頭数はノルウェーが82,000頭、イギリスが70,000頭。日本は25,000頭、南アフリカとオランダがそれぞれ5,000頭ずつ、旧ソ連が4,000頭捕獲している（多藤 1985）。人類が捕獲を始める前の南氷洋にはシロナガスクジラが約200,000頭いたと推定されている。

これだけの捕獲が行われたのは、鯨油生産効率を優先する捕鯨のためであろう。日本式のクジラ肉生産方式で、あますところなくクジラの体を利用する方式ならば、こんなにたくさんのクジラを捕ることもなかったと思われる。

④大きなクジラから相次いで捕獲禁止に

南氷洋で捕鯨を行っていたのは、イギリス、ノルウェー、日本、旧ソ連、オランダなどである。南氷洋捕鯨が始まったのは1904年からだが、1960年ごろには、すでにシロナガスクジラをはじめとするいくつかの資源に陰りがみえてきた。

それと時を同じくして、鯨油生産を目的とする西欧諸国の捕鯨は急速におとろえてきた。すでに鯨油の需要は少なくなっていた。捕獲割当量も減少してわざわざ南氷洋まで捕鯨母船を出すのは、操業コストと収益が釣り合わなくなってしまったのだ。

1960年、IWCの総会で、南氷洋非出漁国の資源動態学の専門家が指名され、クジラ資源管理のためにチャップマン、ホルト、アレンの3人によって、3人委員会が結成された。そこからIWCの資源管理は前進し、結果として捕獲枠はどんどん小さくなり、激減しているクジラの捕獲禁止処置がとられはじめた。1963年には南半球のザトウクジラ、64年には南半球のシロナガスクジラ、66年には北太平洋のザトウクジラとシロナガスクジラが捕獲禁止となっている。

西欧先進諸国でいち早く南氷洋から撤退したのはイギリスで、1963年のことだ。62/63年漁期の捕獲枠は全体で15,000BWUだったのが、64/65年漁期には3分の2の10,000BWUとなった。そこで、操業コストと生産量が釣り合わなくなったイギリスは、まっ先に南氷洋捕鯨から姿を消したのだ。

63/64年漁期以降、捕獲枠はどんどん削減され、63/64年漁期の10,000BWUから、71/72年漁期には、4分の1以下の2,300BWUになっている。

そして、翌72/73年漁期からは、BWU制度は廃止され、クジラの種類別の捕獲枠が設定されることになる（IWC 1974b）。

⑤最後まで南氷洋に残った日本と旧ソ連

1964/65年漁期にはオランダが、72/73年漁期には捕鯨大国ノルウェーが南氷洋から撤退した。そして、最終的に南氷洋に残ったのは日本と旧ソ連であった（IWC 1966; IWC 1974a）。

クジラの肉を食べないイギリス人やノルウェー人は、鯨油がとれる皮と骨の部分だけを取り、赤身の部分は肉粉（家畜の飼料または肥料）を製造するか、海に投棄していた。今はノルウェー人は沿岸捕鯨でとれたクジラの赤身を国民的に食べているが、南氷洋の捕鯨では、貯蔵の問題からクジラの肉は持ち帰らなかった（今でも鯨皮や畝須は食べないので、クジラの体の利用度は65%程度である）。

クジラの鯨皮と骨にある油をとるだけなら、クジラの体の30-40%しか利用せずに、60-70%は海に捨てた。捕獲枠を削られると、クジラから利用する部分がそもそも少なく鯨油の需要もなくなってきたので、とたんに収支があわなくなる。日本は、西欧の捕鯨国が捨てていた60-70%の部分も食糧として利用していたので、捕獲割当量が減少した時代に船団を南氷洋まで派遣しても、産業として収支がなりたっていたのである。だから日本は、イギリスとノルウェーが必要としない捕獲枠を買い上げて捕鯨を続けていた（板橋 1987）。

いわば、日本が南氷洋で行っていた捕鯨は、将来のあるべき捕鯨を見越した、自然にやさしい持続利用型だった。日本の南氷洋捕鯨は、技術は母船式の近代捕鯨を取り入れたとはいえ、いわば地域共同体の伝統的捕鯨が南氷洋で再現されたものといっても過言ではない。日本の捕鯨船団は、クジラを捕獲する人、肉を切る人、加工する人など、さまざまな役割の人々から構成され、食肉生産のためにお互い助け合って仕事をした。

ちなみに旧ソ連が南氷洋で捕鯨を継続できたのは、軍事目的の潤滑油としてのマッコウ鯨油需要があり、肉は日本に売っていたからである。

（４）IWCの変質と反捕鯨勢力

①突如、勧告された「商業捕鯨の10年間停止」

1960年代からIWCにて資源管理が強化されるなか、突如として世界に台頭してきたのが反捕鯨運動の勢力だ。

1972年、ストックホルムで開かれた国連人間環境会議で、カナダ人のモーリス・ストロング事務局長は「すべてのクジラは危機に瀕している」という演説を述べ、アメリカが中心となって動いたことで「商業捕鯨の10年間停止勧告」が採択された（金子 2000）。

この年のIWCの科学委員会は突然の勧告に驚き、「クジラには資源のよいものも悪いものもある。だから、すべての捕鯨を一律に停止するような措置は科学的に正当化されない」といって、国連人間環境会議の勧告を受け入れなかった（IWC 1974b）。

もちろんIWCの科学委員会は、クジラ資源の管理法について、75年、クジラ資源管理のための「新管理方式」を完成させ、捕獲枠の設定に導入した。77年にはナガスクジラが南氷洋だけでなく全世界で捕獲禁止になるなど、クジラの種類別による管理がますます進ん

だ。

②なぜ反捕鯨思想は欧米社会に蔓延したか

かつての鯨油生産競争の時代が過ぎ去ったかと思うと、一転、反捕鯨勢力が欧米諸国から台頭してきた。なぜ、「クジラを守ろう」という運動がこの時代に起こってきたのか。理由はいくつか考えられる。

60年代から70年代にかけては、環境に対して大きな関心が集まっていた。ベトナム戦争でのアメリカ軍による枯葉剤散布、それが引き起こした奇形児問題、公害問題、油田開発による環境汚染、原子力潜水艦の海洋汚染問題……。このままだと、地球は危機的な状況に陥ってしまう。そういう社会的な不安が世の中に漫然とたちこめていた時代だった。

その中で、欧米の捕鯨の犠牲となったクジラを保護することが、さかんに提唱されるようになった。当時、「一頭のクジラを救えずに、どうして地球を救えるだろうか」という環境保護のキャッチフレーズがあった。

さらに、反捕鯨を唱える人々は、捕鯨船によってクジラが銛を打たれ、血を流して死んでいく映像をテレビで配信した。生き物を殺すのはなんでもあれ可哀想なことだが、クジラを選んでそれを流すのは、やはり「人間のエゴでほろびゆく野生動物」という印象を人々に与えたかったからだろう。

また、1960年代、『わんぱくフリッパー』というアメリカのテレビ番組が流行したことも、反捕鯨の思想を強める原因となったのではないだろうか。これはフリッパーという名のバンドウイルカと少年の心あたたまる友情の物語で、これによってイルカは人間の友だちという考えが広まったのではないかと思う。イルカはクジラの仲間だから、クジラも人間の友だちだというわけだ。これは、ある意味クジラの擬人化である。クジラやイルカを殺すことは人間と同じことだから、倫理に反するという考えもそこから生まれている。

いま、クジラ保護は果たして環境保護であるかという疑問を持ち出せば、それはイコールではないと分かるだろう。たとえば、クジラの資源がすべて回復したところで、枯葉剤散布の問題や油田開発汚染の問題が解決するわけではない。

アメリカ合衆国が国連人間環境会議で商業捕鯨の10年間停止の提案をしたのも、ベトナム戦争における枯葉剤散布などが国際非難を浴びていることから身をかかわすための提案だったといわれている（金子 2000）。

当時の社会状況を考えてみると、まず捕鯨禁止運動を成功させることで、人間が何かを成し遂げられることを確認し、その他のいろんな問題が解決できる自信がつくと思っていたのかもしれない。しかし歴史を振り返ってみて、果たして反捕鯨運動が正しい環境保護につながったかと問いかけてみると、それは違うのではないかと思えてならない。

③捕鯨をしない国が IWC に続々参加

70年代、反捕鯨勢力は IWC にも力を及ぼしてきた。

1972年から、アメリカは IWC において商業捕鯨停止の提案をし続けた。しかし当時、反捕鯨国側は、IWC の会合の投票で4分の3以上の支持票（提案が可決されて強制力を持たせるために必要な数）を獲得することができなかった。

科学委員会は、「商業捕鯨を停止する必要なし」との助言を、科学の面から本会議に対して行っている。60年代はじめから、かつての乱獲時代の反省を踏まえ、IWC の資源管理は非常に厳しくなっており、クジラの種類による資源状況の違いをまったく無視した商業捕鯨の停止は、まったくナンセンスなことだった。とくに、ミンククジラやマッコウクジラは資源が豊富だったので、捕獲を禁止する理由はなかった。また国連食糧農業機関（FAO）も、資源を度外視した商業捕鯨の停止には意味がないとしている。

しかし、反捕鯨勢力は諦めなかった。72年当時の IWC 加盟国は14か国で、日本、旧ソ連、ブラジル、ペルー、チリ、ノルウェー、アイスランドなどが捕鯨を継続していた。商業捕鯨の一時停止が4分の3の票数をとれないとみるや、反捕鯨勢力はまず捕鯨を行う IWC 非加盟国（韓国など）を加盟させてから捕獲枠を厳しく設定して捕鯨をやめさせてから、ついでそれまでまったく IWC に関わりがなかった国を次々と加盟させ、1982年には数の力で商業捕鯨一時停止の採択を実現するに至った（Spencer *et al.* 1991）。この時、IWC の加盟国は39か国になっていた。72年には14か国であったから、まさにこれは劇的な変化であった¹⁰（Stroett 1987）。

もはや捕鯨をやめてしまった先進諸国は、「クジラ保護は環境保護」という言い分を受け入れることで、なんら損害をこうむることはなかった。むしろ、反捕鯨、クジラ愛護を叫ぶことで、「環境保護をしている」という印象を与えることができるのだから、捕鯨産業はなくなっても差し支えがなかったのである（Stone 2001）。むしろ、自国内に反捕鯨を叫ぶ人が多いほど、国は反捕鯨の立場を貫くことで政府の支持率アップにつながった。

¹⁰ 1972年以降1982年までに IWC に加入した国のモラトリアム採択時の投票態度は以下の通り：

賛成	セイシェル(1979:脱退1995)、スペイン(1979)、オマーン(1980)、インド(1981)、セントルシア(1981)、ウルグアイ(1981)、コスタリカ(1981)、アンティグア・バーブーダ(1982)、ペリーズ(1982)、エジプト(1982)、西ドイツ(当時:1982)、ケニア(1982)、モナコ(1982)、セネガル(1982)
反対	韓国(1978)、ペルー(1979)
棄権	チリ(1979)、スイス(1980)、中国(1980)、フィリピン(1982)

国名の後の数字はその国が IWC に加入した西暦年。なおジャマイカ(1981)、ドミニカ(1981)は欠席。

④日本が異議申し立てを撤回した裏には…

商業捕鯨の一時停止決議が IWC の総会で通過したとき、もちろん日本は、条約上の権利（第五条 3）に基づいて異議の申し立てをした。資源の健全なクジラ（ミンククジラなど）まで捕鯨を停止することは明らかにおかしいという立場からである。この商業捕鯨の一時停止の決定自体が捕鯨産業の健全な育成を目標とする条約の目的から外れている。しかし反捕鯨国側は、クジラ資源に関する知識の不足を理由に、強引に決議を通過させてしまった。

日本の異議申し立ては至極当然のものだった。しかしアメリカは、アラスカ沖で 100 万トンのスケトウダラを漁獲していた日本のトロール漁船を締め出すとの圧力を日本にかけ、異議申し立てを取り消すように迫った。結果として日本は異議を取り消し、IWC の商業捕鯨停止に従わざるを得なくなった（板橋 1987）。

ほかの漁業問題を持ち出して異議申し立てを取り消させるアメリカのやり方は、条約に認められた権利を侵害している。アメリカ合衆国はアイスランドに対しても圧力をかけ、商業捕鯨一時停止に従わせている。

⑤商業捕鯨一時停止後の反捕鯨国

商業捕鯨の一時停止を規定している条約の附表には、「遅くとも 90 年までに、モラトリアム（一時停止）によってクジラ資源にどのような影響があったかを評価し、新たな捕獲枠の設定を検討する」（第一〇項 e: ICRW 1946）とある。日本、またアイスランドもこれを信じて、90 年からはふたたび商業捕鯨を再開できるものと考えていた。しかし、この期限を大幅に過ぎても、新たな捕獲枠はいつこうに設定されない。これは、反捕鯨国が、数の力で自らの主張を押し通し、捕鯨の再開を遅らせているからである。

まず 1982 年、反捕鯨国は、クジラ資源に関する知識が不十分という理由で、商業捕鯨の一時停止を決定した。その IWC 科学委員会は、1990 年には南氷洋には 76 万頭のミンククジラ資源が存在することに合意したことに続いて、科学的知見に基づいてミンククジラの捕獲枠を算出する「改訂管理方式」を 92 年に完成させ、捕鯨再開の道具を全て完成させた。

そこで捕鯨が始められるかという、そうではなかった。次は、「改訂管理制度」という捕鯨のためのルールを作り直すまで、「改訂管理方式」は適用させないという決議を行ったのだ。ちなみに 1992 年、アイスランドは「IWC はもはや科学的な論議が通用しない場所となっている」と失望して IWC を脱退した。

つまり現在の IWC では「改訂管理制度」に関する話し合いが行われているわけである。しかし、反捕鯨国側は、次の紹介するようにあくまでも改訂管理制度の完成を引き延ばそうとしている。ついには資源が健全なクジラは捕鯨の対象とするのではなく、ホウエール・ウ

オッチングの対象とすべきであると言い出し、捕鯨再開の意図がないことを表明するに及んでいる。

⑥改訂管理制度を複雑化することの真意

日本がIWCの改訂管理制度のもとで再開しようとしている捕鯨は、捕鯨者にとっては収益が少ないものになると思う。それは、反捕鯨国が意図的に捕獲枠を小さくしながら、捕鯨にかかわるコストを高くしようしているためである。反捕鯨国は、捕鯨を再開するための条件をいろいろとつけている。

たとえば、小海域を設けて捕獲頭数をきわめて低く見積もる、国際監視員の経費を捕鯨国に負担させる、クジラの捕殺にかかった時間・捕殺の状況を詳細に報告させる、捕れたクジラ肉の流通を末端まで追跡して報告する、現在あるクジラ肉の在庫をすべて放出させるなど、その要求は膨大で多岐にわたる。特に鯨製品の流通に関する事項は、本来IWCの権限が及ばないはずの問題である。このように反捕鯨国は、捕鯨を行うコストを非現実的なまでに高めることで、仮に商業捕鯨モラトリアムが解除され捕獲枠が設定されても経済的に捕鯨業が成り立たず、従って事実上捕鯨禁止を維持できるようにすることを意図している（Government of New Zealand 1997）。改訂管理制度の議論がこのまま続けば、南氷洋での捕鯨は事実上の経費倒れになり、捕鯨の再開はできなくなってしまう。

IWCにとって本来の仕事とは、捕獲枠を設定することである。すでに捕獲可能量は出ているわけだから、まずIWCがやらなくてはいけないことは、捕獲枠の設定である。南氷洋のミンククジラに関しては、「改訂管理方式」によって、すでに年間2,000頭は捕獲可能という数字が出ているのである（IWC 1993b）。

（5）日本の鯨食文化と鯨体の完全利用

①最初は一部の人の食べ物だったクジラ

各国で発達したクジラの食文化だが、なかでも日本は独特の食文化を開花させた国だといえるだろう。その特徴は、クジラの部位を余すところなく調理した点にある。クジラを食べるという行為は、日本では縄文時代からあり、海沿いの地域に暮らす人々の貴重な食料だった。

平安時代の書『倭名類聚抄』にも、既述の通り、鮭、鹿の肉と共に鯨のあらまき（阿良満岐）が登場し、平安貴族も鯨を食べていた。室町時代には貴重な珍品として、武士や裕福な階層などに食べられた。その味に対する評価は高く、この時代の料理書である『四條流包丁書』には、クジラが当時の魚料理の代表だった鯉と同様に上等なサカナとして扱われている。

織田信長がクジラを朝廷献上したという記録や、長宗我部元親が豊臣秀吉にクジラを1頭贈ったという記録もある。また、『当代記』のなかには、豊臣秀吉が宮中に参内した時の食事の献立に、クジラ料理が出されていたと記されている。

そんなクジラが庶民の食べ物として本格的に流通しはじめたのは、文化・文政（1804年から1849年）時代からだと思われる。捕鯨技術が発達し、輸送の発達に伴い流通がしやすくなったからだ。

当時は土佐、紀州、長崎（西海）あたりが、クジラの大供給地となっていた。クジラの消費は庶民レベルにまで広がっていったようだ。

②庶民の食べ物となった文化・文政時代

庶民でもクジラを口にすることができるようになった江戸の文化・文政時代だが、捕獲の中心地が紀州から四国、九州にかけてということもあり、クジラの食文化は、上方（関西）が中心だという自負が関西の人々の間には芽生えていたようだ。いまでも関西がクジラの食文化の中心だと考える人たちがいるが、それは必ずしも正確だとはいえない。

確かにクジラが本格的に食べはじめられたのは、江戸の元禄時代であり、当時はクジラの捕獲量がそれほど多くなかったこともあって、クジラは西国（九州）や上方（関西）を中心に、上流階級中心の食べ物だったとみられる。

ところが、捕獲量が増えたことに伴い、文化・文政時代には、クジラの肉を江戸の庶民まで食べるようになった。当時の江戸では、12月13日が恒例の煤払いの日とされていたとあり、煤払いを終えた後には、塩クジラ（鯨皮）が入ったクジラ汁を食べる習慣があった。

また、江戸っ子たちは「魚偏に江の字くじらと書かせたい」という川柳を読んだ。魚偏に「京」ではなく、「江」と書かせたいとは、クジラは上方（京都）ではなく、江戸の食文化だという気持ちがよく表れた川柳である。

クジラが庶民の食材となった江戸の文化・文政時代では、もっぱらクジラの肉はすき焼きの材料としておいに活用されたようだ。すき焼きといっても、現代の鍋で煮るすき焼きとは似て非なるものだったようで、すきや鉄を農作業の間に鍋代わりに使い、火のうえに乗せて食べていた。

当時、醤油はまだなかったため、すき焼きの調味料として活躍したのは味噌と酢だった。

しかし、考えてみるとこれは理にかなった調理法だといえる。冷凍保存の方法がない当時としては、殺菌作用のある酢を利用することで、食中毒を未然に防ぐことができる。

③日本で発達したクジラの珍味あれこれ

「鯨売り」と呼ばれるクジラの行商人が闊歩するほど、庶民の食べ物となった文化・文政時

代のクジラだが、治世が安定して人口が増えてくると、どうしてもクジラ肉そのものの供給が不足になる。当時、日本の沿岸で捕れたクジラは300頭くらいだったと推定され、人口が爆発的に増加した江戸や上方の庶民の胃袋を満たす量に事欠くようになっていった。

そこで、クジラ不足を解消しようと、肉から内蔵までを余すことなく食べられないか、さまざまな工夫がなされて、余すところなく食べる食文化が完成した。これが江戸から明治、大正、昭和へと受け継がれていった。そして、クジラのどんな部分も見事に調理する日本独特のクジラ肉の食文化が育まれていった。

クジラの珍味といわれる代表的な部位を紹介しよう。

美味とされる代表的な部位が「鹿の子」である。これはクジラの下アゴの根元から中間にかけて、アゴ骨をおおっている部分で、脂肪のなかに肉が鹿の子状に点在することから名づけられた。肉の粒が小さく、密集度が高いほど良質だとされている。白い脂肪のなかに赤い肉が散在する様子は見た目も美しい。1頭あたりの生産量は少なく、いまでは珍品という形容があてはまる。スライスして刺身でもすき焼きにしてもおいしい。

まるでマグロのトロのような口あたりと旨味にあふれているのが「尾の身」である。クジラの尾部の脂肪が乗った部分だが、江戸時代には食べられることはなかった。というのは、当時日本で捕獲されたクジラは主にセミクジラで尾の身がないクジラだった。明治期以降、ノルウェー式捕鯨砲が導入されて、尾の身のあるナガスクジラ属のクジラであるナガスクジラやイワシクジラが捕鯨できるようになった。

内蔵部分も好まれるようになっていった。そのひとつが「百尋」である。とても長く百尋にも達するというのでこの名がついたクジラの小腸のことで、十分に洗浄した後にボイルして輪切りにして食べる。九州では美味としてとくに愛されており、酒の肴として、あるいは結婚式の料理などにも利用されている。

通称「マメ」と呼ばれるのがクジラの腎臓である。焼き鳥用として利用される心臓より小形だが、ミンククジラで15キロほどある。これもボイルしてから輪切りにされ、酒の肴や惣菜として食べられている。

日本人はクジラの生殖器も食用へと昇華させた。オスの睾丸は、ミンククジラで500グラムほどの大きさだが、これを薄く切ってぬるま湯をかけて食べるだけで美味だ。

煮物やすまし汁用にも利用されるほか、すき焼き用や塩焼き用、味噌煮込みなどと、幅広い料理の素材となっている。ほんの一部分だけを紹介したが、ほかにも70種類を超える部分にまで、日本人はクジラの食べ方を細密化した。調理法を含めると、クジラを使った料理は驚くべき広がりをもつまでにいたっている。

④江戸時代のクジラ料理本『鯨肉調味方』

鯨組は産業面だけではなく、食文化の発展にも寄与していく。捕鯨が盛んだった九州平戸藩で、文化・文政から天保時代にかけて、鯨組として大成功を納めた鯨組に「益富組」があった。1832（天保3）年に、クジラの調理法を網羅した『鯨肉調味方』を上梓し、クジラを捕るだけでなく、クジラ文化を育み、後世へと引き継ごうとした跡が残されている。

益富家が編纂したクジラ本は全3巻。『勇魚取絵詞』という題名がつけられ、クジラの生物学的特徴から漁法まで、クジラに関して記述されている。その3巻目がクジラの調理法を解説した『鯨肉調味方』である。

セミクジラの調理法について触れられているところでは、クジラの部位が70ヶ所挙げられており、そのうち食べられる部位は68ヶ所にも及ぶとしている。皮から身、内蔵、骨にいたるまで細かく区分し、その部位の説明とともに調理法が書かれているのだ。

その一例をあげると、黒皮を「鯨の皮なり。黒皮に白皮厚サ七八分付けて広くへぎたるを黒皮という」とした後、調理法として「生物（生醤油・煎酒）、鉄焼（酒味噌・生醤油）、和へ物（三杯酢、味噌酢）……」といったように、調味料までを丁寧に解説している。

調理法を見ると、刺身、湯引き、揚げ物、ステーキ、すき焼きなど、さまざまな技法によってクジラを調理する方法が、すでにこの時代に確立されていたことがわかる（岡山 1995）。

⑤シーボルトもクジラを食べていた

ドイツ人の医学者で長崎出島のオランダ商館付医官として来日したシーボルトは、医官であると同時に、日本の自然や人文科学を研究した。日本の歴史をはじめ地理や民族性など、幅広く研究を進めたことは広く知られている。そのシーボルトがクジラにも興味を寄せて情報を収集し、日本の捕鯨について書き記すとともに、自らもクジラ料理を口にしているのである。

1823年の来日時、シーボルトは長崎へと渡航する船のうえから、南シナ海を遊泳するクジラの群れを観察。そして「我舟に甚近く、大やかなる海獣あり」と記している。

1826（文政9）年には、出島商館長ヨハン・ド・スチュレルが江戸に参府するのに随行することになり、その際に赤馬関（下関）に立ち寄っている。おそらくシーボルトは、生月（平戸沖合の島）から赤馬関まで関係者を呼び寄せ、診療をしてあげる代わりにクジラについて根掘り葉掘り尋ねたようだ。尋ねられた人物は、おそらく生月の鯨組「益富組」の関係者だったのではないかとされている。

「鯨肉は日本で一般に食用となり、およそクジラの何から何まで食用され、そしてヨーロッパでは人々がまだ考えも及ばなかった用途に使用される。それゆえに一匹の大きなセミクジラは3,600から4,000両もする。……」（高正 1992）

さらに、シーボルトは日本の捕鯨の方法が、当時のヨーロッパとは全く異なる方法で捕ら

れていることを詳細に紹介した後に、需要が多いのはセミクジラとコククジラの肉であると
したうえで、自らクジラ料理を食べた感想も記している。

「われわれはたびたびそれを食べてみた。歯切れのよくない雄の種牛か水牛の肉のような味
で、生のまま食べたり塩漬けにして食べたりするが、塩漬けのほうがおいしい。塩漬けにし、
薄い小片に切って食べる脂身は日本人の好物で、塩漬けしたオリーブのような味がする。…
…」

他に内蔵なども食用とされていることを紹介している。(高正 1992)

⑥日韓外交のもてなし料理にクジラが登場

江戸時代は鎖国政策がとられ続けた。しかしその一方で、お隣の朝鮮とは外交関係を維持
していた。

朝鮮の国王は、江戸の徳川家で将軍の襲名の知らせを聞き付けると、祝いを携えて「朝鮮
通信使」を派遣している。

朝鮮通信使は、1607(慶長12)年から1811(文化8年)まで、計12回派遣されている。
使節は釜山を出航し、対馬から赤馬関に至り、海上を瀬戸内海に沿って進んでいき、大坂の
淀川に入るのが一般的コースだったようだ。京都に上陸し、後は陸路で江戸まで進む。最寄
りの藩は使節の警護にあたり、宿を提供し、心づくしのごちそうでもてなすことが義務づけ
られていた。

享保の改革で名高い8代将軍徳川吉宗は、1720(享保5)年に使節に随行させる船の建造
を命じているが、この船は鯨船だったといわれている。

赤馬関、呉など、クジラ料理が流通していた地域に使節が宿泊することもあり、クジラ料
理がもてなしの席でふるまわれていたようだ。1636(寛永13)年の来日時には、広島藩が
食材としてクジラを購入したという記録が残されている。

また、1682(天和2)年に使節が来日した際にも、クジラ料理がふるまわれた記録があり、
具体的なメニューも残されている。それによると、「クジラの白身に大蒜や葱を臭み抜きに
添え、酢味噌で食べる」となっている。これらの記録からも、クジラは依然として格式の高
い料理の素材とされていたことが偲ばれる(中園 1996)。

⑦明治・大正時代にも奨励されたクジラ料理

1887(明治20)年3月1日付の朝野新聞には次のような記事が掲載されている。「高知の
鯨肉が東京で人気に」という見出しで、記事の内容は東京で1ヶ所だけのクジラ肉販売店が、
日本橋の鯨組で高知から届いたクジラ肉を販売したところ、即日完売が続いている、と書か

れている。

クジラ肉は品薄だったが、時代が大正に移ると次のような意見が新聞に掲載されている。「牧場の狭い日本では養鯨場を設置し、鯨肉を食べ、鯨乳を飲むべし」（1924（大正13）年神戸又新日報）。

供給量は少なかったものの、クジラ肉が販売される価格は決して高くはなかったようだ。1919（大正8）年7月27日付の北海タイムス紙は、「農商務省、肉の値上りを押さえるため鯨肉を安く供給」と報じている。記事には、農商務省水産局が各所と特約を交わし、クジラ肉を安く供給することを決定したことが報告されている。

決定した理由について、牛肉よりも栄養に優っている点を挙げたうえで、価格の安さも関係している。記事によると、この時代のクジラ肉の価格は100匁がわずか30銭。牛ロースが1円60銭、鶏のささ身が1円80銭という時代に、5分の1以下という安さだったのである。庶民に歓迎されたことは想像に難くない。

捕鯨産業の振興を目指した日本政府は、明治時代にノルウェーの近代捕鯨法を導入し、それまでの近海における網捕り式沿岸捕鯨などから脱却を図った。昭和の時代に入ると南氷洋にも進出し、クジラの安定供給を図るようになった。

敗戦後の日本は食糧難に襲われた。GHQのマッカーサー司令官の許可が出され、1946（昭和21）年から南氷洋における操業が許可された。さっそく捕鯨船が出漁し、翌47年の2月には東京築地の中央卸売市場に捕鯨船団の第一船が、340トンのクジラ肉を積んで入港し、食糧不足に悩む日本人の人々の貴重なタンパク源となった。

⑧学校給食の人気メニューとなったクジラの竜田揚げ

クジラの安定供給が実現した昭和20年代の終わりから30年代、40年代にかけて、クジラ肉は日本人にとって欠かすことのできない食べ物となった。なかでも、学校給食の材料として、クジラ肉は必須の食糧だった。

その背景には、クジラの肉が牛肉やブタ肉よりも価格的に安く提供できることが関係していた。1960（昭和35）年における東京都の給食費は、一ヶ月平均で380円。一食にすると約22円という低予算だった。

その結果、経費面を考えると、メニューを決定する栄養士の人たちは、安くて栄養豊富なクジラ肉の幅広い活用を考えざるを得なかったのである。

学校給食の食材としてクジラが利用されるようになったのは、昭和20年代の後半のことだ。クジラの肉をキャベツやじゃがいも、たまねぎなどと炒めた「クジラの炒め煮」、「クジラの味噌煮」などが、メニューとして採り入れられた。

そんなメニューのなかでも、子供たちの間で特に人気の高かった料理は「クジラの竜田揚

げ」である。

それほど竜田揚げは学校給食の定番と呼べるメニューであり、昭和30年代では「揚げパン」「カレーシチュー」と並ぶ、子供たちが好む3大メニューのひとつだといわれていた。

そんな人気メニューだった「クジラの竜田揚げ」が捕獲頭数の制限によって、学校給食から姿を消した。

⑨クジラ肉の現代風アレンジ

商業捕鯨が一時禁止されたことで、クジラ肉の安定した供給がストップした日本では、学校給食どころか、家庭の食卓からもクジラ肉を見かける機会はめっきり減った。いまでは「クジラ肉の味ってどんな味？」と、首をかしげる子供がほとんどだ。

捕鯨再開を求める筆者らは、日本が訴える捕鯨の正当性の国際的な理解をしてもらうとともに、日本が育んできたクジラの食文化を未来へと引き継いでいく運動にも取り組んでいる。

その一環ともいえるイベントが、2002年に日本捕鯨の中心地のひとつだった山口県長門市で開催された「第1回伝統捕鯨地域サミット」である。このイベントでは、各地に伝えられているクジラ料理を紹介し、かつて私たち日本人の祖先はクジラをどのような方法で食していたのか、その調理方法を再現して紹介した。

学校給食の定番だった「クジラの竜田揚げ」はもちろん、酒の肴としても人気の「クジラのベーコン」などの人気メニューも、気軽に体験できるようになっている。

あわせて、クジラ肉を若者に身近に感じてもらい、そのおいしさに触れてもらおうと、現代風料理とクジラ肉の融合とでもいえるクジラ肉を使った現代風メニューも紹介されている。

メニューの一例を見てみよう。

たとえば「クジラのハンバーグ」。赤肉をミンチ状に細かくし、バターで炒めたみじん切りのタマネギと合わせ、牛乳にひたしたパン粉とともに練り上げる。このとき、塩、コショウ、ナツメグを加え、粘りが出るまで混ぜ合わせる。

形を整え、フライパンで焼いてできあがり。残った焼き汁にバターを溶かしてワインを加えて強火で煮た後、ウスターソースとケチャップを加えて味を整えれば、ハンバーグソースができあがる。子供が大好きなハンバーグのクジラ肉版の完成である。

和風には「クジラのづけ丼」もある。水、醤油、砂糖、酒、みりん、出汁の素などでつくったタレに、熱湯で湯がいた5センチ大のクジラの本皮、6ミリくらいの厚さに切った新鮮なクジラの赤肉を漬け込む。これを白ゴマを混ぜたすし飯のうえに乗せるのだ。千切りにした大葉と合わせ、好みでガリやカイワレなどを添えてもいい（日本捕鯨協会・日本鯨類研究所 2003a）。

その他、伝統にとらわれないメニュー開発というコンセプトのもと、クジラ肉とイタリアンやフレンチとの融合も試されている。スパゲッチィ、カルパッチョ、サイコロステーキ…。

クジラ肉に対する需要があつて、はじめて供給への要望も声高になり、国際世論に訴える原動力となつていく。同時に関連の産業の気運も高まる。

⑩美味とされるクジラの種類

日本におけるクジラの食文化をいろいろと紹介してきたが、クジラを使った料理を考えた場合、素朴な疑問が残るだろう。そのひとつが「いったいどのクジラが、いちばんおいしいのか」という点だ。

もちろん、味の嗜好は食べる個人によって異なるうえに、調理法によつても合う素材は変わってくるだろう。そうした前提を考慮したうえで、83種類はいるといわれるクジラの味を比較した場合、ヒゲクジラとハクジラでは、ヒゲクジラのほうが旨いというのがおおかたの意見である。

ヒゲクジラ類も13種類あるが、捕鯨禁止や調査捕鯨での対象など捕獲対象に限定されるため、最近のヒゲクジラのなかでは、ミンククジラの肉が大半を占めている。だが、一般論としてナガスクジラは脂もよく乗り、肉の柔らかさもちょうどいいという定評がある。

人によっては、イワシクジラのほうがおいしいという人もいる。

これは舌の慣れにほかならないという市場関係者もいる。たとえば、彼らによればイワシクジラは、ミンククジラに比べて評価は高くない。これはミンククジラばかりが市場に流通するようになったため、クジラを食べる人が、ミンククジラの味わいをスタンダードな味として覚えてしまったというのだ。つまり、舌が慣らされたにすぎないという主張である。

狭い日本列島だが、ほかの料理でも地方によって味の違いが存在しているように、クジラ肉の種類別の好みも、地方によって異なるようだ。お国料理として、料理に採用するクジラの違いや調理法を拾い上げると、その違いがわかる。

たとえば、宮城県の鮎川や北海道の網走では、ミンククジラが好まれる。それに対して、千葉県和田ではツチクジラ、江戸時代の一大捕鯨地だった和歌山県の太地では、ゴンドウクジラがいまでも愛され食べ続けられている。

各地でそれぞれの好みのクジラを用いて、独自の食文化が発達することになった(フリーマン 1989)。鮎川では冠婚葬祭のときに、ミンククジラの刺身は欠かすことのできない料理となっている。

太地でもゴンドウクジラの刺身は、祭りには欠かせない料理である。網走ではミンククジラを使った鯨汁が正月の定番料理となっており、和田ではツチクジラを生干しにした「タレ」

が有名である。

地方によって好むクジラの部位も異なる。宮崎や鹿児島では赤肉よりも内臓の消費が多く、福岡や大分の東部、山口の山陰側では畝や本皮の塩漬けがよく食べられている。

また、軟骨を粕漬けにした「松浦漬」は、佐賀の名物となっている。地方文化が育んだ、独特のクジラ料理の伝統。これは 21 世紀の今日までしっかりと受け継がれている。

⑩豊富なタンパクで美容にもいいクジラ肉

若者にとっては、クジラ肉といわれても、ピンとこない人が多いかもしれない。だが、第二次世界大戦後の貧しい食糧難の時代を生き抜いた経験をもつ中高年の人たちには、クジラ肉は貴重な栄養源だった。

戦後まもない 1947 年には、クジラ肉は日本人家庭の食生活の中心的な役割を担った肉類だった。動物性タンパク質全体におけるクジラ肉の供給量は 4.8% を占めていた。当時の価格は手ごろで庶民的な食物だったのである。

価格面だけではなく、栄養面においてもクジラ肉は戦後の健康事情の悪かった日本人の栄養不足を補う重要な役割を果たした。ほかの肉や魚類にまして、栄養価に優れた食品であることは、最新の食品栄養学の研究でも証明されている。

まず注目したいのが、クジラ肉はタンパク質に恵まれている点だ。ミンククジラの赤肉を例にとってみると、タンパク質の含有量は 24.8%、尾肉では 23.9% と、獣鳥肉のなかではとくに多い。ベーコンでブタとクジラを比較しても、100 グラムにおけるタンパク質の含有量は、ブタベーコンが 12.9 グラムなのに対して、クジラベーコンは倍近い 24.3 グラムもある。

タンパク質だけではない。クジラ肉には鉄分も豊富に含まれている。鉄は人間の体の組織へ酸素を運搬する大切な役目を担う栄養素である。鉄分が不足すると貧血症状が起こってめまいなどを覚えるが、クジラの肉を食べるだけで、貧血解消に効果がある。

これもミンククジラで分析してみると、鉄分が赤肉部分で 2.5 ミリグラム含まれている。しかも、クジラ肉の場合は、鉄の分子構造がもっとも吸収されやすいミオグロビン鉄と呼ばれる有機体の形となっている。

栄養過多といわれる現代だが、若い女性たちの間では誤ったダイエットが原因で、貧血に悩まされる人が多い。そんな女性たちにとって、クジラ肉は貴重な鉄分の供給源となるはずである（菅原 1993）。

それだけではない。鯨皮などには、豊富なコラーゲンが含まれ、ゼラチンの原料となっている。コラーゲンは肌に潤いを与えてくれる成分として、美容の世界でも必須の成分となっている。クジラは栄養補給だけでなく、美容面でも優れた食材である。

⑫成人病予防ともなるクジラ肉

クジラ肉というと、クジラが哺乳類であるので、牛肉やブタ肉と同じ種類の肉であるという錯覚をもちやすい。しかし、栄養面から見ると、海洋生物だけあってむしろ魚介類に近い。クジラ肉に含まれる脂肪が、魚介類に近い組成をしていることは、牛肉やブタ肉との大きな違いのひとつである（鈴木 1993）。

クジラ肉は多価不飽和脂肪酸を多く含んでいる。牛肉やブタ肉に含まれる飽和脂肪酸を多量に摂取すると、血液中のコレステロール値があがってしまい、動脈硬化や高血圧、心臓病の原因となっていく。反対に、不飽和脂肪酸には血中コレステロール値を下げる作用がある。つまり、クジラ肉には動脈硬化や高血圧、心臓病など、成人病を予防するのに好ましい脂肪成分が含まれている。

また、クジラ肉の脂肪に含まれるコレステロール含有量は比較的少ないことが、測定結果から判明している。コレステロール含有量の多い脂肪を摂取していると、心筋梗塞のような虚血性心疾患にかかりやすい。

さらに、クジラ肉にはエイコサペンタエン酸（EPA）やドコサヘキサエン酸（DHA）が豊富に含有されている。

EPAは血液の凝固を抑制し、血管系の病気を予防する効果がある。

DHAは脳を活性化し、学習能力をあげる効果があることが、ねずみの実験で認められたこともあり、最近では頭が良くなる脂肪酸として注目されている。目の疲れや老化を抑止する脂肪酸として、健康補助食品として錠剤化されて販売もされている。これらは、いずれも魚類に含まれる必須脂肪酸である。

こうした成分の組成を見ると、クジラの肉はタンパク質に関してはウシやブタに近く、脂肪分は魚類に近いという健康的に優れた食べ物であることがわかる（鈴木 1993）。

⑬アレルギーにも効果をあげているクジラ肉

子供を中心として成人層まで増加傾向にある疾患にアレルギーがある。このアレルギー性疾患にも、クジラ肉は代替タンパク源として有効であるという研究報告があり、クジラ肉は老若男女を問わない健康パワーに満ちた食品だといえそうだ。

魚や肉、豆などにアレルギーがある人にも、クジラ肉では問題を起こさないケースが多いことがわかり、最近注目を集めている。

日本鯨類研究所がクジラ肉を提供し、まつのぶ小児クリニックの松延正之先生や宮城県塩釜にある坂病院の角田和彦先生の指導のもと、クジラ肉を用いたアレルギー対策に取り組んでいる。地元「アレルギーの子をもつ親の会」が活動しており、子供のアレルギーに悩む両親にクジラ肉を食べさせるよう助言、指導し効果をあげている（角田 1992）。

アレルギーに悩む人にとって、反応を引き起こすこともなく貴重なタンパク源となるクジラ肉は、これからの食生活にとって大事な戦力となっていくだろう。

現在の日本で流通しているなかで、アレルギー対策用としてもっとも効果が高いクジラ肉は、南氷洋で捕れたミンククジラである。その理由は、南氷洋のミンククジラの肉が世界的に見ても、もっとも汚染されていない食糧源のひとつだからである。

人間が毎日の生活のなかで生み出していく生活排水や産業廃棄物などからは、有機塩素化合物（PCB、リン、窒素、ダイオキシンなど）や重金属類（水銀、カドミウムなど）が、大気、水、土などに影響を与えている。こうした汚染物質は、大地に根を張る野菜などの植物に影響を与え、それを食べるウシやブタなどの家畜類へと影響を与えていく。いわゆる食物連鎖だ。私たちが毎日口にする野菜や肉などの食物のほとんどは、多かれ少なかれ汚染物質の栄養を受けているのである。

海洋生物もこの食物連鎖の例外ではない。海が汚染物質の影響を受け、そこに生息するプランクトンに汚染物質が濃縮されていく。これをエサとして食べた魚類にも汚染物質は、影響を与えるという食物連鎖が広がっていく。

そんな海洋の頂点に君臨するクジラも、イカをはじめとして魚類をエサとして食べているわけで、影響が及んでしまう。それなのに、なぜ南氷洋のミンククジラは汚染されていないのだろうか。

まず、地理的な問題がある。北半球と南半球を比較すると、工業が盛んで人口が多い国々は北半球に集中している。そのため、南半球、とりわけ南氷洋は海域が汚染されていない。

さらに、南氷洋一帯は自然環境が厳しいため、生息する魚類も動物プランクトンのオキアミと、それをエサにするクジラだけだ。その結果、北半球のような海域での複雑な食物連鎖でなく、クジラが直接オキアミを食べるため、南氷洋のミンククジラの肉は安全だということになる。

水産庁は日本鯨類研究所に委託し、全国で販売されているクジラの肉について、どこで捕れたのか（産地）、クジラの種類は何なのか、どこの部位なのかを表示するエコラベルを作成し、クジラ製品に貼ることにした¹¹。この表示で南氷洋のミンククジラの肉と確認すれば、

¹¹ 鯨肉のDNA登録は、日本の調査捕鯨が違法鯨肉の隠れ蓑になっているとの強い国際的な非難を受けて、筆者らの提唱により（財）日本鯨類研究所が全国の市場に流通する鯨肉の一斉調査を行い、この結果をほぼ毎年IWC科学委員会で報告した。この調査は北西太平洋の調査捕鯨と南氷洋の調査捕鯨の全サンプルをDNA分析し、登録することにより可能となったものであった。またこのDNA登録の充実により、沿岸の定置網によって混獲されるクジラの識別と登録も可能となり、農林水産省は2001年7月1日から、定置網に混獲されるクジラの利用を許可した。定置網で混獲されるクジラは、IWCで反捕鯨国の批判と攻撃の対象となっているが、筆者は、定置網は銚子を使用する捕鯨ではなく、国際捕鯨取締条約の対

重いアレルギーに悩む人は安心して購入することが可能になった。

北半球のクジラやイルカの肉や皮については、汚染された小魚やイカなどをエサとするため、食物連鎖の影響を受けている可能性が高い。だが、アレルギー疾患がなく多食しない人にとっては、北半球のクジラやイルカでも、現在のところはそれほど心配する必要はない。クジラの肉や皮など、クジラ製品が国内市場で出回っている量は、2000年で年間約4,000トン程度と少量だからである。

むしろ北半球では、クジラまで汚染問題を抱えていることを知り、海洋汚染をなくして海をきりにするためにはどうすればいいのかという、問題の根を断ち切る方法を模索していくことこそが、人類にとってより発展的な問題解決法ということがいえる。

⑭日本以外にクジラを食べる国

クジラ肉を食べるという食文化は、日本固有のものだと考えている人がいるが、それは誤りである。

かつて、ヨーロッパの捕鯨は、鯨油の精製を主目的としていたことはすでに紹介したが、捕鯨推進国であるノルウェーやアイスランドでは、クジラを現在も食用としている。さらに、ほかの国々でもクジラ肉を食べているし、それぞれの地域で特有のクジラの食文化が育まれている。

グリーンランド（デンマーク）から、アメリカ及びカナダやシベリアにまたがって分布して暮らしているイヌイットと呼ばれる人々。彼らはクジラの脂皮を「マクタック」と呼んで生食している。彼らにとって、マクタックはごちそうである。脂肪だけでなく肉の部分も生食されるが、地域によっては干肉に加工して食べている。

日本の隣国である韓国でもクジラを食べる食習慣がある。韓国はかつてコククジラやミンククジラを捕っていたが、1982年の商業捕鯨モラトリアム（一時停止）以降、捕鯨はおこなっていない。しかし、最近では年間約100頭以上の定置網による混獲鯨があり、クジラを食べるという食文化は現在まで受け継がれている。

食べ方というのは、ユッケや刺身にして生食したり、肉や皮ボイルして薄くスライスし、それに塩をつけて食べたりもする。また、キムチ鍋に入れて食べる方法などもある。

島国であるインドネシアでもクジラ肉を食べている。レンバタ島の人々にとって、マッコウクジラなどは大切な食糧源である。肉や皮に塩をまぶして天日干しにして長期保存用に加工。その肉を一口に切ってスープに入れ、彼らの主食であるトウモロコシご飯にかけて食べるのが一般的である。捕ったばかりの新鮮な段階では、肉に調味料で下味をつけ、炒めて食

象外であるとの立場を説明し、批判などを退けている。

べる場合もある。

アジアだけでなく、カリブ海に浮かぶ島国であるセントヴィンセントやセント・ルシアでもクジラの食文化がある。肉を燻製にして食べたり、シチューの材料に利用したりしている。また、皮はから揚げにして食卓を賑わせてもいる。

ほかにもブラジルやペルーなど中南米の国々や南アフリカなどで、クジラの食文化はいまも息づいている。

さらに、クジラの肉は中世の時代、スペインとフランスの国境にあるバスク地方でも食べられていたし、また、最近までスペインやポルトガルでもクジラは食べられていた。

(6) 未来型捕鯨

これまで見てきたように、日本の伝統捕鯨は鯨体を100%利用する技術と食文化を開花させた。これは、沿岸寄りに回遊したクジラの捕獲頭数は余り多くなく限定的な数量だったので、これらをいつくしみかつ感謝しながら、余すところなく食べられるところを全て利用した。その他に歯やひげ、そして骨なども工芸品や文楽の補助器材、そして肥料などとして加工して利用した（『鯨肉調味方』など）。

一方、米国の帆船捕鯨や欧州の母船式捕鯨船は、主に鯨皮から鯨油を採っただけで、残り70%の鯨肉はただ海洋に投棄して無駄が多く、資源略奪型ないし資源浪費型の捕鯨だった。

また、日本の調査捕鯨は、国際捕鯨取締条約第八条2で鯨体の完全利用を要求され、かつ、その条約の要請に従って、鯨体の100%利用を実践している。

一方、過去の西洋の商業捕鯨はあまりデータを収集しなかった。基本的なデータすなわち性や体長及び胎児など限られた数少ないデータに限られ、捕獲鯨の調査が操業の妨害にならないようにとの配慮が払われていた。

他方、日本の調査捕鯨は100項目以上のデータを収集する。商業捕鯨で要請されるデータに加えて、膨大な数のデータの収集をおこない、鯨類科学の発展と資源管理への貢献を果している。

筆者は未来型の理想的な捕鯨は、この日本の調査捕鯨を基にしたものであろうと考えている。すなわち、科学的情報の収集に十分な、かつ適切な要求を課し、科学的分析の終了後、ないしは必要なサンプルの収集後においては、鯨体を無駄に投棄することなく、かつ余すところなく利用するために食用向けに処理し、加工させる。旧南氷洋商業捕鯨も日本の母船式捕鯨と西洋の母船式捕鯨では、船団の構成が大きく異なっていた。すなわち、一船団の構成は日本の場合は、鯨体を余すところなく利用したために、西洋捕鯨では海洋投棄、またはミールの製造に向けられていた鯨肉や内臓などの食用の加工品及び処理品を日本の市場に運

搬したがために、一船団当りの船の数が異なっていた。日本の船団の方が冷凍船と運搬船が多かったのである。また日本の母船には、鯨油生産用のボイラー以外に、鯨肉や内臓を処理、加工する施設や、これらを冷凍し保蔵するために冷凍庫や冷蔵庫を設備していたのに対し、西洋の母船では鯨油の生産のためのボイラーが主要な施設であった。そして冷凍運搬船などは必要がなかったため、母船団に所属する船の種類も少なかったのである。

また、日本の船団の場合には食用となる鯨肉加工品などを日本市場で販売する必要があったので、処理加工に精通し、かつ技術技能を有する技術者を多数乗船させたが、西洋の捕鯨では、その必要がなかったため乗組員の数も少なかった。日本の南氷洋捕鯨船団は、いわば我々の祖先が江戸時代の 260 年間に花開かせた加工処理技術及び鯨食文化に応ずる技術をそのまま南氷洋に持ち込んだものということができよう。日本の伝統捕鯨と鯨食文化が昭和になり、ノルウェーなど外国から輸入した捕鯨技術と船舶の大型化及び船舶の技術の発展とともに和洋折衷的に南氷洋で花が開いたということができよう。

これに、科学的活動の面での更なる要請と賦課が課せられ、貴重かつ有用な科学的な情報を提供しているのが、日本の調査捕鯨であるといえよう。

国際捕鯨取締条約には、第五条の商業捕鯨というカテゴリーと第八条の科学捕鯨（調査捕鯨）というカテゴリーと 2 つの分類が明記されている。

筆者は既に論述した捕鯨や鯨体完全利用を押し進めた鯨食文化を培った歴史及び背景から、これからの未来型の捕鯨は第五条の商業捕鯨の再開によって達成されるよりはむしろ、第八条の捕鯨の実践と充実による方があらゆる意味において、好ましく、ふさわしいと考える。仮に第五条の商業捕鯨が再開されても、過去に西洋諸国や米国の帆船捕鯨でおこなわれた鯨皮などから鯨油のみを生産する西洋型の捕鯨は全面的に禁止すべきであると考え。第五条の捕鯨も日本の調査捕鯨を原型（proto type）にした科学的要求が厳しく、かつ鯨体完全利用型の捕鯨のみを再開される捕鯨として認めるべきであると強く主張したい。

鯨皮などの一部鯨体利用型の捕鯨は、資源の浪費が激しく、加工に要する時間が短く、直ちに次の捕獲と加工に向かう。また、資源の浪費型のために経済効率が悪く、捕獲頭数を多く必要とする。しかるに日本型の鯨体完全利用型の捕獲は、獲得された鯨体を 100% 利用する方式であり、経済的価値を鯨体の全てに付与する。

従って、経済的な評価も高くなり、捕獲も多くを要しない。従って資源管理にも適切な方式である。

この後者の捕鯨の方が、未来型の捕鯨の原型であり、これに日本の調査捕鯨で必要とされる資源管理や海洋生態系や海洋汚染のモニターなどの科学的な情報収集の目的を加味した捕鯨とすべきである。